

平成22年第4回（12月）坂城町議会定例会会期日程

平成22年12月7日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	12月 7日	火	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程
2	12月 8日	水		○休 会（一般質問通告午前11時まで）
3	12月 9日	木		○休 会
4	12月10日	金		○休 会
5	12月11日	土		○休 会
6	12月12日	日		○休 会
7	12月13日	月	午前10時	○本会議 ・一般質問
8	12月14日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	12月15日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問 ○委員会（総務産業、社会文教）
10	12月16日	木		○休 会
11	12月17日	金	午前10時	○本会議 ・補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

1 2月7日上程

報告第 2号	町長の専決処分事項の報告について	1 2月 7日	同意
議案第54号	上田地域広域連合規約の変更について	1 2月17日	可決
議案第55号	上田地域広域連同上田勤労者福祉センター運営移管に伴う財産処分について	1 2月17日	可決
議案第56号	坂城町公の施設の指定管理者の指定について	1 2月17日	可決
議案第57号	平成22年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について	1 2月17日	可決
議案第58号	平成22年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	1 2月17日	可決
議案第59号	平成22年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	1 2月17日	可決
議案第60号	平成22年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	1 2月17日	可決

1 2月17日上程

議案第61号	平成22年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について	1 2月17日	可決
発委第 7号	「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書について	1 2月17日	可決
発委第 8号	環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に関する意見書について	1 2月17日	可決
発委第 9号	ILO看護条約・夜業条約に基づき、医療・介護労働者の大幅増員と夜勤改善を求める意見書について	1 2月17日	可決
発委第10号	保育制度改革に関する意見書提出について	1 2月17日	可決

平成22年第4回坂城町議会定例会

目 次

第1日	12月7日(火)	
○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○監査報告	6
○報告第2号、議案第54号～議案第60号の上程、提案理由の説明	7
第2日	12月13日(月)	
○議事日程	12
○一般質問	田中 邦義 議員	12
	宮島 祐夫 議員	26
	安島ふみ子 議員	38
	入日 時子 議員	50
第3日	12月14日(火)	
○議事日程	66
○一般質問	柳澤 澄 議員	66
	山城 賢一 議員	77
	中嶋 登 議員	89
	大森 茂彦 議員	101

第4日 12月15日(水)

○議事日程	116
○一般質問 柳沢 昌雄 議員	116
円尾美津子 議員	128

第5日 12月17日(金)

○議事日程	144
○請願、陳情採決	145
○議案第54号～議案第60号の質疑、討論、採決	145
○追加議案上程、提案理由の説明	149
○議案第61号、発委第7号～発委第10号の質疑、採決	152
○町長閉会あいさつ	159

平成22年第4回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成22年12月7日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 12月7日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	田 中 邦 義 君	8 番議員	林 春 江 君
2 "	中 嶋 登 君	9 "	宮 島 祐 夫 君
3 "	塚 田 忠 君	10 "	池 田 博 武 君
4 "	大 森 茂 彦 君	11 "	円 尾 美 津 子 君
5 "	山 城 賢 一 君	12 "	柳 沢 昌 雄 君
6 "	入 日 時 子 君	13 "	柳 澤 澄 君
7 "	安 島 ふみ子 君	14 "	春 日 武 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 沢 一 君
副 町 長	柳 澤 哲 君
教 育 長	長谷川 臣 君
会 計 管 理 者	中 村 忠比古 君
総 務 課 長	宮 下 和 久 君
企 画 政 策 課 長	片 桐 有 君
まちづくり推進室長	塚 田 陽 一 君
住 民 環 境 課 長	塩 澤 健 一 君
福 祉 健 康 課 長	中 村 清 子 君
子 育 て 推 進 室 長	中 沢 恵 三 君
産 業 振 興 課 長	宮 崎 義 也 君
建 設 課 長	荒 川 正 朋 君
教 育 次 長	塚 田 好 一 君
収 納 対 策 推 進 幹	春 日 英 次 君
総 務 課 長 補 佐	青 木 知 之 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	柳 澤 博 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	山 崎 金 一 君
企 画 調 整 係 長	
代 表 監 査 委 員	三 井 幸 雄 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	吾 妻 忠 明 君
議 会 書 記	金 丸 恵 子 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 2 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 5 4 号 上田地域広域連合規約の変更について
- 第 7 議案第 5 5 号 上田地域広域連合上田勤労者福祉センター運営移管に伴う財産処分について
- 第 8 議案第 5 6 号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 5 7 号 平成 2 2 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 0 議案第 5 8 号 平成 2 2 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 1 議案第 5 9 号 平成 2 2 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 2 議案第 6 0 号 平成 2 2 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 2 2 年第 4 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席を求めた者は、理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

議長（春日君） 会議規則第 1 2 0 条の規定により、8 番 林春江さん、9 番 宮島祐夫君、1 0 番 池田博武君を、会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（春日君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの11日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月17日までの11日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は8日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位は抽選で行いますのでご承知願います。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（春日君） 町長から、招集のあいさつがあります。

町長（中沢君） おはようございます。

本日ここに平成22年第4回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には全員のご出席をいただき、開会できますことを心から御礼申し上げます。

記録的とも言える猛暑から涼しい秋となり、りんご・ぶどう・米等、坂城町の農業への影響も少なからずあった今年であったればこそ、平穏な冬を迎えたいと願う今日このごろでございます。

さて、長野県を取り巻く経済情勢は日銀松本支店の発表によると「穏やかに回復しつつあるものの、改善の動きが弱まっている」という観測であり、依然として厳しい状況が続いております。一日も早い景気回復を願っております。

また一方、日本を取り巻く国際環境も大変な状況であると言えます。TPPいわゆる環太平洋戦略的経済連携協定は、貿易国として国内農業の保護との課題に問題提起されていますし、尖閣諸島沖における中国漁船による海上保安庁巡視船との衝突事件と日本政府の対応、レアアース問題、その後の映像流失事件、さらには北朝鮮における韓国延坪島への砲撃など東シナ海での緊張は国民の一人として看過できない問題であり、日本政府の確たる対応が求められるところであります。

さて、町の状況でございます。

まず第5次長期総合計画の進捗状況ですが、これまで町内4カ所で地区別懇談会を開催いたしました。現在、町づくりに係る各団体の皆さんに素案の説明と意見等をお聞きしているところであります。今後いただきました意見等を十分反映させ、総合計画審議会の委員の皆様

さんのご意見を伺い、成案にしていまいりたいと考えております。

上田市を中心市とする定住自立圏構想の検討が進められています。上田市では来年2月を目途に「中心市宣言」を行い、その後、参加する市町村ごとに、それぞれの議会においての議決を経て、連携内容を定めた協定を締結するというものであります。町といたしましては、産業・医療・交通等の分野を検討をしていまいりたいと考えております。

次に産業関係ですが、今年の新たな事業として取り組んでおります。「WAZAパワーアップ事業」におきまして、町で培われた技能・技術の継承や、それを尊重する機運を高める取り組みとして、町の表彰式にあわせまして優秀技能者・卓越技能者、そして新技術や発明に対する表彰を5名、2グループ6名の表彰をいたしました。とかく厳しい町産業界に明るい話題、そして未来につながる事業になるよう期待しているものであります。

県の元気づくり支援金を活用いたしました「さかき地場産直売所あいさい」が中之条国道18号線にオープンし、1カ月が経過いたしました。1日の平均買い物客数は約90名、おしぼりうどんの食堂部門とあわせまして、頑張っているなという感じを持っております。出荷会員のさらなる増、品揃えの充実が期待されるところであります。

また、ねずみ大根祭りも今年はJAちくまの農業祭とあわせて開催いたしました。インター線沿いの畑で収穫祭も盛況に行われました。キャラクターの発表もあり、ねずみ大根の地域ブランド化をさらに推進したいと考えております。

本日8時30分から放送されましたTBS系の全国放送「はなまるマーケット」で坂城町の「おしぼりうどん」が紹介されました。司会の薬丸裕英さんや岡江久美子さんもねずみ大根の辛さを十分味わっていただいたところです。放送を見て坂城町を訪れる皆さんがより増えるというふうな期待を持っております。

福祉関係では、民生・児童委員の改選が行われ、12月1日から3年間の任期で38名が厚生労働大臣から委嘱されました。委員の皆さんには、さまざまな相談や支援、関係機関との連携など地域福祉の推進に努めていただきたいと存じます。

昨年のこの時期は新型インフルエンザが大流行いたしました。新たなワクチンが製造され、10月から接種が開始されております。現在の患者数は全国的にも少ないとはいえ、県・保健所等関係機関と連絡をとりながら予防喚起に取り組んでまいります。

ごみ処理手数料の有料化を4月からスタートいたしました。11月末までの家庭系可燃ごみの排出量は、前年に比べ、マイナス5%の90tの減となっており、町民の皆さんのご協力により一定の成果があったと感謝しておりますが、他市町村では10%以上の減少状況ということですので、決して高い数値ではございません。長野広域連合のごみ処理施設に係る計画の見直し作業も進められており、施設建設の負担増にもつながりますので、さらなる減量化・資源化にご協力をお願いしたいと思っております。

去る11月20日、村上の町営住宅若草団地で火災がございました。幸い入居者は軽症でありましたが、消火作業中の消防団員が通過した車に消防ホースを引っ張られ、けがをするという事故がございました。防げる事故でもあったかという思いもあります。このような事故が二度と起きないように、消防団の消火時における「行動マニュアル」の再点検を指示したところであります。

なお、町営住宅につきましては、隣接入居者もおりますので、焼失部分の撤去や修繕を進め、対応してまいります。

さて、江戸時代の坂木宿は多くの旅人で賑わう宿場町で、幕末から明治初期にかけて「和算」が盛んなところでした。このたび当時の新町の在住した市川佐五左衛門信任さんのご子孫で京都にお住みの市川信彦さんらから、和算の貴重な資料を寄託いただきました。当時の県下でも有数なハイレベルの和算資料でございます。今後の調査・研究を通じ、坂城町の新たな文化の核として活用してまいります。来年2月には、その一部の展示や講演会を企画しております。

いよいよ予算編成の時期となり、先週3日に編成方針等の説明会を開催いたしました。現在の経済状況から来年度の財政見通しにつきましては、町の特徴でもある町税収入の先行きは極めて不透明で依然として増額を見込むことは困難な状況であります。23年度は第5次長期総合計画の初年度ではありますが、統一地方選挙を控えることから「骨格予算」として編成をいたしたいと思っておりますので、ご理解をいただきます。

さて、来春4月には町長・町議会議員の選挙が行われます。

私は平成3年、長野県職員から坂城町に迎えられ、助役を2期、町長を3期と20年間、町政に携わってまいりました。常に坂城町の潜在力・創造力・地域力を誇りとし、国、県の施策を見定めながら「平成の大合併」と全国的な合併機運が高まる中、県下市町村でいち早く“自律のまち”を宣言し、町民の皆様のご協力のもと「自然と人と産業が共生する」「ものづくりと安らぎ」の個性あるまちづくりに精一杯努力してまいりました。

4月の地方選にあたっては、より若く常に未来を的確に見定めることができる、真に地方自治を着実に進められる方を期待しております。任期を残す中で、このような発言はいかがかとも考えましたが、今後残されました私の任期につきましては、その職責を全うしてまいりますので、皆様のご理解をお願い申し上げます。

以上、町政の動向等申し上げましたが、今議会に審議をお願いいたします案件は、専決処分といたしました一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正の報告1件、上田広域連合に係る規約の変更、財産処分の2件、町の公の施設の指定管理者の指定について1件、一般会計、特別会計の補正予算4件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げまして招集のごあいさつといたします。

◎日程第4「諸報告について」

議長（春日君） 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期事務監査が実施され、意見書の提出が監査委員よりありました。監査委員の監査所見を求めます。

代表監査委員（三井君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により平成22年度坂城町定期事務監査を実施いたしました。その結果について報告いたします。

監査の対象は、坂城町一般会計歳入歳出状況、坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出状況、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出状況、坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出状況、坂城町老人保健特別会計歳入歳出状況、坂城町下水道事業特別会計歳入歳出状況、坂城町介護保険特別会計歳入歳出状況、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出状況の一般会計及び7つの特別会計であります。

審査方法といたしましては、各課等から今年度計画された事務事業の執行状況について資料の提出及び説明を求めるなどして監査を実施いたしました。

監査の期間は、平成22年10月25日から11月1日まで実施をいたしました。

監査の結果、各所管における財務に関する事務処理及び事業の契約、執行等については関係法令、条例、規則に準拠して適正に処理されているものと認められました。

以下、監査内容について意見を申し述べます。

平成22年度の予算執行は、実施計画に沿って執行されておりました。主要事業の執行状況については、積極的な取り組みがされています。事務事業の内容及び年間計画とその執行状況については、全体的に住民福祉の増進に重点を置かれ、執行されておったということで評価をいたすところであります。

平成22年度の事業の執行状況については、ほぼ予定どおり行われていました。一般会計の予算執行状況は9月末現在、収入率は予算現額に対し、55.5%で、前年比10.0ポイントの増、執行率は40.4%で、前年比1.7ポイントの減となっています。特別会計全体の収入率は33.1%で、前年比4.8ポイントの増、執行率は40.4%で、前年比5.2ポイントの増、いずれも前年と比較して増となっています。

一般会計及び特別会計全体の執行率については、前年度と比較して歳入が7.0ポイント、歳出が0.9ポイントの増であった。これは事務事業の執行に積極的に取り組まれた成果であります。また工事については工程表どおりに執行されておりました。

次に、町税の徴収状況について、9月末現在の徴収実績は調定額が25億2,291万円、収入済額は17億2,014万円で、前年比で4.5%の減、金額で約8,030万円の減となっています。個人町民税については、収入済額は3億826万円で、前年比21.0%

の減、金額で約8,200万円の減となっています。一昨年来の景気の後退によるものと思われま

す。また法人町民税については、若干ではありますが、回復傾向が見られ、収入済額は1億3,755万円で、前年比13.6%の増となり、金額で約1,645万円の増となっています。収入率は前年度と比べて全体で1.5ポイント増加しています。引き続き収入率の向上に努めてください。

主要事業の執行状況については、年間計画に従い、ほぼ計画的に執行されています。今後も住民福祉の向上のために努力をしてください。

工事の執行状況については、おおむね予定どおり執行されていました。別紙工事等検査箇所調書を参照していただきたいと存じます。

なお、工事の施工に際しては、今後も安全な工事に努め、工期内完成を厳守してください。各課等の指摘事項及び特別会計所管事務につきましては、報告書に上げてありますので申し述べることを省略させていただきます。

さて、かつて経験したことのない大変厳しい経済状況が依然として続いています。また先行きも不透明であります。このような状況下でありますので、財源の確保、事務事業の見直し、経費の削減など効率的な財政運営に努めてください。また予算執行には特に国、県の動向を注視され、住民サービスの低下を招くことのない運営に努めてください。

以上をもちまして平成22年度の定期事務監査の報告といたします。

議長（春日君） 監査所見の報告が終わりました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に、本日までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので報告いたします。

◎日程第5「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」

議長（春日君） 職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（春日君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（中沢君） 報告第2号「専決第9号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

本案は、昨年同様に県人事院勧告を尊重する中で改正を行いました。

主な改正内容ですが、55歳を超えた給料表6級職員の給料、手当等の0.5%の引き下

げ、平均0.064%の給料表の引き下げ改定、平成18年度の給与改定に伴う経過措置対象職員の月額0.17%の引き下げ、今回の改定により減額対象となる職員に対し、4月から改定までに支給された給与の0.22%に相当する額の減額及び43歳未満で今年1月1日に昇給抑制を受けている職員に対し、平成23年4月1日に1号俸上位の号俸への調整を行ったものであります。

なお、本改正は組合の合意も得ており、11月30日に専決をいたしたものであります。

よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（春日君） 提案理由の説明が終わりました。

議案調査のため暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時29分～再開 午前10時44分）

議長（春日君） 再開いたします。

専決第9号「坂城町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

議長（春日君） 日程第6「議案第54号 上田地域広域連合規約の変更について」から日程第12「議案第60号 平成22年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」までの7件を一括議題とし、提案理由の説明までを行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（春日君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（中沢君） 議案第54号「上田地域広域連合規約の変更について」でございます。

本案は、平成23年4月1日に上田勤労者福祉センターの運営が上田広域連合から上田市へ移管されることに伴い、労働事務の廃止を行い、当広域連合の規約の変更を行うものであります。

議案第55号「上田地域広域連合上田勤労者福祉センター運営移管に伴う財産処分について」でございますが、本案は、平成23年4月1日に上田勤労者福祉センターの運営が上田広域連合から上田市へ移管されることに伴う関連による財産の処分に係る関係市町村の協議について議会の議決を求めるものであります。

議案第56号「坂城町公の施設の指定管理者の指定について」でございます。

本案は、平成18年4月1日から指定管理者が管理運営を行っている町内8施設に関し、平成23年3月31日をもって指定の期間が満了することに伴い、同年4月1日からの当該各施設に関する指定管理者を指定することについて議会の議決をお願いするものであります。

議案第57号「平成22年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」でございますが、本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,576万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億3,028万7千円とするものであります。

歳入でございますが、道路改良事業の代替地の土地売り払いの収入が2,152万2千円、保証料返還など諸収入で552万円、基金の繰り入れで2,048万円をそれぞれ追加し、歳出でございますが、国民健康保険特別会計繰出金106万円、介護保険特別会計繰出金340万円、県営灌がい排水事業が368万7千円、企業の融資に係る保証料補給金が500万円、除雪費が300万円、都市計画街路事業が2,913万8千円をそれぞれ増額するものであります。

また平成23年度において一般廃棄物収集運搬等の業務、役場庁舎等の業務を行うための債務負担行為補正につきましても、あわせてご審議をいただきたいと思っております。

議案第58号「平成22年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」でございますが、本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168万1千円を追加し、歳入歳出の総額を15億9,119万5千円とするものであります。

その内容ですが、歳入で国庫支出金8万円、一般会計繰入金106万円、基金繰入金54万1千円を増額、支出では出産育児一時金168万円を増額するものであります。

次に、議案第59号「平成22年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」でございますが、本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,176万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億3,511万3千円とするものであります。

歳入の主なものですが、受益者負担金が1千万円、平成21年度千曲川流域の下水道上流地区でございますが、その維持管理費負担金の返還金が2,187万4千円それぞれ同額、そして歳出では、一般管理費で公課費1,300万円、広域下水道事業費委託費が5,300万円を同額、工事費1,412万7千円、補償費2,500万円をそれぞれ減額するものであります。

また今年度の交付金事業については、適正な事務執行を行うため、国へ翌債承認の申請とあわせて繰越明許費の計上をしております。

議案第60号「平成22年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」でございますが、本案は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ2,072万5千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ11億4,489万5千円とするものであります。

内容ですが、歳入の主なるものは、国庫支出金473万円、支払基金交付金594万円、県支出金269万5千円、一般会計繰入金340万円、基金繰入金396万円をそれぞれ増額。

歳出ですが、介護サービス等の費用が1,780万円、高齢者介護サービス等費が120

万円、特定入所者介護サービス等費が140万円をそれぞれ増額するものでございます。

以上よろしくご審議を賜り、適切なご決定をいただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（春日君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日8日から12月12日までの5日間は議案調査等のため休会にいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、明日8日から12月12日までの5日間、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は12月13日、午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時00分）

1 2 月 1 3 日 本 会 議 再 開 (第 2 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-------------|-------|-------------|
| 1 番議員 | 田 中 邦 義 君 | 8 番議員 | 林 春 江 君 |
| 2 " | 中 嶋 登 君 | 9 " | 宮 島 祐 夫 君 |
| 3 " | 塚 田 忠 君 | 10 " | 池 田 博 武 君 |
| 4 " | 大 森 茂 彦 君 | 11 " | 円 尾 美 津 子 君 |
| 5 " | 山 城 賢 一 君 | 12 " | 柳 沢 昌 雄 君 |
| 6 " | 入 日 時 子 君 | 13 " | 柳 澤 澄 君 |
| 7 " | 安 島 ふ み 子 君 | 14 " | 春 日 武 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-------------|
| 町 長 | 中 沢 一 君 |
| 副 町 長 | 柳 澤 哲 君 |
| 教 育 長 | 長谷川 臣 君 |
| 会 計 管 理 者 | 中 村 忠 比 古 君 |
| 総 務 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 片 桐 有 君 |
| まちづくり推進室長 | 塚 田 陽 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 塩 澤 健 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 中 村 清 子 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 中 沢 恵 三 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 建 設 課 長 | 荒 川 正 朋 君 |
| 教 育 次 長 | 塚 田 好 一 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 春 日 英 次 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 青 木 知 之 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 柳 澤 博 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 山 崎 金 一 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 吾 妻 忠 明 君 |
| 議 会 書 記 | 金 丸 恵 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 町製造業の活性化対策の取り組みについてほか | 田中邦義 議員 |
| (2) 小中学校教育の新たなる方向についてほか | 宮島祐夫 議員 |
| (3) 坂城高校についてほか | 安島ふみ子 議員 |
| (4) 長期総合計画についてほか | 入日時子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に本日から3日間、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（春日君） 質問者は、お手元に配付しましたとおり10名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に1番 田中邦義君の質問を許します。

1番（田中君） 一般質問に入る前に、去る12月7日の本定例議会の招集あいさつにおいて、中沢町長は来春4月の地方選挙には立候補されない旨を表明されました。中沢町長は、助役2期の後、町長3期の12年間にわたり町のトップリーダーとして新たな行政手法で町の活性化に取り組み、町の潜在力、創造力、地域力を高めてこられました。さらに広域合併の機運が全国的に広まった平成の大合併に際しては、いち早く「自律のまち」を宣言し、推進されてきました。この町とまちづくりに対するご熱意とご尽力ご功績に対し、心から敬意を申し上げ、1つ目の質問に入ります。

1. 町製造業の活性化対策の取り組みについて

平成20年9月のリーマン・ショックに端を発した世界同時不況から2年3カ月もが過ぎました。この間、日本を初めアメリカ、ヨーロッパの先進国の回復が思わしくなく、緩やかなのに対し、中国や東南アジア、インドなどの新興国の経済成長は目覚ましく、グローバル経済の新たな牽引役となって世界経済を担っております。

こうした状況のもと、我が国から、これら地域へ工場や生産拠点の移転、部品等の現地調達など海外シフトが加速し、国内の製造業の空洞化、ひいては働く場、雇用の減少が社会の重要な課題となっております。わけても夏以降の急激な円高で海外への移転が国内企業の生き残りの戦略の要とさえなっており、雇用に最も多くかかえる製造業の活性化、国内地域での存続・存立は極めて大きな地域の課題となっております。

このような中で9月に4人以上の工場・事業所を対象にした平成21年長野県工業統計の速報値の発表がありました。21年は世界同時不況の真っただ中で、急激な景気の落ち込み、停滞が続いた年でありますから、県内製造業・工業の落ち込みは当然予測しておりましたが、県全体では売りにあたる製造品出荷額、以下「出荷額」と略称いたしますが、これは前年に対し、78.3%で26.2%もの減少であります。また、この出荷額から原材料費や消費税などの税金を引いた粗付加価値額、以下「付加価値額」と言いますが、前年の86.6%で13.4%の前年を下回っております。いずれも大きな減少であります。意外と頑張られたと私は感じる数値でもあります。

しかし、下請中小企業の町、工業の町である我が坂城町は、出荷額、そして付加価値額などが全県下を大幅に下回っておりまして、前年に比べ、それぞれ何と出荷額は50.4%、付加価値額は48.3%で前年の半分という低さであります。当然、生産活動の落ち込みで町内工場、事業所で働く従業員の方も1年間に778人も少なくなっております。町にとっても当然これが法人町民税にはね返っておりまして、19年には何と7億7千万円ありました法人町民税が21年度は1億7,300万円、約5分の1に減っております。

イ. 21年県工業統計（速報値）に対する町の所見は

9月末に速報値が発表されて2カ月がたちました。世界的な不況で、こういう落ち込みは当然予想されたと思いますが、県全体の落ち込みよりも倍近い減少を示している実態に対して、町はどう感じ、意識しているのか何うものであります。

世界的な不況だからしかたがないと考えているのか、企業活動のことであり、行政の及ばぬところであるという思いなのか、あるいはまた、緊急融資などで行政としてできるだけことはやったと考えておられるのか、こういう実績に対して発表後、ことさら危機感を持って対策・対応に取り組んだように感じられませんが、町の所見を何うものであります。

ロ. 製造品出荷額や粗付加価値等の分析調査の検討は

21年の県工業統計において、坂城町の工業の出荷額や付加価値額が、なぜ県全体や他の上位の市や町に比べて大幅に減少しているのか、とても大きな疑問であり、これからの町の工業が持続し、発展するためには、この原因や要因を分析調査し、あぶり出しを行うことが必要であると考えます。町の工業、製造業が特定の企業の城下町であったり、特別な業種に偏っており、その業種だけが危機的状況に陥ったのであれば納得できる原因・要因が理解で

きますが、今回の世界同時不況は全県的・全国的に及んだわけであり、どうして町だけがこのように県の倍も大きく落ち込んだのか、とても心配であります。対策を立てるには、その原因や要因などを明確にすることがまず第一歩であります。その分析調査をぜひ行うことを要望し、町の考えを求めますが、幸い町は信州大学繊維学部や長野大学、埼玉工業大学などと連携協定を結んでおります。これらの教授や学生の協力を得て、できる限り客観的な分析調査に取り組みれることを強く要望するものであります。

参考までに町の落ち込みに触れますと、出荷額は町が前年の50.4%に対し、県内上位の市や町は67.4%がひとつの市があるものの、ほとんど70%を超えておりまして、ちなみに町は前年の12位から21年は18番目に後退しております。また付加価値額は、これが給料の源になるものですが、町の48.3%前年に対し、上位17の他の市や町はひとつの市が62.7%であるものの、ほかはすべて70%を超えており、中には89%とか91%と前年とあまり変わらない市もあります。こういう市とどこが、何が、どう違うのかなども分析することが望まれると思います。

ハ. 活性化対策の取り組みをすべきであるが

町を含め、我が国は少子高齢の人口減少期にあり、閉塞社会に陥って元気が萎えております。人口構造そのものが高齢層が増え、人口が減少するだけで国や地域の活力を損なうものであります。こうした中で若い人たちの雇用難が大きな社会問題になっております。このためには雇用を支える元気な産業が地域に根づいて培われなければなりません。地域産業の中でも特に雇用を多くかかえるのが製造業であります。先ほども触れたとおり、この分野の海外シフトが加速しており、国内の競争力が総じて弱くなっております。国内でなければできない分野や、これから成長すると言われる環境や医療、省エネ、航空機など新たな分野へアクセスし、受注活動に取り組むなど活性化対策が喫緊の課題ではないかと言えます。従来の視点や発想を変えて取り組むべきと考えますが、町の考えを求めまして第1回の質問を終わります。

産業振興課長（宮崎君） 私から最初の町製造業の活性化対策の取り組みについてというご質問、3項目にわたっていただいているわけでございますけれども、項目に沿って順次ご答弁させていただきます。

まず最初に、21年県工業統計に対する所見ということでございますけれども、工業統計調査は、ご承知のとおり、経済産業省所管によりまして我が国の工業の実態を明らかにするということから、毎年12月31日を基準日として全国一斉に実施されている統計でございます。

この調査によりまして地域の生産力や産業構造などが明らかとなりまして、結果は地域産業の活性化対策や中小企業対策など国や地方公共団体の行政施策のための基礎資料というこ

とで信頼のおける統計調査というふうに認識してございます。

ご質問の21年県工業統計速報値に対する所見ということでございますけれども、製造品出荷額につきましては、20年、前年が約1,700億円、平成21年が866億円、過去最高でございました19年には1,900億円ということでございまして、19年から比較すれば2年連続の減少ということで、しかも対20年度比50.4%という過去最大の下げ幅も記録したところでございます。

また製造品出荷額から原材料使用額を差し引いてあらわされる粗付加価値額につきましても、約312億円、前年比48.3%ということで、こちらも同様に過去最大の下げ幅でございました。

平成22年の9月28日に公表されました21年調査の全国版速報値においても製造品出荷額、付加価値額は2年連続の減少で、ともに過去最大の下げ幅ということでございました。

これらの結果につきましては、さまざまな要因が言われてございますが、2008年秋の、いわゆるリーマン・ショックを景気とした世界同時不況と、それに伴う国内全体における生産量の急速な減少、生産拠点の海外展開とアジア諸国における技術力の向上が挙げられると考えております。

町内企業におきましても、このようなことに起因し、特に世界を市場とする町内のメーカー、その協力工場を含めて21年製造品出荷額等に甚大な影響を与えております。

リーマン・ショック後における21年1月と同年4月において町内企業に対して電話等により現況調査を行った際には、生産はいいところでも半減、さらに厳しいところでは30%まで落ち込んでいるというお話も伺っております。21年調査の厳しい結果は、ある程度予想していたところではございますけれども、実際に製造品出荷額が前年の半分という結果を見ますと、経営者の皆さんも、かつて経験したことの無い厳しい状況であったと言われていたことが改めて数字で見せられたという思いでございます。

一方で、雇用につきましては、雇用調整助成金をご活用いただくなど企業の皆さんにご努力をいただく中で従業員は15%減という状況でございます。

ご質問の中に当町の製造品出荷額や粗付加価値額が県全体の平均を大幅に下回っているというご指摘でございました。これは先ほども申し上げましたけれども、業界にとって大変厳しい状況と言わざるを得ないわけですが、しかし、産業構造や産業分類における数値も変わってまいりますので、一概に比較できるものではないというふうに考えてございます。

例えば製造品出荷額を日本標準産業分類の構成比で見た場合、建設機械や射出成形機及びこれらの部品などが含まれる生産用機械器具製造業、これが当町では町全体の60%を占めておりまして、県全体では、これは10%ということでございます。

ちなみに県全体において産業分類の構成比で一番高いのは、パソコンやプリンターなどが

含まれる情報通信機械器具製造業でございます、約23%を占めております。また21年調査速報値における県全体の生産用機械器具の前年比は48.6%でございますが、情報通信機器器具の前年比は78.7%でございます。生産用機械器具を県全体で見た場合、前年と比べて半分以下となっている状況から、この分野が6割を占める当町においては、しかるべき数字となっているというようなところでございます。

いずれにいたしましても、製造品出荷額が前年の半分ということは非常事態でございます、小規模企業におきましては大変深刻な状況であることは理解しているつもりでございます。

先月開催されました地域経済振興懇話会において町内大手企業の経営者の皆さんから状況についてお話を伺いましたが、業種によりさまざまではございますが、おおむねリーマン・ショック前の7割から8割方戻ってきていると。さらにそれを超える分野もあるというお話もお聞きいたしました。いまだに厳しい状況であることには変わりございませんけれども、生産量的には持ち直しの兆しも見えてきたのかなという感じでございます。

一方で、輸出関連企業において生産量が予想よりも増えているにもかかわらず、円高による為替差損により赤字になっているということで、現在、高値一服感といいますか、円高の長期化による影響が懸念されるところでございます。

景気対策や円高対策など国レベルで対策を講じなくてはならない課題も山積しておりますけれども、今後もより一層危機感を持ちながら関係機関と連携して取り組んでいく必要があるというふうに考えているところでございます。

次に、ロの製造品出荷額や粗付加価値額等の分析調査の検討はというご質問にお答えいたします。

平成3年における坂城町の事業所数は375社あります。これをピークに平成20年には269社と、年平均6社から7社の減少が続いております。この多くは家族経営型の企業で創業者が高齢化し、後継者もなく、事業継続が困難なために廃業される形が多いというふうに関係のところからお聞きしてございます。

その一方で、先ほども申し上げましたが、製造品出荷額は平成19年がピーク、粗付加価値は平成9年がピークとなっています。平成19年の好調さにつきましては、アメリカのバブル景気が最高潮を迎え、同時に翌年の北京オリンピックに向けて中国市場が活発化していたことが影響していると言われております。

このような中で、坂城町の産業形態は下請中小企業を中心とはいえ、特に数字上で見ると世界に市場を有する大手企業に製造品出荷額、粗付加価値額とも牽引され、伸びていると考えております。このような要因を分析して対策を考えていくことは町産業の発展のためには必要であり、今後より一層精度の高い検証が必要であるというふうに考えております。

一方、工業発達地の作成時や坂城テクノセンター建設時に激化する国際社会での競争力に対応して基盤となる技術を高め、どこにもまねできない製品をつくっていくことが重要であると提唱されておりますが、これは現在でも企業の最優先事項として変わらないものと考えております。

さて、来年2月4日には、坂城テクノセンターと商工会の共催で行う新春経済講演会で東京大学名誉教授で長野県産業振興戦略会議委員の松島克守先生を講師にお招きする予定がございます。松島先生は俯瞰工学の専門でございますが、俯瞰工学というのは工学を社会、経済、文化、国際等の周辺部とあわせて俯瞰し、高いところから見て分析するということのようにございますが、工学の大局的最適化のため方法や形を追求する、そういう学問とされております。これをご縁に現在の坂城町企業の技術分野を確認していただきまして、松島先生が得意とされる技術のネットワーク、コラボレーションとして次に展開すべき方向をご示唆いただくことも考えていきたいということでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、ハの活性化対策の取り組みをすべきであるがというご質問でございますが、現在の町内事業所の状況を見ますと、事業所によってリーマン・ショック前と同等ないしそれを上回る生産活動を期待するお話を伺う一方で、リーマン・ショックで落ち込んだ受注生産が回復しないという話もありまして、二極化しているということでございます。また回復基調にある事業所においても、グローバル経済の今日、円高が続く中では未来が保証されないという不安の中で競争力をつけて新たな分野に挑戦していきたいと考える企業もございます。

このような中で、町が支援している坂城テクノセンターの22年度事業においては、新規事業分野として町内事業所の関心が高い環境、省エネ、ロボット等についてのセミナーを展開し、これら産業への参入の可能性を探るとともに、諏訪、岡谷など他地域で先進的な取り組みを展開している企業経営者を招き、その企業との結びつきを進める事業も展開しているところでございます。

また昨年度、経済産業省所管により緊急経済対策として実施されたものづくり中小企業の試作品開発と販路開拓を支援するものづくり中小企業製品開発等支援補助金の第2回公募には全国4,837社の企業が応募いたしまして、625件が採択されたところですが、約8倍の難関を乗り越え採択された町内事業所が6社ございます。この事業所による新技術、試作品を市場に問う機会として10月22日、23日の両日行われた上田地域産業展への出展も行ったところでございます。この際に作成したパネルについては、長野県工業技術総合センター、長野県工科短期大学の協力を得る中で各種発表会での展示もさせていただいております。

さらに事業所の新製品開発に係る支援として、テクノセンター長を初め3人のコーディネ

ーターによる随時相談体制を持ち、企業のブラッシュアップ等についてお手伝いをしているところでもございます。このほかにも坂城町を含めた上田広域産業活性化協議会の取り組みの中で、新産業・新技術へのステップアップとして、魅力ある商品開発や技術開発等に対する積極的な意識の形成と参加企業同士で考えを高め合う仕組みによる新講座を坂城テクノセンターを中心に7月から展開しているところでございます。また独立行政法人、産業技術総合研究所と連携し、坂城町を初め地域の中小企業経営者を対象に最新技術を企業経営に生かす取り組みとすべく始められたSAKAKIものづくりコンソーシアムも3年目となりまして、2カ月に1回開催しているイブニングセミナーは来年1月に15回目を迎えます。ここでも徐々にではございますが、産総研の先生との交流も進む中で技術活用の動きも出始めてきております。

失われた50%の生産量と売り上げ、これを埋めるためには新たな分野に挑戦していくことが大変重要であると考えておりますが、現在、坂城テクノセンターを中心として、これら地域産業の活性化に向けた事業を進める中で新たな分野へのきっかけをつくること、企業が元気になることをテーマにセンター長や技術顧問を中心に事業展開を図っているところでございます。

企業の海外展開が止まらない中、企業経営者の皆さんは大変厳しい状況に置かれておりますが、テクノセンター初め工業関係支援機関との連携をより強化する中で、ものづくりのまち坂城の輝きを失わないよう、最善の努力を続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

1番（田中君） ただいま産業振興課長から3項目にわたって答弁をいただいたわけですが、言葉では大変厳しいとか深刻的なニュアンスを持って答弁されているんですけども、県が、例えば60%近く落ちているという中で40%とか50%であればまだわかるんですけども、県は76%ぐらいで止まっているものを我々はその倍の50%に落ちているんだということの深刻さを、危機感を私はまだ感じておらないなという感じを受けたんです。

この町は建設機械とか、あるいはプラスチックの製造機械というようなことに特化している、その大手の企業の動向が直接町の実績に影響するんだということも確かにそういう面もありますけれども、1社、2社だけで落ち込みがそのまま50%につながっているわけではなくて、私はやはりそういう大きな要因もあるけれども、そこにつながっている人たちが国際競争力に負けたというか、あるいはほかの県内の市町村の企業が頑張っているという中に、なぜ坂城だけがということが非常に懸念されるわけでございます。

そこでちょっと今、私のお聞きした質問のひとつとして、大学を使ってこういうものを分析したらどうかということが漏れていると思いますので、そこをちょっとお願いしたいと思

いますし、町長はこの大きな落ち込みに対して、やはり今の産業振興課長と同じ見識なのかどうか、まず初めに町長の考え、感想をお聞かせいただいて、産業振興課長から大学との連携を使って、私は何も職員がすべてやるとか、あるいはテクノセンターがすべてやるというのではなくて、限られた工数、いろいろ制約、予算を含めてありますから、そのために大学との連携があるわけでございまして、そういうものをまた学生のひとつの教材としても取り上げて、なぜ、この町だけが大きい落ち込みなのかということを解明することが必要ではないかと思っておりますので、まずその2点ちょっとお願いします。

町長（中沢君） 坂城町の産業、特に工業が相当落ち込んでいるということのお話が多々あったわけでございます。そうした中で実態はどうかということ、それなりに考えなければならぬなど。

過日、商工会の主催によりまして中小企業の皆さんと本当に生の話し合いを持ったわけでございます。それぞれの皆さんが本当にこの経済不況の中で英知を絞り、そして知恵を絞り絞って頑張っていると。ようやく海外への進出ということも必要だということの中で、海外の基地と、そしてまた町にある企業とが連携してやることによってこそ将来に向けて生きられるんだというお話もございました。

何よりもいろいろ問題になるのは、円高でございます。円高によって町が大きなショックを受けた。企業によっては90数%、いや、98%海外へという企業もあるわけでございます。こういった時代の波と、もうひとつ課長が申し上げましたように、産業構造が極めて基礎的な、あるいは基盤的な工学機械にシフトされているということが、これまた大きな原因でもあるわけでございます。

それをどのように打ち破っていくかということ、これは坂城ならではのひとつの仕組みとしてテクノセンターがあるわけでございます。

テクノセンターには、申し上げましたように、長野県の工業試験場の場長を経験するということは長野県の工業のトップ技術を習得した方々が現在3人もお願いし、坂城へ応援していただける体制もできているわけでございます。それをより生かしていく。

さらに産学官の連携、これは信大あるいは埼玉工業大学あるいは長野大学の情報関係等々もございしますが、あわせて海外では上海の復旦大学に本研究センター等々ございまして。そういうものをフルに活用できるのは坂城ならではの仕組みでもございまして。そういったものを、議員も言われておりましたけれども、いろいろと模索していく必要があるということは緊急課題でもあり、既にそういった面についてテクノセンターを中心に、いろいろ潜在力、そしてこれからの創造性を生かしながらの新たな道筋をどう築いていくかということを検討している次第でございます。

一步一步知恵を絞りながら、そして坂城として企業がより連携を進め、そしてまた国等の

補助あるいは技術協力を得ながら進んでいくことが現在求められているというふうに理解しているところでもございます。以上でございます。

産業振興課長（宮崎君） 私からはご質問の大学を使った分析調査についてご答弁させていただきます。

分析そのものにつきましては、田中議員さん言われるように大変基礎的な調査をしておくということは大事なことであるというふうに認識してございます。そういう意味で今回の製造品出荷額の落ち込み等についても私ども職員等も分析をしてきていて、産業構造上の今の部分もあるというようなことも出したわけですが、いずれにしても今、私ども、産学官連携ということで信大繊維学部さん、あるいは埼玉工業大学さん、長野大学さんというようなところとつながっておりますけれども、やはりそれぞれの大学にはそれぞれ特徴がございまして、一番大学の学生を使った分析となりますと、やはりどちらかというと文系に近いところの方が調査等やっていただけるということでございますが、やはり工業部門の中ではそれがいいのかどうかという部分もございます。

そういう中で、先ほども申し上げましたが、この2月4日の経済講演会の松島先生につきましては、ちょっと聞き慣れない言葉でございますが、俯瞰工学ということでございまして、これは学生も参加するプロジェクトの中でのひとつの学問という部分でありまして、この先生にも東京大学の名誉教授でもいらっしゃいますので、ちょっとお話もさせていただくのもいいのかなということで先ほどご答弁させていただいたわけでございます。

いずれにしても、全学生さんを使って企業を回ってというところまではなかなか今日的には難しいだろうと。ただ、いろいろな情報等を整理したりして分析するというのは、やはり専門家の方の方がいいのかなというようなことで、ここらの先生にお話もさせていただきたいということで、過日もテクノセンターにもそのように話してございますので、そんなところでの取り組みが、まず最初がいいのかなと。後の部分については順次ということになるかと思います。以上でございます。

1番（田中君） 時間がもう22分しか残っていないのですけれども、これだけに絞るべきだと今、残念に思うんですけれども、ひとつだけ、町長も課長も先ほども言いましたけれども、円高は21年の、私は今、21年の落ち込みを取り上げているわけなんですけれども、21年は円高ではありませんからね。今年になってですから。

そういう中で私が言いたいのは、イブニングセミナーも15回になるとか、あるいはいろいろセミナーをやってきた、そういうことが、なぜこういうときに生きないのかということなんです。やはりそういうために普段もっと新しい技術や情報を取り込む、もっとそんなことよりも私は、例えばさっき先端的な技術開発の助成を8倍の競争力で6社が受けられたと。じゃあ、なぜそれを売り込みなり市場化を町なりが、あるいはテクノセンターなりが、

あるいは町でそういうチームをつくって売り込みにいかないのかどうかということなんです。そういう基礎的な本来やるべき努力をしないではないかという思いが非常にするわけなんです。もっと企業の皆さんにお役に立つやり方というのがいくらかあるのではないかと。トップセールスにしる。

ご承知のとおり今月、この月末へ入って阿部知事は日産自動車の方へ47社県内の企業を連れてトップセールスに行きますよね。私は大事なことは、前も質問で言ったんですけども、なぜそういうところへ行って開発部門とか設計部門とか、あるいは資材部門とか購買部門とか、あるいは生産ラインの部門の人たちと自分たちの技術を見てもらっている意見を聞く、そういうところに改善したり直していったり、あるいはまだまだこれが相手に使われるにはもうちょっとというような、いろいろなそういうものが、現場のニュースなり現場の情報が町内のやる気のある企業さんに伝わらなくては意味がないと思うんですね。一般論はもういいと思うんですよ、私は。一般論ではなくて、一般論の結果がこういう落ち込みになっているということを踏まえていただきたいなと思います。

結局、今、課長の話で学生を使って、産学官連携と言いながら学生を使って、せっかくここだけなぜ落ちたかという、どうして落ちたか、何がいけないのかということ进行分析することをやるという意味が伝わってこなかったんですけども、これはもう時間等の関係もありますので、私はぜひそういう取り組みをしてもらいたい。

そして、この町の弱さは何か、強さは何かというものをあぶり出して、そして強いところはさらに強く、弱いところは直していくという、基盤技術にしても、もっとももっとたくさんの技術が必要になると思うんですけども、そういうものをもっと地道に取り組むような、そういう取り組みを、何も町がやれというのではなくて町がそういう言い出しっぺになって取り組んでいただくことを願います。

答弁を聞いていまして、臣なって国破るといふ、家臣が出世したけれども、その国は倒れていくのではないかというような、そういう思いを感じた次第でございます。課長に最後そういうものに対して、一応産業振興という大きな町の命運を握っている分野として課長の決意をもう1度お聞かせいただきたいと思っております。

産業振興課長（宮崎君） 私の決意ということでございますが、その前に今、阿部知事のキャラバン隊等のお話もありました。

ただ、これにつきましては、やはり単に行っているわけではなくて、事前に募集する企業の中で集められる企業、生産設備の内容、そういうものを綿密に調査される中で出向いていっているということでございます。町内の中で、なかなか積極的にこういったところへ参加できないというような事情もいろいろございますので、そこらもご理解いただければと思います。

それともう1点、中身的に現場のニーズだとかというようなお話をたくさんいただきました。私どもといたしましてもテクノセンターのセンター長初めコーディネーターについても企業へ出向いたり、あるいはいろいろな活動をしています。ただ、現実的な話として「うちはそのままでいかないよ」とか「じゃあ、どういうあれが」と、次から次へそういうお話をいただけたところについて対応はさせていただいております。

ですから、そういう中で、やはり企業さん自身も今まで受け身の中でやってこれた部分もあるかもしれませんが、やはりそういう中で積極的に出ていくというのも大事でございまして、そんなことでテクノセンターでは、ござるの会をやったり取り組んでいるということもご承知おきいただければありがたいと思います。

いずれにいたしましても、産業のまち、ものづくりのまちということで、これについては普遍的なものだというふうに考えておりますので、それに向かって私どもも頑張っていきたいと考えております。以上でございます。

1番（田中君） 課長のさらなる決意を期待しております。キャラバンやそういうもののごしらせを行政が担っていただくということでございますので、ひとつぜひかつての充実した企業さんが群居するような、そういう地域づくりへ皆さんの取り組みを期待しておるわけでございます。

時間等の関係もございますので、2番目の質問に入ります。

2. 第5次長期総合計画の住民参画について

来年から向こう10年間の第5次長期総合計画の策定が進められておりまして、11月には素案について町内4地区で説明する懇談会が開かれたようでございます。この長期総合計画策定に関しての住民参画について2点に絞って質問を行います。

イ. 地区懇談会の開催状況と住民の関心と反応は

計画素案の基本構想、これは議会の議決案件であります。この基本構想では計画の基本理念として「住民と企業と行政が連携し、それぞれの役割を担う地域主権、住民自治の自律のまちづくり」を挙げておりまして、このためには住民が地域のあり方を自ら考え、行動し、責任を持つ住民自治に基づく協働、協力して働くコラボレーションでございまして、協働によるまちづくりを最重要課題と位置づけておられるわけです。

住民が主体となって自らの地域や町を自らがつくり合う地域主権の考え方、あり方は成熟化し、財政の制約が強まる地方自治体や地域にあつて時宜を得ておりますが、肝心の住民の参画、主体性が感じられません。住民が自ら考え、責任を持ってまちづくりを行うことは従来の、ややもすれば行政にあれをやってほしい、これをやってほしいの依存型からの180度の大転換になるもので、行政がつくった与えられた計画では絵に描いた餅になってしまう心配があります。

こういう面から地区別懇談会を通して地区の住民の関心や反応など町はどのように感じているか伺うものであります。

ロ. 住民参画のあり方は十分か

10年後のこの町をどういうものにするのか、広く住民の意見や考え、要望や希望を取り込んだ主権者である住民の熱い思いが感じられる計画素案を期待しておりましたが、残念なことあまり伝わってはきません。わけても町内に高齢者だけの世帯や独り暮らし、空家などが増えて地域における住民の役割が極めて大きく重要になっている時代でありますから、住民自らが考えるまちづくりへの新たな方向を期待していただいただけに何か物足りなさを感じるところであります。

9月の定例議会の一般質問の答弁で、有識者130名にアンケート調査を行い、審議会の委員数も他の審議会の倍以上の26名に委嘱し、住民の声を反映したとありましたが、アンケートの回収率も約60%と聞いております。住民自治を推進する計画づくりとしては住民の参画が少ないように思います。かつてのGOGO機構の人たちが熱い思いをまとめられましたが、こういう手法はなぜ今回取り入れなかったのか、必要な背景は何なのか、住民の参画は十分と考えておられるのか、町の説明を求めるものであります。

また、さらなる住民参画への取り組みについて今後どのように考えているかもあわせて伺います。

町長（中沢君） 田中議員の第5次長期計画に対するご質問でございます。初めてのご質問でございますので、若干長期構想そのものについても申し上げます。

お話のように市町村が事務処理をするにあたっては、議会の議決を経て、そして総合的・計画的な行政を進めていくんだということが地方自治体に決められているわけでございます。要するに町が計画案を策定し、議会が承認していくと、こういうことであるわけでございます。第4次計画が13年から22年度までで終わり、いよいよ第5次で23年度から32年度への長期構想ということでございます。

私はこの策定にあたって、かつて私が県職員であったころの長期構想で「一人一人の幸せを求めて」ということの計画に参画いたしました。市川健夫先生、原田泰治先生等とともに論議し、作成した経験を持っております。今回は、そういった手法をより生かそうということの中で手法をいろいろ考えてきたわけでございます。手法というか、道筋でございます。

先ほどお話のございましたようにGOGO機構、55人の皆さんに3年間にわたって町の将来を論じていただきました。中嶋聞多先生、今、法政大学の教授でございますが、そのご指導を受けて素晴らしいものの提案があったわけでございます。それをひとつの出発点にしたいという気持ちを持っております。

そういう中で本来の手法として総合計画審議会に諮るということでもございます。審議会

も普通10人ぐらいなんです、26人をお願いし、なおかつ、その基礎的なものは長野大学の6人の先生をお願いし、ワーキンググループをつくっていろいろと検討していることでもございます。特にデルファイ調査を実施いたしました。坂城町で初めてでございます。

デルファイ調査というのは、いろいろな面で専門的な知識のある方、知恵をお持ちの方々によりご意見をいただき、それを集約していくということでございます。

そうした中で、いろいろなものを意向を踏まえながらつくっていく。その間にお話のありましたように地域の懇談会、もちろん大事でございます。それ以上に各団体との説明会も進めております。男女共同の皆さん、あるいは民生委員、あるいは行政の関係者、商工団体等にもお話をし、提案を得ているわけでございます。そうした中で策定していくことが何より大事だということございまして、もちろん残念ながら地区の懇談会には50名足らずしか集まりませんが、それ以上に何倍もの皆さんのいろいろな真のお気持ちもお聞きしているところでもございます。

要は、行政は責任を持って10年先、20年の先を策定し、そのもとにそれを啓発し、実践していく過程が何よりでございます。ただ何人集まった、何人と言うよりも、この実践する過程をより模索していくということではなかろうかと思っております。

新しい発想といたしましては、定住人口ということに加えて交流人口、坂城に皆さんがどのくらい集まっていたか、これを伸ばすというようなこと。あるいは広域の中で長野広域、上田広域のほかに定住自立圏をつくっていくとか、そういった面をいろいろ進めているところでもございます。

要は、こういった計画は、できるだけ着実に進むべき方向を見定めるとともに、10年先、20年先の夢を描くということをとともに進めてまいりたいと、こんなふうに思う次第でございます。以上でございます。

企画政策課長（片桐君） 住民参画のあり方は十分かという点についてお答え申し上げます。

先ほど町長の方からも答弁がありましたが、計画の素案につきましては、有識者に対するアンケート調査、また素案について地区別懇談会を行い、ご意見ご提言をお聞きしてまいったところでございます。加えてGOGO機構の皆さんからの提言につきましても計画に反映をさせていただいたわけでございます。

さらにより広くご意見ご提言をいただくため、現在、商工会あるいは行政・教育委員会、そのほかまちづくりの団体等々の皆さん、また、過日行われました女と男ふれあいさかきの中でも素案について皆さん方にお配りをした中でご意見をいただくようお願いをしてきたところでございます。

これらのご意見等を生かしながら、また町のホームページにその概要を掲載し、さらに広く住民の皆さんからご意見を頂戴した中で、それらをさらに反映させて、総合計画審議会

において、それぞれの分野の専門家でございます委員さん方のご意見を伺った上で成案としていきたいというふうに考えております。

この長期総合計画につきましては、今さら申し上げるまでもございませんけれども、将来の町のビジョンという観点でお考えをいただければというふうに考えております。こういったまちづくりを進めていきますよという、いわゆる行政の最上位の計画でございます。それにつきまして今後、具体的に実施計画等組む中で住民の皆さん方に基本的にかかわっていただく、そういった仕組みづくりを進めながら住民自治をさらに高めていくというふうになるかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

1 番（田中君） 最上位の町の将来のビジョンであるからこそ住民の皆さんにも、できるだけ大きくかかわっていただいて、そして自分たちの町を自分たちがどうつくっていくか、理念でも自分たちのまちづくりという方向を示しているわけでございますので、そういう点で、もう少し住民の皆さんの参画、わくわくするような参画を本当は醸し出していかなければいけないのではないかなという思いでございます。

もっと本当はこの問題について取り組まなければいけないんですけれども、より一層の住民の皆さんへの関心を高める取り組みを期待して私の終わりに入りたいと思っております。

議会に議席を与えていただいて任期最後の3年半が過ぎました。今年は桜に雪が積もる春先の冷え込みと、また夏には記録的な猛暑となる異常気象、自然界の異変が強く印象に残る年でありました。そして今までの経験したことがない初めての変化が我が国、日本で起きているようにも感じます。日本が置かれている、日本を取り巻く経済的な環境であります。

過去においてはオイルショックやプラザ合意の猛烈な円高、バブルの崩壊など大きな試練がありました。それでも1、2年で何とかなるだろう、立ち上がるだろうという無意識の可能性を感じてまいりました。事実これらのショックを克服してその後の新たな発展に結びつけてきたところであります。

しかし、現在は少子高齢社会に加え、人口減少の我が国に対し、新興国のものづくり、経済力のもり上がり、高まりが日本に取ってかわろうとしております。工業の町、下請中小企業の町として、これらの諸国に負けない競争力を磨いていかなければなりません。このためには現状をしっかりと見据え、住民力を最大限に生かす方法が必要と思っております。

21年県の工業統計は坂城町のみが大きく落ち込んでおり、なぜなのか、どうしてなのか、この原因・要因をしっかりと分析し、今後の持続する元気な産業へ生かさなければなりません。住民が主役の元気なまちへ、さらなる取り組みを期待して私の一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時00分～再開 午前11時11分）

議長（春日君） 再開いたします。

9番 宮島祐夫君の質問を許します。

9番（宮島君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

食と農業の農村をめぐる現下の情勢の中でT P P（環太平洋戦略的経済連携協定）、国は交渉への参加が検討されているが、T P Pは関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化を目指しているわけであります。そういう交渉であり、T P Pへの参加問題をきっかけに農政の根本的改革が政府の大きな課題であるわけであります。今こそ農業生産が高く、国際競争力を持つ農業に生まれ変わるような政策展開をすべきであるわけであります。今後、国民的議論を大いに期待する一人でもあります。

地域農村での自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能の発揮によるさかき地場産直売所あいさい開設は、農産物販売の拠点として農業の活性化を図るイベント広場としても活用していただきたいと思うわけであります。それが坂城町の名所になるように開設のことを大いに期待する一人でもあります。

1. 小・中学校教育の新たなる方向について

イ. 行政と教育委員会の連携による施策の推進について

子どもたちの義務教育は基本的には知識の獲得や人間力強化にあたって最も基本的な学校教育であるわけであります。重要な役割を果たす場でもあるわけであります。従って、教育その新たなる可能性への挑戦として、行政と教育委員会との連携による施策の推進は最重要課題であります。今回の第5次長期総合計画（素案）学校教育の基本的指針について、まず最初にお伺いをさせていただきます。

近年の少子高齢化の進展、厳しい財政状況や産業の構造の変化等を背景に地域社会に置かれている地域の再生は重要な課題になっているわけであります。学校教育の総合的な推進を図るための未来を担う小・中学校の行政と教育委員会との連携による施策の総合的な推進をどう図っていくかについてもお伺いをさせていただきます。

ロ. 新たなる学力向上施策の方針は

県教委は4月に実施された全国学力テストの県内公立小・中学校の結果分析を公表していただいているわけであります。それによると都道府県別では、長野県の順位もあるわけでありますが、そうしていないということは差し控えさせていただきますが、かなり低迷の状況であるというふうに取り扱っているわけであります。学力向上施策が不十分だったと自己反省と今後の学力対策の強化を検討する方向にどのように考えているか。学力テストの結果分析と確かな学力向上対策はどのように進めるかについてもお伺いをさせていただきます。

また児童生徒の少子化による現状、3小学校、そして中学校の空き教室利用を学力向上にどのように生かされているかについても重ねてお伺いをさせていただきます。

ハ. 小・中学校の不登校・いじめの問題の対応について

小・中学校の30日以上長期欠席者について理由別の判断を病気、不登校、その他何らかの要因の背景による生徒が登校しない、できない状況にある不登校の現状といじめの兆候をいち早く把握し、隠さず家庭と学校での連携をすることが最重要課題であるわけでありませぬ。現状の問題点は何か。また起きた場合、迅速に対応ができているかについてもお伺いをさせていただきます。

ニ. 教員免許更新制について

近年の社会経済状況の急激な変化の多様化する将来を担う小・中学校の教育再生へのための教員免許制、また教員免許証更新の目的と講習内容についてもお伺いをいたします。

また教員が学ぶ機会により知識、技能の向上を図るための更新制導入により現在学校がかかえる問題は解決に向かうか、教育委員会の見解についてもお伺いをさせていただきます。以上であります。

町長（中沢君） 宮島祐夫議員のご質問にお答えしてまいります。

小・中学校教育の新たな方向について、この町と申しますか、行政と教育委員会が連携すると、そういう中での推進策等のお話もあったわけでございます。

申すまでもございませぬが、小・中学校教育の新たな方向に対しましては、学校はもとより町、教育委員会、そしてPTA等がそれぞれの役割を持って対応するということが基本だなどという思いが常々ございませぬ。

学校教育の基本ですが、社会環境の変化に対応できる心身ともに健康な児童生徒の育成であらうなど、こんな思いもいたします。

文部科学省が示している生きる力を育てると申すこと、これまた同じであらうと思ひます。

具体的な目標としては、教育環境の整備、教育内容の改善、教職員の研修の機会の充実、学校、地域の連携などが挙げられると考えております。

町の第5次長期基本計画構想におきましても、学校教育の基本は文部科学省が示された指導要領の方向を踏まえながら独自のものを加えているということで、これは教育委員会ともども町もバックアップしていかなければならないなど、こんな思いがいたします。

行政と教育委員会の連携ということで、どのように総合的な推進体制をとるかということでもございませぬ。私が常々口にしておりますように、教育環境の整備につきましては、行政が真に責任を持って進めると。教育内容、先生方の研修、学校、家庭、地域の連携など、ソフトな面についての推進は教育委員会、学校に原則として委ねてまいりたいというのが私が教育には教育委員会で頑張ってもらいたいという姿勢であることを示しているところでもございませぬ。行政と教育委員会、ともに行政ではございませぬが、連携は極めて重要でございませぬ。教育委員会の事務総括であります教育長を介して町行政と教育委員会の連携を深め、相互の

意思疎通の上でそれぞれの責任を果たしていくということでもあろうと思っております。現在、町の財政が大変厳しい状態にはございますけれども、先生方の研修の充実、軽度の発達障害の児童生徒への補助員の配置、不登校対策等々教育委員会の施策についてはバックアップしているところでもございますが、行政が行うべきものとして学校施設の整備、校舎の耐震化、大規模改修等々につきましては、精一杯計画的に進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

第5次総合計画で教育の面では「創造性と人間性を育むまちづくり」を挙げております。こういった問題につきましては、地域の教育力の向上と地域の文化の向上、2つの柱立てをしております。そういった面では生涯学習の展開、あるいは家庭とつなぐ幼児教育とか生きる力を育むとか人権教育、あるいは環境教育、そしてまた、いろいろなものが含まれてきております。そして町が文化の向上、地域文化を高める上では地域の文化度の向上、あるいは青少年を育む教育、スポーツ活動、国際交流、産学官連携等々幅広いものがございます。こういった面については、時には町が主導でやらなければならないし、やるべきだと理解しているところでもございます。行政と教育委員会が本当に意見交換を常に持ちながら連携を深め、町の子どもたちのより教育の充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

教育長（長谷川君） 宮島議員さんからの小・中学校教育の新たなる方向についてというご質問の中の口、学力向上対策の方針はについてお答えを申し上げます。

坂城町での学力向上事業は、先生方で構成されています坂城町学校職員会で取り組んでいただいております。この事業は毎日の授業を教え込む授業から児童生徒が自分で考えて答えを見つけていく問題解決の授業へと変えていくことで、今まで以上に、このことによりまして思考力を育て、確かな知識を身につけていくことができるのではないかと考え、それを目指しております。

内容としましては、信州大学教育学部教授のご指導をいただきながら、算数、数学の授業を中心に問題解決学習を進めること、それから学習した内容がどのくらい達成しているかということ进行调查して、その結果から指導内容の定着度等を見極めて原因を分析し、改善をしていく、この2つのことを柱にして取り組んでおります。

この結果としまして、先生方の授業は少しずつ問題解決の方向に変わってきたかなと思えますし、子どもたちの発表力はだんだん力がついてきたなというふうに見ております。県の指導主事からも同様の評価を頂戴いたしました。しかしまだ途中でありまして、今後しっかりと定着するには、まだ数年かかるかなというふうに思っております。

全国学力・学習調査の結果についても同じように分析をしまして、こちらの方は学習状況調査というものと重ね合わせて分析ができるようになっております。個々の児童生徒の家庭

での学習状況とか生活状況等も調査されておりまして、それと学力調査の結果とを重ね合わせて、主に学習状況の改善に、これは生かしてまいりました。こちらはまだ十分進んだという状況ではございません。今後も保護者の皆様方のご理解をいただきながら学習状況の改善を図っていきたいというふうに考えております。

平成23年度から変わる指導要領の重点は、思考力を育てる、思考した結果を言葉や文章で表現する、この力を育てるの2つがあります。その面からも今まで取り組んでまいりました学力向上事業を今後も引き続き進めていく必要があるかなと思います。

来年度の計画につきましては、現在、校長会、教頭会で検討していただいているところがあります。教育委員会としましては、坂城町の児童生徒により確かな生きる力を身につけていけるような学校教育を進めるという目的のために、先生方のこうした主体的な取り組みを大いに支援をし、期待をしてまいりたいと思います。

空き教室の利用についてであります。現在、空き教室、それなりの数があるわけですが、7～8年前から取り組まれました少人数学習、これは算数を中心にして行われてきて、中学は英語もやっているわけですが、これに使うとか、あるいはグループ学習等で今までは教室の前と後ろでというふうに分かれていたのをAグループはあちらの教室へというような形で有効に活用し、特に表現をする力を育てるといったような部分で今、活用を進めております。

それから今年度から取り組んでおります読書活動についても、より有効に図書を展示する部屋として空き教室を利用するなど行っておりますが、今後も子どもたちの学力向上のためにどのように使えばいいかということの研究してまいりたいと思っております。

次に、ハの小・中学校の不登校・いじめ等の問題についてということですが、不登校、いじめ等の現在の状況は、14名ほどの不登校の児童生徒がおります。数年前に比較しますと、大体3分の1に減らすことができたかなと思っておりますし、特に中学校での不登校が大きく減ったわけですが、先生方に取り組んでいただいた中1ギャップの解消に向けての小中の連携とか、あるいは中間教室やフレンドリールーム、この活用がだんだんと功を奏してきて、引きこもりの子どもが中間教室へ来られるようになり、中間教室からフレンドリールーム、さらには学級へ復帰できるというルートが整ってきたかなということが考えられます。

またカウンセラーも入れていただいておりますけれども、これも家庭との相談、特に子どもの相談というよりも、おうちの方の相談体制ができて機能してきているかなというふうに思っております。

いじめは、からかいとか冷やかしか、そういういじめはそれぞれの数起きてはおりますけれども、陰湿な、あるいは継続のないじめという形では現在のところ事例はございません。

これも一時的な現象にとまるということは先生方のその素早い発見と解消のためのご努力の結果というふうに感謝をしているところであります。

迅速な対応がとれているかというご質問であります。これは毎年、早期発見、早期対応という不可欠な条件を学校で改めて確認し、適切な対応ができるようにマニュアル化をする作業を進めていただいております。

不登校対策としましては、欠席の状況を常にチェックする、欠席の理由に不審を感じたら直ちに保護者と連絡をするとか家庭訪問するとか、そういう面で素早い対応をしますし、まず初期対応としては、じっくりと本人、親の話を聞くという心のケアから入っていくような対応を進めていただいております。

不登校、いじめ、この問題は、まずは起きないようにすることが一番の対策でありますので、日ごろから人間関係をつくっていく力を子どもたちに育てる、そういうことには力を入れていただいております。どの学校でも学校重点目標、これは4つか5つ挙げられておりますが、そのうちのひとつにはこれを挙げていただいております。先生方が研修を進めたり、あるいは日ごろあらゆる分野で児童生徒への指導、目配り等を行っていただいております。児童生徒の心のつながりがだんだん育ってきていると同時に担任を中心として学校や保護者との心のつながりも円滑になってきているなというふうに感じているところであります。

最後に、二の教員免許更新についてであります。これは平成21年から導入されました。それまでは教員免許証は終身でありましたけれども、平成21年以後は10年ごとに大学等で行う30時間の免許更新研修を受けることが義務づけられました。平成21年前の免許証についても、これは無効にはなりませんけれども、講習を受けないと教壇に立つことができないというシステムであります。

目的については、教員免許更新は、その時々で教員として必要な資質、能力が保持されるよう定期的に最新の知識・技能を身につけることで教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものだというふうに文部科学省では規定をしております。

講習内容はというご質問ですけれども、これは該当者はそれぞれが自分で希望する大学に直接申し込むシステムになっております。2つ大きく講習内容は決められていまして、1つは教育の最新事情に関する事項と呼ばれる12時間の研修、もうひとつは、教科指導、生徒指導、その他教育の充実に関する事項という18時間の研修になっております。これを2年間で受講しなければならないという決まりであります。

成果はどうかと、学校のかかえている問題は解決できそうかというご質問であります。今年、町内で該当する先生が5人いらっしゃいますけれども、その方々の感想によりますと、教育の最新事情に関する事項の講習、これは現在、最新の文部科学省の教育施策の方向であ

りますとか、子どもの新たな動きや変化に対する事例や、それに対する対応、学校と地域との連携についても新しい取り組みなどが紹介される等で目新しさがあって有意義だったというふうに感想を聞いております。しかしながら十分効果があるかということについては、まだ把握ができておりません。

しかしながら、貴重な時間と費用を使つての更新でありますので、有意義なものになるように研修内容を充実できるよう期待するとともに、また講習を受けた先生方も、それを生かす努力も今後期待しながら幾つかの問題が解決に役立つようになってほしいと願っているところであります。以上です。

9番（宮島君） それぞれ町長、教育長からご答弁があったわけですが、最初に町長に1点質問させていただきます。

いろいろ行政との連携についての内容は、取り組み状況についてはおおむね理解をしたわけではありますが、そこで、その中で1つ、いわゆる連携による施策の総合的な推進のかかわりについて申し上げるわけですが、先ほどもちょっと出ておりますが、行政と教育委員会の連携による、いわゆる第5次総合計画、素案でございますが、将来の人口は2020年の目標、あと10年後には人口規模1万5千人と、この数字を私はとやかく言うわけではございません。これを目標にしているわけでございます。

こういった中で、やはり現在の実情は1万6千人ほどあるわけですが、そういう中での高齢化比率というものは非常に高いわけでありまして、将来を担う子どもの、いわゆる若い者の教育は今後大変重要な課題になるわけございまして、そういった中で少子化に対する、そういうものを含める中での地域の教育のレベルをアップするというねらいの中で、この地域の若者の特色ある地域教育、この具体像、具体的に先ほどもやっていることは十分わかりましたけれども、私も承知はしていますが、今やっていることのおさらいでは今後の計画の中では若干物足りなさがあるのではないかと思うわけですが、そういった将来の、いわゆる地域教育の具体像はどう考えているかについて町長にお伺いをさせていただきます。

町長（中沢君） 宮島議員の質問でございますが、お話のように、今、坂城町は1万5,700人ぐらいでございますが、長期計画の中では1万5千人ぐらいということを出してあります。若干高目かなと思いますけれども、いろいろ住みよいまちづくりをすることによって、あるいは子育て支援をすることによって何とかそれを維持していきたいなど、こんなふうに思っているところでもございます。また自律のまちを標榜しております。

そうした中で大事なことは、発信力とか地域力とか創造力であろうかなと、こんなふうに思っております。それを育てる、そしてまた、個々の賑わいを進める行事という中では水と緑、花いっぱいのもちづくり等々を進め、また地域のもを産出する、より以上に文化の香るまちづくり、そしてアクセスといいますか、そういった自然をかいま見る、楽しむまち

づくりを進めることによって子どもらがすくすく育つ、そしてまた、他の地域から「坂城町は賑わいも、そしてまた教育も一生懸命なところだ」ということで他の地域から入っていただける方を何とか増やしていきたい。課題は難しいんですが、そんなふうにさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

教育の中においては、学校教育も、あるいは生涯学習教育も、より自分を磨く、生きる力をより増すということに精一杯努力していくことが大事だなと。坂城は坂城ならではの教育を志向してまいりたいと、こんなふうに思っておるところでございます。

9番（宮島君） 町長の言われるとおり、やはり地域力、創造力を生かす坂城ならではの内容であるわけで、ぜひひとつ、そのような地域の特徴ある教育を進めていただきたいと思うわけであります。

次に教育長にご質問をさせていただきますが、いろいろ幾つもの項目を通告してあるわけですが、そういった中で学力の向上の問題、指導要綱の問題、空き教室、あるいは不登校の問題、いじめ、教員の免許制についてであります。特に不登校やいじめということは、私は絶対ないことを願う立場で申し上げるわけです。今の現状はどうであるかということとは別にして、今後そういうことのないようにという観点でご質問をさせていただくわけですが、最初に教育長に一問一答ですからひとつ申し上げますが、新たなる学力向上施策の方針の中で、先ほどもご答弁がございましたが、2011年からゆとり教育が特徴だった、いわゆる学習要綱が全面改正されるというお話がございました。私も若干そういうことを調べたわけですが、そういった中で、今までのゆとり教育からそういう学力向上という中で、特に教科書等も何か増ページをされて、かなり中身の濃いものになるというようなことが報道されているわけですが、そういった中で、いわゆる今までのゆとり教育から新しい教育要綱によって学力向上の軌道修正はどのような方向で進めていくかについて、最初にご答弁をいただきたいと思います。

教育長（長谷川君） 今のゆとり教育からどういうふうに変っていくかということでありませうけれども、まず教科書の変化はということについてお答えをいたします。

新聞等で報道がありましたように、教科書が随分厚くなったというお話はご存じかと思えますし、小学校の教科書につきましては、新しい教科書が既に採択が決まりまして、この教科書で来年はやっていくというものは決まっております。今までに比べますと、随分厚くなりました。

厚くなった理由としましては2つありまして、1つは先ほど言いましたように自分で考えたことを表現してあらわす、書きあらわす、話すというようなことが大変重要視されましたので、今までよりも説明文が長くなっているとか、あるいは書く欄ができたとか、そういう部分で新しい教科書は厚くなってきているひとつの理由かと思っております。

それからもうひとつは、今までは教科書のほかにドリル帳のようなものを子どもたちは持っていたんですけども、その部分も教科書の中に取り込まれていまして、このところは家に帰って学習しようというか、あるいは自分で勉強しようというような内容が後ろの方についている教科書が随分増えております。そういう部分で全体としては教科書が厚くなったかなというふうに思います。

中身としますと、先ほど申し上げましたように、考えること、それから自分でそれを表現することということではありますが、これは今まで坂城町が、先生方が取り組んでこられた問題解決学習という学習の仕方、つまり問題を子どもたちがどうやって解いていけばいいかということをお互いに話し合ったり自分で考えたりしていく学習と、それをみんなに向かって発表するという学習と、今度文科省が新たに教科書の中等で取り上げている思考力と表現力という部分は一致すると思います。ですので、今まで町内の小学校で取り組んできた授業が大幅に変わるというよりも今までやってきたことをさらにもっと深めていくという研究、それから実践をこれから積んでいくということでありまして、路線といいますか、方向としては今までの方向であるというふうに理解しております。以上であります。

9番（宮島君） ただいまの内容で今まで以上の教育を深めるということでもわかりました。

さて、そこで次に、先ほども第1回目にもご答弁をさせていただいていますが、児童生徒の少子化による3小学校と中学の空き教室の利用、先ほど少人数学習というような話が出ました。英語、数学。そのことはもちろん今後進めていただくわけですが、私が今回お聞きすることは、教育委員会という立場、先ほど行政との連携の中で、町長は経済的な支援、いろいろな支援という話も出ましたけれども、そのことは教育委員会として教育の場でどのように考えているか。検討する必要があるか、あるいはそういうことは今、毛頭考えていないかという問題になろうかと思いますが、ご案内のように長野県の中で小中一貫校はかなり進められているわけでありまして、その中で私は教育者でもなければ何でもないから教育の現場についてはわかりませんが、信濃町の小中一貫校は若干ほかの学校との仕組みというか、何か違うような感じを受けているんですが、そういった中で、先ほども町長から出ておりますが、耐震の問題、改修の問題、単純なことを言いますと、当時つくったときの教室が、例えば15教室組があったと。現状からいくと約その半分だと私は理解をしているわけですが、そういった中で、ただいま申し上げたような改修、耐震の面からいって、財政あるいは地域の問題もございまして、そういった中でそういう教育委員会として検討する余地があるか、検討することがあってもいいはずだというような状況があるかどうか、それらについて簡単に結構でございますので、考え方の一端を今回はお聞きをさせていただきたい。以上です。

教育長（長谷川君） 今、空き教室等の活用という面から小中一貫の問題についてご質問を頂戴いたしましたわけでありまして。

信濃町の例を最初にちょっと紹介させていただきますと、信濃町は平成24年度から小中一貫校1校になります。今までは中学が1つで小学校は5つあったかと思いますが。幾つだったか、ちょっと数ははっきりしません。それで、この間新聞等での報道によりますと、1年生から4年生までは今までと同じように小学校の方法で教育をしていくと。5年生から中学1年までは今までの中学校と小学校の中間的な扱いをしてやっていくというような構想、それから中2、中3が、いわゆる中学校並みにというようなことで計画が練られているようであります。

具体的なことをちょっと聞いてみますと、小学校5年生から幾つかの教科については中学校並みに専科制、要するに専門の先生が教えるということを取り入れたいと。今まで音楽、理科等はやってきたわけですが、それをさらに拡大してやっていきたいというようなことを練っているようであります。

坂城町として今、一番力を入れなければいけないなと思っていることのひとつは、先ほども申し上げましたが、不登校やいじめ等の問題等に絡んで、特に不登校に絡んでであります。中1ギャップというものをどうやって解消するか。小学校までと中学校までの間には大きなギャップがあるわけです。それまでは担任の先生1人が全部教えてきて中学へ行くとか教科担任制になってころころ先生がかかわるとか、あるいは友達がほとんど知らない人になってしまうとか、いろいろなギャップがあるわけですが、それをどうやって解消していくかということがひとつ大きな課題であります。そのために空き教室が使えるかどうかということも含めてであります。

今、小学校の先生方に検討をお願いしていますのは、5年生、6年生あたりをどういうふうに中学レベルの学級経営とか教科指導に近づけていくかということの研究をいただいております。それから今年、南条で試行的にやっていただけのようですけれども、4年生から5年生になるときに学級編成替えをして、そこで5年、6年と、ある程度中学校を見通した学習活動ができないかということを進めていただくこともちょっと視野に入れながらであります。

ただ、今の坂城町の体制、小中一貫という形は非常に難しいかと思えますし、法律的にも小学校は6年間というふうに決められておりますから簡単に動かすことはできないわけですが、中身的にどういうふうにつなげていくかということは、これからの大きな課題であるというふうに考えております。以上です。

9番(宮島君) わかりました。確かにそれは難しいと思えますけれども、やはり財政的な問題、地域のいろいろな状況からいって、ぜひひとつ今後の課題として検討材料に、坂城方式と言っていいかわかりませんが、先ほどから出ている坂城ならではのそういったもの、ひとつぜひ進めていただくことを要望をしておきます。

さて、いろいろございますけれども、教員の免許証制の問題の更新等については、やはりそれらを身につけて、いわゆる家庭から尊敬、信頼を受けるようなプライドが図れる教員になっていただくことを願うわけであります。そういったことで、ぜひひとつ学力向上を含めて進めていただきたいというふうに思います。

2. 屋代高校附属中高一貫校開校について

イ. 受験低年齢化と大学受験重視の懸念は

県立中高一貫校、2012年、屋代高校附属中高一貫校が開設されるわけでありますが、高校受験をなくし、ゆとりある学校生活を実現されることを目指して、教育が大学受験重視の懸念があるが、どうかということであります。しかし、現実の問題として保護者の関心は高く、一貫校を目指す教育方針を確かな学力と豊かな心を育てる中高一貫教育の基本的な考え方についてお伺いをさせていただきたいというふうに思うわけであります。

新聞報道によりますと、一昨日12月12日に屋代高校附属中学の適性検査が試行されたわけであります。何と定員280名に対して2.6倍、732名の予想以上の人員が受験をされているようであります。これらの受験申し込み等の実態は私にはよくわかりませんが、そういった実態と保護者の関心、教育委員会の見解等についての試行状況についてお伺いをさせていただきたいと思います。以上です。

教育長（長谷川君） 中高一貫校の開校について、受験低年齢化と大学受験重視の懸念はというご質問でございますが、お答えをさせていただきます。

今年8月に屋代高校附属中学校の開設大綱が決まりまして、各地で説明会が行われました。大綱を見ても、一番中心になっているのは大学進学を目指しての学力の向上なのかなというふうにも私は読ませていただきました。今ご指摘がありましたように説明会にもたくさんの方が参加しまして、1,300人を超えるというような発表もございました。また適性検査も大変多くの応募者があったということは新聞で報道されたとおりであります。多くの皆さんが高い関心を示しているあらわれだと思いますし、そういう動きが加速しますと、ご指摘のような受験低年齢化、大学受験重視という動きは、今までよりも、この地域では広がっていくのかなというふうに懸念もしております。

町内からどのくらいの児童が応募したかということについては調査をいたしておりませんが、新聞によりますと、坂城の子どもの感想がありましたので、何人か行ったのかなというふうに思っております。

私立の中高一貫校は既に10数年前にできておりまして、坂城町から現在通える範囲に既に3校の中高一貫校が開校しております。今回の場合には、公立ということもあり、あるいは通う距離が一番近くなったということで今までよりも多少情勢は違っているかと思っておりますけれども、子どもたちの視点、あるいは親の視点から言えば、選択の幅が広がったというふ

うに受けております。

いろいろな動きが今後もあらわれるかと思うんですけれども、坂城町としますと、今までそれぞれの学校できちんと築いてきた教育方針、教育の方向を堅持して、より確かな教育を進めるようにしていくことが一番大事であるかなと思っております。

そういう面で申しますと、教育は学校だけでできるものではありませんで、現在どの学校も、いずれも地域の皆さんのご理解とご協力、そしてご尽力をいただいて運営しております。特に心を育てるといふ教育の面では、まさに地域の皆さんのお力を大きく生かしていただけていると思っているわけであります。坂城の子は坂城で育てる、先ほどの町長さんの言葉で言えば、坂城は坂城なりにといふ言葉のように、学校と地域が一体になって地域の子どもを育てるといふ機運は、まさに坂城町というこの規模に非常に適した教育活動であると思えますし、子どもたちにとっては、我がふるさとといふ意識を高めていく教育の場であるといふふうに考え、今後も必要であり、推進してまいりたいと思うわけです。

今申し上げた坂城の子は坂城で育てるといふ信念で、これからの坂城中学校を核とした3小学校の連携をさらに強めていくことが町民の皆さんの期待に応えることであり、中高一貫校のこれからの動きの中でも、その姿勢を堅持してまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をいただければというふうに思います。

9番（宮島君） いわゆる中高一貫校についての教育長の見解はわかったわけではありますが、まさに私もそのとおりだといふふうに理解をする一人ではありますが、やはり坂城で生まれ育った子どもは坂城で教育を生かすと、それはまさに坂城の地域の特色を生かしながら、いろいろな面に地域が心のケアをしながら坂城の子どもの教育をしていくといふことは、私は大変重要な問題だといふふうに思うわけであります。

そういった中で先ほども、繰り返しになりますけれども、坂城らしさといふこと、決して現実に可能であるかどうかわかりませんが、小中一貫的なことも含める中で学力向上を図っていくことが私は大事ではないかなと、こんな思いを持っているわけであります。従って、そういうものも、くどいようですが、ひとつ重ね重ねまた検討するなり内部でいろいろまた研究をしていただきたいと、こういうふうに思うわけであります。

そこで先ほど適正検査のお話が出ていましたが、昨日も報道されております。前後しますけれども、詳しいことは報道の中では、1月中旬には、いわゆる受験の内容が発表されると、こういうふうに言っておりますし、県教委には明日13日にホームページでその状況を公開をするといふことで、実は私も昨日、その辺のことをインターネットで調べたのですが、今日新聞を見ましたら、13日、今日ですが、今日公開されるようでございます。ぜひひとつこれらはじっくり学校の校長先生初め、あるいは教育委員会等でもいろいろ重ね重ね検討をしていただきたいといふふうに思うわけであります。そのことについても、ひとつお答えを

いただきたいと思います。これは前後しますけれども。

そこで、いわゆるその反応が出ているわけですが、昨日の新聞に。4年生、5年生の生徒の意見とすれば、非常に難しかったと。あるいは問題に手応えがあったと、こういう率直な坂城の児童からも出ておりました。それから父兄の中では、6年間通うという人間関係が今後難しいだろうと。そういったことも家庭からすれば選択肢のひとつだと、こんなふうにも報道されておったわけでありまして。それから大学受験を見据えるためにも大変魅力的だと、いいことだというふうな意見も出ていますが、それを含めてお答えをいただく問題は最初に戻るわけですが、いわゆる大学受験重視という問題の中で現実と理想との折り合いをどうつけるかということは大変難しい課題だと思うんですね。子どもにしても家庭にしても。そういう学ぶ意欲、いわゆる可能性を引き出した一貫校の将来をどういうふうに描いていくかということは今後の問題であります、そういった中で保護者の期待感と不安感について教育委員会の見解を、ただいまの現状で結構でございますので、お答えをいただきたいと思います。以上であります。

教育長（長谷川君） 大学受験重視との折り合いという大変難しいことでもあります。

基本的な姿勢として申し上げますとすれば、小・中学校においては学習指導要領に定められた方向に沿って子どもたちを育てていく、文部省の言葉で言えば生きる力を育てるということでもあります。それは学力、いわゆるペーパーテストではかれる学力以外にも先ほど申し上げた心の問題であるとか、あるいは人間関係の問題であるとか、そういうこともみんな含んでの生きる力であるというふうに子どもは理解し、そして今、小・中学校における学校教育は、そういう方向で進んでおります。

結果として、それが受験にどうつながるかということについては、これはあくまでも結果としての話でありまして、教育委員会とすれば先ほどから申し上げているように地域の皆様のご理解とご協力をいただいて一緒に坂城の子どもを育てていくという立場は、これはきちんと堅持していくべきことであり、それを大学受験があるとか、あるいは中高一貫校があつて、その問題にあわせるようにとかというようなことに左右されることではないというふうに、左右されてはいけないことであるというふうに私は受け止めております。

やはり坂城の子どもたちが坂城で育つ中で一番大切なふるさとへの思いとか近隣の皆さん方との人間関係とか、そういうものをしっかり学んでいくことも生きる力のひとつであると思いますし、そういう面で私は今までやってきたような坂城町の教育方針を今後もきちんと堅持し続け、なおかつ、より確かなものにしていくことが当面の大きな課題であるというふうに受け止めております。以上であります。

9番（宮島君） 教育長のお話のとおり、地域の教育ということは大変重要課題だということでございます。どうかそういうことを真摯に受け止めまして、新しい方向づけでぜひひとつ頑

張っていきたいというふうに思います。

これは若干情勢として他地域のお話を聞くんですが、我が坂城町は、いわゆる町の実態の中、今回、長野県も中信の方へ開校の予定もあるようなんですが、そういった中での、いわゆる地域での学力向上というもので学校以外の学習塾とか家庭教師だとかという、そういう問題もかなり議論の場にあるようではありますが、そういった実態は、お答えは要りませんけれども、ぜひつかんでいただいて、ただ学校でつめ込みの教育ではなくて、家に帰ってから教育、あるいは家庭教師、あるいはそういう塾等の問題も動きがあるというふうに、私はそういうふうな若干ニュースを承っているんですが、それらもやはり十分いろいろな情勢をキャッチする中で、ひとつ方向づけを誤らないように、1月中旬に発表される中でレベルが低かったと言われないように、そこへ行かなくても学校教育で十分できるようにしてもらいたいと思います。以上であります。

さて最後に申し上げることでございますが、2011年の予算編成期に間もなく入るわけでございます。これは第5次長期総合計画、素案を基本に協働のまちづくりを最重要課題と担当課では位置づけているわけでありまして。23年度予算は骨格予算という編成でありますので、通常経費の削減対策、自治体の歳入歳出の均衡を図り、最少の支出で最大の効果を目指す予算編成を期待し、以上で私の一般質問を終わります。以上です。

議長（春日君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時09分～再開 午後1時30分）

議長（春日君） 再開いたします。

7番 安島ふみ子さんの質問を許します。

7番（安島さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

1. 坂城高校について

イ. 創立100周年を迎えて

今年10月16日に坂城高校創立100周年の記念行事が行われました。同校は明治43年に長野県組合立埴南農蚕学校として立町に開校、大正9年に長野県埴南農蚕学校と改称、昭和17年に現在地に校舎を新築、移転しております。23年には学制改革により長野県坂城農業高等学校と改称し、26年に長野県坂城高等学校に改称されました。23年には定時制農業科も設置されましたが、26年には、かわって定時制普通科が設置され、翌27年には地域の要望から全日制普通科が設置されました。それに伴い、36年に全日制農業科、53年に定時制普通科が募集をやめております。以降、校舎の整備・改築、体育館整備、グラウンド整備など学習環境が整えられ、これまで約1万3千人を超える卒業生を出していると言われております。

振り返りますと、平成14年の12月議会では野球部の育成を願って坂城高校第2グラウンドの整備関連の予算も可決され、県立高校ではありますが、町も何かと貢献をさせていただいている経過がございます。そして坂城高校の生徒さんたちには町行事にシネマフェスタの進行、また校内のばらの植栽、ばら祭りのボランティアなど地域に根ざした活動を展開していただき、議会報の裏表紙にも生徒さんの原稿を何度も掲載させていただいております。何といたっても町の中にある唯一の公立高校でございます。多くの町民の方が卒業された高校でもあり、100年という歴史ある学校でありますから、町とのかかわりも大きく、誇りを持ってお互いに支え合ってきたと思います。

しかし、この学校にも存続の危機が平成17年ごろありました。県教育委員会は県立高校再編案を発表し、坂城高校もそのターゲットのひとつになり、多部制、単位制、通信制に転換するかもしれないという大きな不安と動揺が広がりました。我が議会も存続を願う意見書を県教育委員会に提出しましたが、あのか、その統合案が先送りとなった結果は、中沢町長の尽力が非常に大きかったと再度認識を新たにしております。

100年の歴史を振り返り、坂城高校が町に果たしてきた役割や効果について、また将来の方向性について町長にご見解を伺います。

ロ. 「ものづくり講座」の新設について

少子化社会が急激に進行する中、学校を選択する基準も厳しくなり、この先、信濃町で始まる小中一貫教育や屋代高校が始める中高一貫教育等保護者の関心の高さを見ますと、保護者が求める学校像はどんどん変化しつつあります。そこで特色ある、魅力ある学校づくりに力を入れてまいらないと生徒獲得がますます難しい時代になります。

来年度から坂城らしさを生かした特別学習の展開「ものづくり講座」が予定されていると聞いております。その目的、概要についてお答えください。これをもちまして1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 安島議員さんのご質問にお答えしてまいります。

坂城高校に関してでございます。

お話のございましたように、10月16日に創立100周年記念行事が行われました。私もそこで祝辞を述べる機会を得ました。その場における祝辞の内容等も踏まえましてお答えしてまいりたいと考えております。

お話のように創立100周年の坂城高校は、明治43年、地域産業発展の期待を担って旧の坂城町、中之条、南条の1町2村により組合立農蚕学校として開校したわけでございます。その当時を見ますと、この3町村でよくこれだけの経費を算出し、それに対応できたなど、こんな思いもいたしております。昭和19年に長野県坂城農業学校と改称され、23年の学制改革により県立の坂城農業高等学校となり、27年には完全に県立移管できてオール日制

の普通科にという経過もございます。

また建物も17年に校舎を現在地に移転しておりまして、54年には校舎の1期改修、60年に2期改修が行われております。県のこういった計画の中でも、坂城町は、それ相当の負担もしてきたところでもございます。平成15年には、お話のございましたように、高速道と新幹線の残土を利用して第2グラウンドが完成いたしましたわけでもございます。そのときにチームのキャプテンが私の祝辞に対して「町長、長生きしておくんなや。そうすれば甲子園へぜひ行ってみるから」と、こんな意気込みもあったことを今でも脳裏に刻んでいるところでございます。

開校以来、時代の要請を受けて教育内容もいろいろ変遷はしてきておりますけれども、常に有能な人材を輩出し、ものづくり坂城の基礎を築き上げたと言っても過言ではないと、こんなふうに思うわけでもございます。坂城町の町史によりますと、開校当時埴南農蚕学校は、要するに農蚕といえますか、お蚕の産業が盛んなころであったわけでもございますけれども、時の校長の長島先生は既に今後は果樹が大事な時期だということで果樹を奨励し、りんごの苗を配布したというような事実もございます。今日まで町内製造業の経営者、技術者を本当に多く輩出し、町の工業発展に貢献してきたということもまた事実でもございます。現在はオール日制の普通科1学年160名でございまして、上田、千曲、長野市からもいろいろな学生が参加していただいておりますけれども、また坂城中学の卒業生も頑張っているところでもございます。

そういう中で現在、坂城高校がまちづくり、また町の関連で頑張っていることは、坂城中学校生徒との交流、企業との就業体験、保育園との交流、坂城どんどんや子どもフェスティバル、千曲川シネマフェスタ等の主体的な運営、坂城駅に見られるギャラリーの絵画、あるいは書道等の展示等いろいろございまして、本当に地域の一翼を担っているところでもあります。坂城町が産学官連携の橋渡しとして長野大学や埼玉工業大学との連携協定も結び、大学から講師を派遣してもらって出前授業の実施など産業や地域の振興に貢献できる人材の養成に現在も力を入れているところでもございます。

町は昨年度、今まで学校が主体となっていた坂城高校を育てる会を発展的に解消いたしまして坂城町自身が坂城高校の発展を願う懇話会をつくりまして何回かいろいろとお話をしていると。校長先生を初め約30名の皆さんにご委嘱申し上げ、坂城町の発展に向けての方策、あり方等を検討しており、過日は委員の30人全員が一人一人の提案書をつくり、それをまとめてお伝えしたところでもございます。生徒の個性を発掘して希望者にはテクノセンターや企業回りなどを体験することによってキャリア教育を充実させる。一人一人の才能を掘り出して、そして職業を大切にする、そういった子どもたちを育てたいということが、またひとつの考え方でもあるわけでもございます。

坂城高校が町の唯一の高校であり、産業や地域づくりの担い手を育成、輩出する場であると。町の発展や賑わいにも本当に貢献していただいているということ、その役割を果たしているということに常に期待を申しあげているところでもございます。17年の坂城高校の多部制、単位制という指定の中から、いや、そうでなくて坂城高校は普通科ではあるが、工業、ものづくりに強い生徒を育てたいんだということで、その方向をより求めてきているところでもございます。ものづくりのまちとして特色ある坂城高校の発展、そしてまた坂城高校自身が子どもを育てる上に、いろいろなものづくり講座等を実施するよう要請し、徐々にまとまってきているところでもございます。以上でございます。

産業振興課長（宮崎君） 私からは、口の「ものづくり講座」の新設についてご答弁させていただきます。

ただいま町長からもご答弁申し上げましたように、坂城高校につきましては、町内に唯一の高等学校ということで、町の特色を反映した授業体系をとということで通年にわたって臨んできたところでもございます。さらに昨年には町の有識者に参加を願い、坂城高校の発展を願う懇話会が組織されたところでもございますが、参加された皆様から、これからの坂城高校のあり方について大学、町内企業等との連携を初め中学校及び地域との交流、あるいはカリキュラムやクラブ活動にまで及び、さまざまなご提言をいただいたところでもございます。

これに呼応する形で坂城高校では来年度授業科目として「ものづくり講座」を開設していただくことになりました。坂城高校からお示しいただいている講座の概要は、2年生を対象とした選択科目として週2時間2単位を設定し、原則として座学、一部実験を交えた展開でいきたいということでもございます。普通科の高校のため現場での実習という形が困難であり、授業形式は工業技術について町内企業の技術者の皆様に高校に出向いていただいて自らの企業技術をご教授願う形で考えているということでもございます。

具体的には、現在、坂城高校と坂城テクノセンターにおいて、この「ものづくり講座」の方針や詳細の内容について協議をしているところでもございますが、テクノセンターでは、いきなり企業現場での工業技術を説明しても普通科の生徒にはなかなか理解しにくいのではないということから、まずはテクノセンターのコーディネーターや長野県工科短期大学等の身近な関係機関による工業技術全般に係る知識取得から入り、引き続いて企業からのお話という形での実施をお薦めし、高校側といたしましても、これを応諾し、これから詳細な準備を進めていくというところでもございます。

また「ものづくり講座」のコンセプトとして町内企業や大学、支援機関等との産学官連携により事業を展開していきたいという思いがございまして、講師の派遣、実験機材等の貸与など町内企業の協力が不可欠であるということから、これについても詳細をつめる中でお願いしていく形になるものと考えています。

来年度からスタートする事業として今後早急に内容を固め、ご協力願うべきところに手配を進めていくこととなりますけれども、町を挙げての事業展開となりますので、町内企業及び支援機関等としっかりした協力体制を構築する中で進めていきたいと考えております。以上でございます。

7番（安島さん） 再質問に入りたいと思います。

卒業生、また地元企業の皆さん、また町長を初め議員など約30名の有識者で坂城高校の発展を願う懇話会というのが発足して高校のこれからの進む道、課題などをしっかりとお話しされているということをお聞きしました。

また19年には長野大学、22年、今年ですが、埼玉工業大学との連携に関する議定書を交わされています。現在は人間形成、職業意識の形成を中心に据えた3C、コミュニケーション、コラボレーション、キャリアを掲げ、明日を目指した教育を進めていると校長先生が述べられております。しかし、現状は非常に厳しいものがございまして、地元坂城中学から同高校の進学率というのは非常に低下しておりまして、定員割れも危ぶまれる先行きの不安がございまして。

今またもうひとつは、「ものづくり講座」を来年から始めていく中で、今この就職難の時代、高校生がなかなか就職できない時代に、そういった科目を取り入れていくことで高校生が坂城の企業に、より就職しやすい体制がとれるのかどうか。その辺があれば、きっと生徒獲得にもプラスになっていくと思うんですが、その辺の見解はどうでしょうか。

産業振興課長（宮崎君） 「ものづくり講座」等をするということによって子どもたちが町内企業に就職できていくのかという、そういうご質問についてご答弁させていただきますけれども、やはりひとつは「ものづくり講座」については企業の方たちとより連携を深める中で取り組んでいく講座ということでございます。そういう中で子どもたちに企業や町内の技術の状況を知っていただくということも大事なことでございますが、企業の皆さんにも子どもたちのそういういろいろな技術的な資質ですとか、取り組みの姿勢だとか、そういうのを見ていただくということも非常に大事であるというふうに考えております。

ですから、そういう意味で双方がいい方に進んでいくように、やはり学校としても真剣に取り組んでいただかなければいけないですし、企業についてもやはりそれぞれのところで指導するとなると本気でやっていただけるので、その辺でうまくコミュニケーション等とりながら、そういう就職活動等にも結びついていけばいいなという、そんな形で今考えております。以上であります。

7番（安島さん） せっかく新しい事業に取り組んでいただくわけですから、先ほど課長から答弁がございましたように、企業にとっても人材発掘のチャンスになる、そういった講座になることを願っております。

それでは2番目の質問に入ります。

2. 産業観光について

イ. ねずみ大根による振興策は

ねずみ大根を栽培されております大先輩のお話によりますと、今年のねずみ大根は形もよく、辛味も多いという、よい出来ばえだと聞いております。昨年11月13日、14日と2日間にわたりまして地域おこしの薬味である辛味大根にスポットを当て、岩手県や秋田県など遠方から全国12地域の皆さんをお招きして、ここ坂城の地で「全国辛味大根フォーラム」が盛大に開催されました。フォーラム213名、交流会129名、全国辛味大根味比べ、約1,500名が参加する大きなイベントとなり、大成功で終えることができました。特にテクノセンターで行われましたフォーラムでは、各産地からの情報発信会という形で、それぞれの大根が紹介され、地元の方々が伝統野菜の継承と特産化に尽力されている姿は非常に印象的でした。

今年は11月に大根祭りとしてA・コープびんぐし店で行われました。規模は縮小されたものの盛會に行われたようです。またロゴが発表されまして、このようなロゴ付きのバッグも配られたということで、かわいいロゴが完成いたしました。また愛称なども考えていただければなと思っております。

そして12月28日には県の元気づくり支援金を活用し、中之条にさかき地場産直売所あいさいがオープンいたしました。店に入ると、まず目に入るのが白い大根たちでございます。ねずみ大根は郷土の先人たちが守り、大切に育ててきた伝統野菜で、町が誇る特産物でございます。ねずみ大根振興協議会も設立され、さまざまな取り組みに挑戦されております。ねずみ大根焼酎もヒットのひとつでございますが、これからの商品開発、またもうかる農業を目指しての商業化についてお答えください。

ロ. おしぼりうどんで集客を

私は11月の末に私用でJALの国際線に乗りました。そこで飛行機の各シートに配られております雑誌『SKYWARD』という雑誌を見てびっくりいたしました。まさか太平洋の上で坂城町のおしぼりうどんの記事が読めるとは本当に夢にも思っていないことで、まさにおしぼりうどんもインターナショナルになったなという感を持ちました。この記事を読ませいただきますと「味のキーワードはあまもっくら、辛味の奥に甘みを知る。また先人たちが生み出したおしぼりうどんの奥深さ、クールな辛さが癖になる」などと非常に名文句が並んでおりました。

また本議会開会日7日には朝の人気番組「はなまるマーケット」の火曜日、柴田理恵の「美食ハンター」まだ知られていない全国のB級グルメ、郷土料理、名産品、日本全国においしいものを発掘して紹介するコーナーというところで、おしぼりうどんが紹介されたとい

うことです。また来年1月23日にも民放テレビでねずみ大根の紹介があるという予定だそうです。このように今、ねずみ大根は、大根を使ったおしぼりうどんというのが非常にマスコミで注目をされています。

B級ご当地グルメが今、全国で話題沸騰でございます。かつてグランプリに優勝した富士宮の焼きそばは地元で432億円の経済効果をもたらしたそうです。また3位に入賞した岡山県津山市のホルモンうどんは翌日からうどん屋に行列ができ、1年で4億円の経済効果があり、近くにある津山城の入場者も2割増になって相乗効果があったと聞いております。今年のグランプリも46団体が参加し、山梨県甲府の鳥もつ煮というのが優勝しました。今、全国から甲府市に皆さんが食べに行っているそうです。これらの現象を見ても、おいしいものを食べるには何時間待っても、どれだけ遠くに行っても食べるという現象が今、起きております。

私は決してグランプリに参加すればということをおっしゃっているわけではありません。おしぼりうどんですから、おしぼりということ、もう少し知恵を絞って食を通じて全国に坂城を発信し、集客を図っていけないかということをお聞きしたいと思っております。町長が最近よく言われます。交流人口を増加できないかということでございます。これにつきましてお答えください。

産業振興課長（宮崎君） 私からは産業観光について順次ご答弁させていただきます。

まず、ねずみ大根による振興策ということでございますが、ねずみ大根の生産につきましては、つい10年ほど前までは各生産者の皆さんがそれぞれで生産販売を行っていたところでございます。このような状況において、ねずみ大根の生産性や品質を高め、加えて栽培技術の向上や出荷規格の統一、ねずみ大根のPRなどを目的として平成11年にねずみ大根振興協議会が設立され、その後も活動を継続しているところでございます。19年には県の信州伝統野菜伝承地栽培認定を受けるなど現在では町を代表する特産として認知されるまで至っております。

そうした中で、ねずみ大根や全国辛味大根の情報発信などを目的として、昨年開催した全国辛味大根フォーラムに引き続き、本年度はねずみ大根祭りとして、より一層ねずみ大根の認知度、向上を図ってきたところでございます。おかげさまで600名あまりの来場者にお越しをいただく中で盛大に開催され、ブランドロゴマーク及びキャラクターのお披露目とあわせ、さまざまなメディアにも取り上げていただきました。

今後のねずみ大根祭りにつきましては、全国への情報発信、消費宣伝効果も期待されることから、その開催方法等を検討していく中で恒例行事として取り組んでまいりたいと考えております。

ねずみ大根の生産体制は、現在、会員23名の生産者が3～4haあまりを栽培しております。

して、ちくま農協の系統販売により主に関西方面の販売のほか通信販売などでも取り扱っていただいております。青果及び加工用のねずみ大根の需要はますます高まってきております。これまで味ロジックわくわくさかきの切り干し大根やねずみ大根ドレッシング、漬け物のほか町振興公社のねずみ大根を使った焼酎など商品化を手がけているところでありますが、今後の商品開発、商業展開につきましては、これら商品やおしぼりうどんだけでなく、新たな需要の創出は必須であると考えております。ねずみ大根振興協議会や味ロジックわくわくさかき、町振興公社のほか町内企業など農商工連携を推進する中で、ロゴマーク、キャラクターを有効に活用し、付加価値を高めた商品開発、商業展開が図れるような仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、おしぼりうどんで集客をということでございますが、安島議員さんもお承知のとおり、おしぼりうどんにつきましては、昔から町民の皆さんに広く親しまれてきた地域の伝統食でございます。そのような伝統食であったにもかかわらず、約10年ほど前までは町内におしぼりうどんを提供する店舗もない状況でした。そういった中で、地域の代表的な伝統食であるおしぼりうどんや、その食材となりますねずみ大根を守っていこうとする機運が高まり、先ほど申し上げたねずみ大根振興協議会が組織され、現在は同協議会に加盟されている9店舗において、おしぼりうどんが提供されるようになっております。

ご指摘のおしぼりうどんでの集客についてでございますが、ねずみ大根を広くPRすることを目的として、本年度開催いたしましたねずみ大根祭りでは全国各地の辛味大根にも参加をしていただき、県外からも4地区参加していただきました。それら県外の辛味大根の産地では、それぞれ地元のJAなどのホームページ等で取り上げられ、各地においてPRがなされるなど波及効果も生まれてきております。また町観光協会、ねずみ大根振興協議会などのホームページにおいても、おしぼりうどんやねずみ大根が掲載され、こちらにおいても広く全国に向けての情報発信を行っているところであります。このような活動もあり、最近では全国版の雑誌やテレビ番組などの取材が行われるようになりまして、そのひとつとして、ただいま議員さんからお話がありましたように日本航空の機内用の専門雑誌にも特集記事として取り上げていただいたところであります。

しかし、おしぼりうどんなどの情報発信は、まだまだ十分とは言えない状況であることも事実でございます。今後もねずみ大根関連の事業を展開している各種団体や町が加盟している観光団体、さらには雑誌編集者やテレビ局などマスコミの協力をいただく中で広くPR活動を行い、集客に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上であります。

7番（安島さん） 大根祭りを恒例の行事にしていくというふうに課長から答弁がございました。

町の農業支援センターが担い手育成総合支援部会と耕作放棄地対策部会という2つを新たに設置しましてメンバーの編成替えもなされました。今、毎年大根祭りをやっていくために

は、ねずみ大根の生産ということが必要になってくるわけですが、耕作放棄地の解消のために、ねずみ大根をどういうふうを活用していくかということ、もし決まっていることがありましたら、お答えください。

また毎年行われております食育の一環として開催されておりますねずみ大根収穫体験でございます。1千円をいただいて収穫していただく。これについても非常に人気が高いということですが、これからどういうふうにも、どう発展させていくのかということもお答えください。

それとJAの長野のホームページに「長野県のおいしい食べ方」というページがございます。そこで「もうじき完成、ねずみ大根パウダー」という記事がありました。「通年利用できるように、ねずみ大根のパウダーも試作している。辛味成分がしっかり残るので実用も近そう」とありました。これは振興協議会でも研究されているのでしょうか。もし、これができれば通年を通しておしぼりうどんが提供できるようになるのではと思いますが。

それともうひとつ、ホームページですが、今、坂城町のホームページを開きますと、大根が出てまいります。その大根からリンクして大根振興協議会の方に行くようになっているんですけれども、町の9店舗でおしぼりうどんが提供されているというふうになっているんですけれども、そのホームページについても、もう少し充実させていただきたいなというふうに思います。マップですとか店舗からの景観ですとか、お客様の感想ですとか、そういうところを充実を図っていくと、もう少し集客率が上がるのではないかと思います。その辺についてお答えください。

産業振興課長（宮崎君） 幾つかご質問をいただいたわけですが、順次ご答弁させていただきます。

最初に、耕作放棄地の解消ということでございます。

坂城町農業支援センターにおきまして、今年度、農業委員会と連携する中で耕作放棄地を減らしていきたいということでの取り組みは進めてございます。そういう中で、まず出口の整備ということで地場産直売所あいさいを建設させていただきました。

そういう中で、やはり荒れている土地を一時耕作可能な、遊休農地を耕作可能な農地に戻しても誰がやるのかという部分の中で難しさもあるわけですが、そういう意味の中で、ねずみ大根というのは比較的管理もしやすいということでひとつの農産物としては大変有益であるというふうに考えております。そんなことも含めて、どうしても解消に含めて大根というものの栽培面積を増やしていくというのもひとつの課題であるということでございまして、取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

次に、大根の収穫体験の今後の発展ということでございますが、毎年秋に、このところ大根祭りとおわせて1千円で1袋つめ放題というような収穫体験をしてございます。これにつ

いては大変人気で300人弱の方がお越しにいただいているということでございます。

ただ、これからのあり方というふうになってまいりますと、今までは協議会の会員さんに出ていただいて、そこで収穫をしていたんですけれども、おかげさまで知名度等も高まってきたということで、これを大根の栽培者の皆さん、協議会のそれぞれの皆さんにどのように還元していくのか、要はどのようにしてこれらをお金にしていくのかというようなことが課題であると考えております。ですから、今後、直売所もできたわけですから、そこら辺について大根協議会の皆さんと協議をしながら次へのステップになるように、できれば県内でもイチゴ狩りや何かも窓口を決めてやって収穫についてはそれぞれの圃場に行っていただくという、そういうシステムがありますが、そういったことがどんな形が一番いいのかというのをやはり協議会の中で検討していく、今までの収穫体験ではなくて、そうやっていくことがひとつの今が見直す時期だというふうに認識しておりますので、検討を進めてまいりたいと思います。

それとパウダーでございますが、実はねずみ大根のパウダーについては平成18年度に農業の補助金をいただく中で開発してきたという経過もございます。そういう中で、ねずみ大根を真空冷凍乾燥、要はフリーズドライにして処理したもののというのが真空パックでそれを水に溶くと辛味が残るということでございますが、実は製造コストがかかると。真空パックの1袋、このくらい20g、1回分ですけれども、これが200円ということで、この200円を使ってお店がそれで商売ができるのかとなったときに、もう少しコストダウンが必要かなというようなことで、これにはやはり量的にある程度の量がまとまらないと実は難しいというようなことで、あるいは製品のつくってからのさまざまな管理の仕方ですとか、そういうものもございます。それらもひとつの課題ということで商品化がなかなか進まないというような現状で、今止まったままになってしまっているというのが実態でございます。今後いろいろ、もう少し普及がしてくると、そういうところで安価に保存、供給できる方法や、この価格でも欲しいというような、そんな動きにもなってこようかと思っておりますので、もう少し時間をかける中で商品化できるかどうか、そんなことの再検討をしていきたいというふうに思います。

ホームページの関係でございますが、今、通常のどこのお店で食べられるというのが出ているんですけれども、そうではなくて、やはりもう少し写真を載せるとかブログだとか、あるいはマップだとかというようなご提案もいただいたわけでございますが、いずれにしてもこれらの方も協議会に加盟していただいている、主な方は加盟していただいていることもございますので、やはりそれぞれの店舗の皆さんと話し合いをさせていただいてご協力いただけるのかどうか、そこら辺も含めて検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

7番(安島さん) それでは3つ目の質問に入りたいと思います。

3. 脳脊髄液減少症について

イ. 周知と対応は

この脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷などで体に強い衝撃を受け、脳と脊髄を循環する脳脊髄液が漏れ続け、減少することによる病気でございます。頭痛、吐き気、めまい、耳鳴りを初め視力低下、睡眠障害、倦怠感、さらには思考力低下、記憶喪失などさまざまな症状があらわれると言われております。10年前には、この病名が認知されるまで、ただのむち打ち症と診断されることが多かったようです。この病気はブラッドパッチ療法などの治療法によって改善されるとされております。しかし、今、保険適用外で入院費を初め10万円から30万円かかり、大きな患者負担となっております。また脳脊髄液減少症の認知は極めて低く、外見が健常者と変わらないことが多いため、職場や学校において周囲から理解されず、誤解され、症状を訴えても仮病扱いをされたり精神疾患として抗うつ剤を処方されたりすることもあるようでございます。特に子どもたちの脳脊髄液減少症は不登校などにもつながるとされ、複数の県教育委員会がホームページに掲載をしております。平成19年には文部科学省からの通達として学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応について事務連絡があり、教育長、また学校に届いていると思います。

埼玉県の教育委員会のホームページは特に力を入れておまして、小中高校生のそれぞれの患者数まで載せております。「この病気で苦しんでいる児童生徒を正しく理解し、また疑わしいと思われる児童生徒には医療機関への受診を進めていただくようお願いします」と周知と対応を的確に示してございます。

長野県におきましても、公明党、牛山県会議員が強く県に働きかけまして県の公式ホームページに「診療が可能な医療機関」というページがございまして、関連のページにリンクできるようにしております。

最近では飯山市のホームページで健康福祉課でもって脳脊髄液減少症について掲載しております。今後ますますこの動きは各自治体に広がってまいります。12月議会でも皆さん質問されていると思いますので。では、坂城町では、この脳脊髄液減少症の周知、また対応をどうしていくのか、お伺いいたします。

福祉健康課長(中村さん) 脳脊髄液減少症について、イの周知と対応はについてお答えいたします。

脳脊髄液減少症は、交通事故や転落事故、スポーツ外傷など頭部や全身への強い衝撃によって脳脊髄液が漏れ続け減少することにより、頭痛、めまい、耳鳴り、倦怠感、集中力低下などさまざまな症状が慢性的に続く疾患でございます。本疾患は原因が特定されにくいいため正確な患者数などの実態は明らかにされておらず、全国の潜在的な患者数は20万人とも

30万人とも言われております。

治療法として硬膜外腔、脳と脊髄を保護する膜の外側の狭い空間に患者自身の血液を注入し、脳脊髄液が漏れている隙間を圧迫してふさぐブラッドパッチという治療法がありますが、現在は医療保険が適用されていないため、患者に大きな経済的負担を強いる結果となっております。

国の動きといたしましては、平成19年度から研究班を設置し、統一的な診断基準及び診療指針、ガイドラインの設定に向けて調査研究を進めており、平成24年の診療報酬改定の際にはブラッドパッチの保険適用も検討するとしております。原因や治療法が確立されつつある疾患であり、長年、原因不明とされたり精神的なものとして診断され、苦しんでこられた方々にとっては大きな光明となっております。しかしながら、一般的な認知度はまだまだ低いと言わざるを得ない状況でございます。

町といたしましては、日々町民の健康相談に応じる保健師がまずこの疾患について十分に理解を深め、相談時に適切な対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。また保健センターにチラシを設置するなどして、より多くの町民の皆様へ広く周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

7番（安島さん） ただいま課長の答弁でございますと、保健師がしっかり研修をしていく、またチラシ等で周知を図っていくということでもございました。町でこの病気で悩んでおられる方がいるかどうかは、まずはわからないわけでございますが、こういうめまい、耳鳴り、頭痛などで幾つもの病院をはしご診療されていく。カードをそれこそ何十枚と持って病院を歩いておられる方を見ますと、そういうことが非常に医療費の増大につながっているのではないかと思います。そういうことを食い止めるためにも、ぜひこういう病気があるんだということ、一人でも、もしこの病気で悩んでおられる方がいましたら、しっかりと適切な治療を受けていただきたいという意味で広報紙、またホームページで周知できないでしょうか。それにつきまして、もう1度ご答弁ください。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

まずは保健センターの方へ相談に来られた方、その方たちの対応をしてまいりたいというふうに考えております。また保健センターに、こういう病気、脳脊髄液減少症についての説明のチラシを置きまして、それで周知を図ってまいりたいと考えております。必要であれば機会をとらえて広報紙に掲載することも考えていきたいとは考えております。以上でございます。

7番（安島さん） 今、必要であればということでもございましたけれども、非常に子どもさんがこの病気で悩んでおられる症例が非常に多いということで、もう少し積極的に取り組みを検討していただきたいと思っております。

それでは最後の締めに入りたいと思います。

私は、この秋2回小布施町の町立図書館、まちとしょテラスというところに視察研修させていただきました。館長は公募制で選ばれておりまして、5年任期でございました。コンセプトは「交流と創造を楽しむ文化の拠点」という理念を掲げておりまして、昨年7月にオープンしていました。これまでの図書館の既成概念を払拭し、学びの場、子育ての場、交流の場、情報発信の場として1日300人を超える来館者を迎えるすばらしい滞在型の図書館となっております。

それともうひとつ私は学んできましたのは、デジタルアーカイブ化、つまりデジタル化された保存記録ということでございます。町の財産であります公文書、また100人のインタビューを通じての体験集、また古い写真、そういうものを図書館法にのっとって資料の劣化、紙などはいずれ劣化してまいりますから、失われる前に収集して保存してデジタルで保存して公開していくという目的を持っておりまして。実際見せていただきましたが、江戸時代の18世紀の12枚の地図をデジタル化されておりました。こういうことによって十分な形で後世に残していけるんだなということで、これからはデジタルなんだというふうに感じて帰ってきました。

町長が定住人口より交流人口を重視していくんだというお話がありました。町内、また県外から町を訪れる方々を増やしていくということを考えますと、町の観光資源でありますバラ公園、そして今日取り上げましたねずみ大根による特産品、そういった観光資源をますます活用していただきまして、ますます大勢の方がこの坂城町を訪れていただくことを願って私の一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時26分～再開 午後2時36分）

議長（春日君） 再開いたします。

会議に入る前に中村会計管理者から欠席の旨の届出があり、これを許可してあります。

6番 入日時子さんの質問を許します。

6番（入日さん） 今議会の町長招集あいさつで、中沢町長は今期限りで退任すると発表されました。20年の長きにわたり町政を担っており、第3次、第4次長期総合計画の策定もしてきました。中沢町政を検証するため、第4次長期総合計画の基本目標であるボランティアが息づくやすらぎのあるまちづくり、ものづくりで誇りの持てるまちづくり、快適で安全なまちづくり、豊かな人間性を育むまちづくり、住民と行政の協働で築くまちづくりの5項目に対し、それぞれの達成度をどうとらえているのか、町長の答弁を求めます。

第4次長期総合計画については、議員や区長、各種団体の長など130人にアンケート調査し、76名から回答があり、回答率は56%だと聞きました。第4次長期総合計画の総括

は第5次長期計画を立てる上でも重要だと思います。広く町民から意見を聞く必要があると思います。第5次長期総合計画の地区別懇談会の場所でも、このような意見があったと聞きます。町の広報やホームページで第4次長期計画のアンケート調査をしないのか、お尋ねします。

第5次長期総合計画の地区別懇談会の参加者は50人、参加者が非常に少ない原因は何だと思いますか。答弁をお願いいたします。

今回の参加者が少なかったこともあり、もっと大勢の町民の意見を聞く必要があると思います。「各団体と懇談して多くの人から意見を聞いている」と午前中、町長の答弁がありました。企画政策課長は「町の広報やホームページで第5次長期計画に対する意見を集める」と答弁しました。広報やホームページで総合計画の素案や基本計画を示して調査をするのか、答弁を求めます。

長期総合計画は「基本構想、基本計画、実施計画により構成する。基本構想は10年間を展望した町の将来像と、それを達成するために必要な施策の大綱をもって構成する。基本計画は、基本構想で設定した町の将来像及び施策の大綱を実現するために必要な部門別計画で、5年ごとに見直しを行う。実施計画は、基本施策を具体的に実施するために3年間の細部計画で毎年見直しを行う」となっています。

私は多摩住民自治研究所の「議員の学校」へ財政分析の勉強に行きました。資料として長期総合計画と財政計画を持参するようには言われましたが、坂城町には長期総合計画に対する財政計画がなく、恥ずかしい思いをしました。なぜ坂城町には財政計画がないのでしょうか。町の長期債、いわゆる借金は長いものは30年間の返済期間です。21年度の財政状況の町債現在高では、最長は平成52年3月までの返済期間になっています。当然、公債費に関する年度ごとの金額は出るはずですが。

第4次長期計画では10年後の人口を1万8千人と予想していましたが、実際には1万6千人前後で推移し、2千人ほどの誤差がありました。平成12年と21年を比べると、12年は1万6,830人、21年は1万5,903人で10年間に927人減っています。平成12年に70歳以上は2,540人、10年後の22年、80歳以上は1,481人、1,061人も減っています。20歳から59歳までの就労可能人口は8,853人から7,248人と1,605人も減っています。これは大学進学などで町を離れたまま戻らない人が多いことを示しています。

第5次長期計画では1万5千人と人口を予想しています。今後は人口増は望めないと考えてのことだと思います。今後10年間に生まれる子ども以外の人口データはあるので、進学や就職で転出する人数を想定すれば基礎データはつくれると思います。人口が予測でき、事業の概要がわかれば年度ごとの予算を推定算出はできると思います。

何よりも財政の原則は「出を量って入を制す」です。その考えがあれば長期財政計画は立てられるはずですが。国やほとんどの自治体は「入を量って出を制す」になっています。これでは収入がなければ事業をやらない、応能負担論になってしまい、住民サービスの低下になりかねません。町民が望み、本当に必要としている事業は何か、予算はどのくらい必要なのか、事業と財政的裏づけが連動してこそ初めて施策となるのではないのでしょうか。

今までの町の状況を見ると、国の政策の範囲内で施策を立てたり、補助金頼みの施策を優先してきたように思います。鉄の展示館も名誉町民の宮入刀匠記念館とすべきところを補助金の関係で企業展示を少しだけして鉄の展示館というような中途半端な名称になっています。こういう姿勢だから長期総合計画の財政計画ができないのではないのでしょうか。今後の10年間で何を重点的に取り組むのか。例えば南条小学校の改築とか具体的な大きな柱を立ててこそ長期総合計画と言えるのではないのでしょうか。細かい実施計画は3年ごとに立てているから問題ない、財政状況がわからないのに計画を立てられないと考えているから計画がころころ変わり、10年ごとにクリアする課題もなく、達成度が明確にならないのではないのでしょうか。

第4次長期総合計画の第1章3節に「行政サービスの情報化で町のホームページの充実と行政情報の有効で効率的な提供を図る」とあります。第5次長期総合計画も全く同じことが書かれています。10年たっても20年たっても変わっていません。長期総合計画がスローガンやキャッチフレーズで終わってしまっているからではないのでしょうか。第5次長期総合計画の基本計画（素々案）が議員に配付されました。第1章から第6章まで大きく区分され、その中で節の中区分になっています。中区分の節ごとに10年間で何を重点にするのか、具体的な目標を決めてこそ実のある長期総合計画と言えるのではないのでしょうか。少なくとも大きなお金がかかる事業は長期総合計画で明確にすべきだと思います。

例えば第1章3節では、町のホームページに例規集を載せるというような具体的な目標があると達成度もはっきりわかります。

第1章、第2章に關係する土地の有効利用と町民の健康づくりのためにチクマ精工跡地をマレットゴルフ場にできないか。坂城大橋下の千曲川河川敷のマレットゴルフ場がなくなり、鼠の1カ所しか町にはマレットゴルフ場がありません。マレットゴルフは子どもからお年寄りまで楽しめるスポーツで、鼠はコースがやりやすいと好評で町外からも多くの愛好家が来ます。そのため順番待ちがいることも多くあります。歩いていけるところにマレットゴルフ場が欲しいと坂城地区の人たちの強い要望も聞いています。このような比較的予算のかからない事業は実施計画でもり込んでほしいと思います。

第4章5節で快適な住環境の中で公営住宅の整備が載っています。旭ヶ丘ハイツの第2棟建設もどこかへ行ってしまいました。中之条団地も成久保団地の住民を優先するという当初

目的が国の補助金の関係で地域優良賃貸住宅に変更された経過があります。「老朽化した公営住宅は長寿化計画に基づき建替、改善、修繕事業を推進し、ゆとりある良質な住宅整備を図る」となっています。今後10年間でどのように進めるのか、答弁を求めます。

第5章3節では、施策内容に「小・中学校ともに安全な教育施設環境の整備と時代の変化に対応した快適な教育設備環境を確保するため、校舎を含む施設整備の充実、維持管理に努める」とあります。今年の猛暑で教室の南側は37度にもなりました。とても勉強できる環境ではないと思います。今後の10年間でクーラー設置をもり込む必要があると思いますが、計画に対する答弁を求めます。

第3章1節では農業振興の基本方針、施策があります。基本方針は「遊休荒廃農地の活用、定年帰農者等の担い手づくり、観光農業への展開など生産販売システム構築により農業経営の安定化を図り、農業振興を図る多様な需要に対応した産地づくりと経営感覚にすぐれた農業者の育成、確保と法人化を目指す」となっています。施策内容には、1、新しい地域農業づくり（1）地域営農システムの構築推進（2）多様な需要に対応した産地づくり（3）担い手の確保、育成（4）農地流動化の促進（5）環境にやさしい農業の推進の5項目があります。これだけの内容を見ても予算づけが必要だと思います。施策と財政が連動してこそ真の総合計画と言えるのではないのでしょうか。

「農業支援センターと連携して農業振興施策を推進する」とあります。定年帰農者や新たな就農者を増やし、耕作放棄地の解消などの目標値の設定はあるのでしょうか。今後の10年間で農業従事者の高齢化により、りんごやぶどうなど特産品が維持できるか非常に危ぶまれます。第5次計画に掲げている観光農業や第6次元化、農業団体の法人化などをどう進めていくのか、被害が拡大する有害鳥獣対策にどう取り組むのか、答弁を求めます。

町長（中沢君） 入日議員の長期計画に対する提起にお答えしてまいります。

町では平成13年度を初年度とした第4次長期総合計画を策定し、町の将来像を「ものづくりとやすらぎのまちをめざして—自然と人と産業とが共生するまちづくり—」を定めまして5つの基本目標を設定し、町政運営をしてまいったところでございます。

基本目標の達成度がどのくらいかという面でございますが、基本目標の達成度は数字としては算定しておりません。

評価の方法といたしまして、ご質問のとおり長野大学に委託し、有識者に対するアンケート調査を実施いたしました。対象の範囲は、町内の各団体の会長さんなど役職を担われている方130名でございました。アンケートでは、後期基本計画の重点課題別に産業振興、保健福祉、安心・安全、交流・発信、花と緑を含めた快適な暮らし、そして大学との連携、国際交流、住民、企業、行政との連携の6項目についての施策について評価をお聞きしたところでございます。方法は「評価できる」「やや評価できる」「あまり評価できない」「評価でき

ない」の4つでございまして、それを選択していただく仕組みでございます。

評価結果につきましては「評価できる」「やや評価できる」を合わせた場合に大学との連携、国際交流等が56.1%、他の各施策につきましては、いずれも60%以上でもあったわけでございます。そういった面を実施してまいった施策については、住民の皆さんから一定の評価を受けていると考えております。

これらの評価に加え、各担当課において、これまで寄せられた議会の提案や地域住民の皆さんのご意見を踏まえて事業の現状と課題、今後必要な取り組み等について評価検証の上、第5次の素案を作成していきたいと、こんなふうにも考えております。

地区の懇談会も終了いたしました。加えて各団体との意見、またご提案等をお聞きしていくこととしております。区長会、あるいは民生委員会、女と男との皆さんの協議会等々からも幅広くお聞きしているところでもございます。

ちょっと勘違いされているかと思うんですけども、今回は長期構想について言っているわけでございます。10年先に。そういったものをより具体的にするために基本計画を立てると。そしてまた実践計画を立てるという段階的なこととございまして、長期構想は方向性を追うわけとございまして、例規的なそういうものをインターネットに載せたらどうかということ、そのこと自身は実践計画、実施計画の中でいろいろ検討させていただくべきことと理解しているわけでございます。

大事なことは、より専門的な方々を広くいろいろ聴取して、そして将来の構想を決め、これをまた審議会が中心になって、さらにまとめ、そして議会にも諮り、そうした結果を実施に向けて、より確定した経過、あるいはそれを啓発する、あるいは実行に移していくというものをより大事にしていくということが求められていると私は理解しております。以上でございます。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

まず町内4カ所で開催した地区懇談会の参加者が少ないという原因をどうとらえているかというご質問でございますが、町では、取りまとめた素案につきまして、住民の皆さんからご意見ご提言をお聞きするために11月に中心市街地コミュニティセンター、JAちくま南条店、村上店、中之条公民館の4カ所で開催をいたしまして、合計で50名の方が来ていただきました。参加者の中からは10年先を展望したまちづくりのあり方について熱心な意見、ご提言がいただけました。町の将来に向けた関心の高さが感じられたところでもございます。

ただ、もう少し大勢の方にお越しいただければという感じもあったわけでございますが、町では、これまでも現在の第4次の総合計画による住民参画によるまちづくりを施策の大綱のひとつとして住民、企業、地域との協働ということで進めてきたところとございます。少ない状況ということは、ひとつには具体的な施策ではなく、総体的な施策であるということ

もあるのかなという感じは持っておりますが、加えて核家族や少子化、高齢化の進展、またコミュニティにおける人間関係の希薄化等のようなさまざまな要因があるのかというようなことと考えてもおるところでございます。

次に、町のホームページや広報での意見募集、アンケート調査の点でございますが、素案の概要を町のホームページに掲載をいたしまして、意見や情報を広く募集してまいりたいと考えておりますし、それとあわせまして地区懇談会も実施をしたところでございますが、町長からも答弁がありましたが、各種団体等々からのご意見も踏まえまして、素案に反映させて総合計画審議会の委員さんの皆さんのご意見を伺った上で成案としてまいりたいということでございます。

それぞれいろいろ財政計画あるいはマレットゴルフ場の設置ですとか、公営住宅の整備について、また学校のクーラー設置と農業振興等々の具体的なご質問をいただいたところでございますが、加えて長期総合計画の重点というのは、すべてが重点でございます。いろいろな範囲で行政というものを進めてきております。農業振興も大事です、学校教育も大事です、福祉も大事ですということで、住民の要望が、議員さんもお案内のように、非常に多岐にわたっております。そういった面も含めまして、今後の実施計画の中へ組み込みながら個々具体的な施策を、限られた財源の中ではございますけれども、一步一步進めていくということになってきます。

先ほどの財政計画につきましても、10年先というのはなかなか至難の業でございます。百年に1度というような経済危機があれば税収も落ちるということでございますし、また限られた予算でありますので、国、県の補助金等も当然活用する中で住民要望に応じていかなければならないと、これも行政の大事な使命というふうに考えております。いただいた個々の点につきましては、今回の第5次長期総合計画が議会の議決をいただいた後に町政全体の中で、どれをまず優先をしていくかというような観点から実施計画を立てていくということでご理解をいただきたいと思っております。

6番（入日さん） 町長の達成度に関しては有識者のアンケート結果からするとおおむね評価できるという結果があったと言われました。アンケートの仕方ですが、第4次の5つの目標に対して微妙にニュアンスが違っているんですよね。例えば「ものづくりに誇りの持てるまちづくりができていくかどうか」というふうに聞くのと「ものづくり産業は評価できるか」と聞くのとでは、ちょっととらえ方の差があると思うんですよね。それから「快適で安全なまちづくりができていくかどうか」と聞くのと「花と緑、快適な暮らしはできているのか」と聞くのとでは全くイメージが違ってくると思うんです。

そういう意味で、なぜ基本目標に忠実である5項目に対して調査しなかったのかということがちょっと私は疑問に思うんですが、その辺は、どうしてこういう調査になったんでしょ

うか、答弁をお願いします。

それから懇談会の中で非常に熱心な意見が出されたと。住民参画を進めてきているが、なかなか今回は具体的な施策ではなかったために参加者が少なかったというような答弁がありました。

しかし、私、いろいろな人に参加したかと聞いたら「町政に対して関心がないということではないんだけど、行っても無駄だ」とか「意見を取り上げてくれない」とかという諦めとか町に対する不信感、そのことを結構言われたんですよね。そういう意味で「GOGO機構のときもメンバーに選ばれたんだけど、自分たちの意に沿わない意見は記録にも残さない」ということを言っていた人もいました。広く町民の意見を聞いたというポーズだけが必要でやっているのではないかと。「本心から町民の声を聞く姿勢を持っているのか」と言うような人もいます。町民が主人公という政治の原点を忘れたら町政の発展は望めないと思います。謙虚に町民の意見を聞く姿勢が大事だと思います。

財政計画は百年に1回というような非常な事態もあったんですが、実際にはつくっている自治体もあるわけですし、公債費などきちっと資料として出るものもあるんですよね。だから、つくれないのではなくて、つくる気がないからではないかと。そのために3年ごとの見直しがあるので、長期の財政計画がなければ長期の具体的な施策の展望もできてこないと思うんですが、そういう点では、どう考えているのでしょうか。

それから、これまでほとんどの自治体は「入を量って出を制す」の原則でやってきました。国のコントロールのもとにある自治体は量入制出で財政運営をせざるを得ません。しかし、それでは地方交付税や国庫支出金、起債などをあてにした無駄な公共事業が中心になってしまうこともあるわけです。町は町民が安心・安全な暮らしと安定的な経済活動が行えるよう、課題を明確にし、その担い手である住民参加で決めることが重要だと思います。そして行政が担うべき業務と経費をはかります。これが「出を量る」です。家計や企業の収入減は賃金や売り上げであり、利益は市場経済で決められます。そのため支出は収入の範囲内しか行わざるを得ません。しかし、自治体の財政は支出や経費など政治的過程で決めることができます。収入や財源も市場ではなく、政治的過程で決めることができます。それだけに町民の参加と協働が必要になってくると思います。

財政の役割や機能は、資源の最適配分、所得の再配分、経済の安定成長の3機能が有名ですが、このような経済的な面だけでなく、国民の生存権や人間としての発達権という面から財政の役割を考える見方もあります。福祉や教育など利潤が上がらないものを民間任せにすると格差が広がるのが現実となっています。お金がなければ十分な教育を受けられないようでは、その人の持っている潜在能力を開発、発展させることはできません。大きな損失になりかねません。不公平をなくすために資源の最適配分と人権保障機能が必要です。今のよ

うに高校や大学を卒業しても就職できなかったり、不況で仕事を失う人や病気で働けない人の生活の維持や潜在能力の発達を実現するために、累進税率をしっかりと実行し、所得再配分と格差是正機能を働かせなければなりません。多くの人たちは長引く不況と不安定な収入の中で生活しています。これを減税や財政支出の拡大によって経済の安定化を図るのが経済の安定成長と接続可能性の機能です。長期財政計画には、このような視点も必要ではないでしょうか。

長期構想の段階で基本計画や実施計画は長期構想が決まってからだという答弁がありましたけれども、実際には実施計画はもう決まってから議員の方にも配付されてしまうんですよね。そういう意味でも地区別懇談会などいろいろな意見が出されています。実施計画を一方的に決めるのではなくて、町民要望を中心に議員の意見もしっかり聞いて策定するように強く要望します。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

アンケートにつきましては、ただ重点項目そのままでもかえって中身がどうかということもございますので、そういった中で、例えばものづくり産業については技術開発と雇用創出への支援、農工商の連携、あるいはふるさと食文化の味づくりというような、そういったものを項目に加えてお聞きしないと、むしろお答えの方が困るのかなというような観点がありましたので、アンケートではそういった聞き方をしたところでございます。

それから懇談会に行ってもしょうがないというような諦めの声があるということもございますけれども、各会場に来られた皆さん方は熱心に私どもの方の説明に耳を傾けていただきまして、ご提言をいただいたところでございます。ある会場では、これだけ小さな坂城町であるので、あれもこれもということではなくて、広域に利用できるものは当然広域で利用していくべきだというようなご提言もいただいたところでございます。諦めている方につきましては、ぜひ議員さんの方から、そういった意見を言う場があるときには出て行って意見を述べるようにご進言をいただければというふうに思います。

それから財政計画につきましては、先ほども答弁したところでございます。

財政計画につきましては、総務課の財政担当の方で当然、起債の償還のピークは何年かというようなことは10年、20年先まで見た中で当然あるわけでございますので、先ほどもご答弁いたしましたけれども、今後の予算の中で十分な計画を見極めた中で、年間に使える、いわゆる自由な一般財源はどの程度あるかというような観点から実施計画を立てていくということでもあります。

それから実施計画につきましては、もう既に決まったものが議員の方へ示されるということもございますけれども、それぞれ議員さんからご提言をいただいた中でも今まで施策の中で取り組んできたというふうに理解しております。例えばブックスタートですとか医療費の

子どもの無料化の拡大ですとか、議会でそれぞれ提言いただいた内容を実施計画に取り込んできた。加えて、それは住民の要望でもあるということで計画に沿ってやってきたというふうに理解をしてきておるところであります。以上です。

6番（入日さん） この10年間を振り返ると、湯さん館は多くの町民に親しまれ、町外からも喜ばれています。しかし、鉄の展示館やふるさと歴史館は町内の人も行ったことがないという人が多いのではないのでしょうか。町民に鉄の展示館やふるさと歴史館が必要な施設かとアンケート調査すれば不要と答える人が圧倒的に多いと思います。建物を建てると維持管理費がかかり、その負担が大変になってきます。駅周辺に回遊できる施設、けやき横丁や鉄の展示館、ふるさと歴史館、B・Iプラザなどつくれたのですが、観光客が増え、町に活気が出るという予想も今のところ外れているように見受けられます。

上田市や千曲市の病院のドクターや福祉施設の職員から坂城町は福祉が非常に遅れていると言われていました。非常に不名誉なことだと思います。第5次長期計画の基本計画（素々案）では、第2章に「ともに生きる福祉と健康のまちづくり」とあります。スローガンだけでなく、中身のあるものにするには10年ごとの現実的な目標を決めてこそ達成点が明確になり、達成度がわかるのではないのでしょうか。自律のまちにふさわしい内容ある長期総合計画になることを期待しています。

孔子の言葉に「由らしむべし。知らしむべからず」とあります。国民は法律や為政者の方針に従えばよい。意義や理由を知らせる必要はないという意味に使われていますが、本当の意味は国民にきちんと説明するのはほとんど不可能だということで、為政者に説明能力がないということを行っているのだそうです。そう言われぬように気をつけたいものです。

次の質問に入ります。

2. 職員体制について

「広報さかき」12月号に町職員の21年度有給休暇平均取得が6.3日と載っていました。国の行政改革を受け、町でも人件費の削減がされてきました。平成19年には149人いた職員が22年には135人となり、4年間で14人も減っています。職員が定年退職しても新規採用を控えてきた結果だと思います。そのため仕事が忙しくて休めないなど有休の取得が少ないのではないのでしょうか。

有休の取得状況を調査したところ、1年間に全く有休をとらなかった人が2人、1日未満が5人、1日から5日が50人、5日から10日が38人、10日から15日が21人です。第4次、第5次長期総合計画で人権の尊重がうたわれています。職員が仕事にやりがいや誇りを持って働いているのでしょうか。町民への対応は心を込めてできているのでしょうか。職員にゆとりがなければ十分な対応ができないと思います。

経済同友会の品川さんの対談集に「今の経済界は教養のある人が少ない。想像力に乏しく、

目先の利益にとらわれ、正社員の首を切り、派遣やパートで間に合わせて景気を後退させ、日本経済全体を見れないし、将来の展望もない」とありました。仕事だけでなく、よい音楽を聞いたり、すばらしい絵を見たり、一流の芸術に触れることや旅行などで見聞を広め、人間としての幅を広げることも大事なことだと思います。

役場の職員やOBはボランティア活動に消極的だ、もっと参加してほしいという声も町民から聞いています。有休消化率を高めることは雇用者の責務だと思います。有休取得を増やす取り組みについて答弁を求めます。

今年の4月から保育園の給食の人が1時間時間短縮されてしまいました。仕事が減ったわけでもなく、結局サービス残業になることが多いと聞きました。ある園では賄費が少ないため、野菜も小さいものを買ってきています。そのため皮をむく手間がかかるという話も聞きました。南条保育園では0歳児から年長児まで4種類、200食をつくるのに4人では間に合わず、栄養士さんたちの手もかりることも多いそうです。どの園もぎりぎりの人数でとても苦労してつくっています。0歳児の離乳食から年長児まで年齢にあわせ、細かく刻んだりして食べやすいように心を込めてつくっています。給食の人のパート時間を1時間削ったところで1カ月1万8千円あまりです。3人としても5万6千円ぐらいです。働く人を追いつめるような節約ではなく、見直すべきところはたくさんあると思います。

保育士さんも臨時が増えています。3保育園で31クラスありますが、そのうちの13クラスが臨時保育士です。同一労働、同一賃金の原則が全く無視され、同じクラス担任でも労働条件は大きな差があります。しかも1年契約で3カ月休みというひどい雇用で、どんなに仕事に意欲を持っていても、このような待遇では収入が不安定のため有能な人は他の仕事に移ってしまいます。人権尊重を言うなら、まず役場職員の待遇改善でお手本を示すべきではないでしょうか。自分たちがそんな待遇を受けたら、どんなふうに感じるでしょうか。

保育士もやっところ数年採用するようになりましたが、長いこと男性保育士の採用はありません。今の子どもたちは木登りや川遊びなど自然の中で遊ぶことが少なくなっています。そのためちょっとしたことでけがをする子が増えています。各園に1人ずつ男性保育士を入れ、思い切り体を動かす遊びを取り入れたら丈夫な子どもに育つのではないのでしょうか。男性保育士は、また違う観点で子どもを見ることができると思います。男性保育士の採用は、なぜ進まないのか、答弁を求めます。

総務課長（宮下君） 職員の年次休暇、いわゆる有給休暇ではありますが、これは基本的に年間20日間付与されまして、翌年度に限り20日を超えない範囲で繰り越しが認められ、最高年間40日間休暇の取得が可能となっております。年次休暇は職員の請求する時期に与えられるものですが、公務の正常な運用を妨げる場合については他の時期にかえて与えることができるものと条例で定められています。

平成21年の年次休暇の取得平均日数が6.3日となっているのは人員削減により休暇を取得しにくい状況にあるのではないかとご質問ですが、町では事務の効率化と職員の削減を進めており、平成17年度と比べますと平成21年は11名の職員減となっております。その間年次休暇の平均取得日数は平成17年が6.4日、18年が6.6日、19年が7.2日、20年が7.5日、そして21年が6.3日となっております。取得日数がここ5年間6日から7日で推移をしており、職員数が減ったことにより年次休暇の取得がしにくい状況であるとは一概に言えないと考えております。

職員の中には、ご質問の中にもありましたが、結果として取得日数が少ない職員がいることは事実でございます。有給休暇、年次休暇につきましては、職員の権利でもあり、強制しとるものではなく、必要に応じて職員個々に取得するものです。職場ごとの取得状況では若干のばらつきがあるものの極端に取得日数の少ない職場は見受けられません。また町では職員が休暇を取得しやすいよう、1時間単位での取得ができるよう規則で定めてございます。

また男性保育士の採用がない、見直しが必要ではというご質問であります。

町では行政職、保健師、保育士、すべての職種において、募集にあたりましては男女区別することなく均等に受験をする機会を与え、公正な採用を実施しております。また国及び地方公共団体は、これらを啓発する立場でございます。保育士につきましても男女問わず試験により採用しており、保育に熱意のある優秀な保育士の応募に期待をしているところでございます。

子育て推進室長（中沢君） お答えします。

今年度から作業効率を図り、坂城村上保育園の調理員のうち1名分の勤務時間を1時間減といたしました。給食内容を低下させないよう、午前、午後も調理時間以外の部分で効率化を図っております。現状では3歳未満児の午前のおやつは牛乳、果物中心で、市販品等は使用しておりません。午後のおやつについても調理員が献立会議に出席する場合などは市販品になりますけれども、3歳以上児はむろんですが、アレルギー児、3歳未満児の子どもの成長に必要な栄養素がとれる市販品がなかなかないことや手づくりに比べ高額になることなどから、できる限り手づくりおやつにしております。給食内容につきましては、未満児数が多いことで給食の調理時間以外に午前のおやつにも手がかかる状況でございますが、献立内容の質を低下させずにさらに調理コストについても配慮しつつ効率化を図ってまいります。

6番（入日さん） 有休取得については人員減による影響はほとんどないと。有休はあくまで本人の申請なので本人が申請をしていないというような答弁でしたが、有休取得というのは、やはりある程度本人任せではなくて、最低何日は消化してくださいよという、会社だったら、そういうシステムになっていて通達があるんですね。「あなたはこの時期は休んでください」とかというのがあるんですが、やはりそういう指導も大切ではないかと。

先ほども言いましたように、地域ボランティアだとか、そういうことにもっと積極的に参加してもらったり、あるいは今、育メンという言葉が流行っていますが、積極的に育児にも協力して子育ての喜びだとか苦勞だとかを体験させることによって職員が町民に対するいろいろな対応にも非常に幅が出てくるのではないかと思います。そういう点で、やはり本人が申請しないからもういいんだよというのではなくて、そういうところの指導をしてこそ総務課の役割が生きてくるのではないかと思います、その辺再度答弁をお願いします。

それから21年度の職員の時間外手当——21年ですね、1月から12月までということでしたので。広報では3,237万5千円となっていて、21年度は衆議院選挙とか定額給付金などイレギュラーの部分を持っているので、それを除いても2,540万円ほどですよね。この金額だと初任給ベースで高卒なら12人、大卒なら9人雇用できる金額です。今、非常に皆さん仕事がなく困っています。そういう意味でも残業をなくして、もっとゆとりのある職員対応にして雇用を増やしたら町民にも非常に喜ばれるのではないかと思います。

経費節減、経費節減ということで人員削減がとかくやり玉に上げられていますが、人員削減は決して町税収入の増にはならず、かえって景気を悪くしている要因になってしまうんですよね。本気で景気を回復したいなら、やはり雇用の安定を図るべきですし、そういう意味でも、もっと雇用に対してちゃんと正職で雇うような取り組みが必要ではないかと思うんです。今の残業代では新たに雇ってもそれだけの仕事ができないと。ある程度セミプロ的な仕事の内容だからということもあるでしょうが、やはり仕事ができるように育てるのは職場の責務ですし、そういう努力をしてこそ職場が今後も持続可能で発展していくのではないかと思います。

保育園に関して、私、通告してあることを今回言わなかったんですが、通告してあるとおりに答えてくれて、何といたしますか、臨機応変がきかない人だなというか、通告に関して、やはりきちっと答えていただきたいと思うんですけれども。

先ほども言いましたが、給食、1時間減ってもあまり問題ないですよ。市販品が増えてるわけでもないですよとおっしゃいましたが、実際には午後のおやつが牛乳だとかフルーツで手のかからないものになったりとかしているわけですし、非常にぎりぎりの人数でやっている。そして、そういう苦勞がちっとも報われていないというか、役場の方でわかってくれていないというものがあるんです。やはり現場に足を運んで、どういうところが大変なのかとか、そういうことをもうちょっとすべきではないかと。そうすることによって、もっと血の通った行政が生まれてくるのではないかと思いますので、その辺についてもう1度お願いいたします。

総務課長（宮下君） 基本的に私どもは通告をいただいたものに対してご答弁を申し上げている

つもりです。

それから休日の関係でございますが、休日制度の分につきましては年次休暇だけではございません。現在2人が育休中でありまして、来年産休を予定する職員の検診を特休でとっております。また家族の看護のための休暇も本年度取得していただいております。夏期休暇も4日あります。取得しやすいよう夏期休暇につきましては7月から10月までの間取得を可能にしており、職場内での職務に支障のないよう計画され、取得されているのが現状でございます。

職場ごとの有休取得状況につきましては、平均でいきまして3.9日から10.2日という形になっております。そういった中では各職場でばらつきが若干あるけれども、基本的な部分ではおおむねの数字ということで、この5年間の平均はクリアしているのかなというふうに考えております。

それから先ほども残業をなくすために採用しろというようなお話がございました。職員の退職者数、早期退職等定年退職を合わせまして昨年は10人、今年度は9人が予定されております。一方、採用につきましては、昨年度4名、本年度は、来年度4月1日採用ですが、5名を予定しております。単純に2年間で10名減となるわけですが、今後の退職予定となりますと、来年が23年度4名、24年度が3名、25年度が1名、26年度が2名という形になっております。

職員の年齢構成を考えますと、単年度での多数を採用することは将来に向けて課題を残すことというふうになります。一時的に職員数は減となりますけれども、退職者が少ない年にも、ある程度の採用をしてまいりたいというふうに考えておりますので、そういった面での採用数というふうになっております。

先ほど会社の方という中では、そういった指導もあるかと思えます。私どもももちろん休めるときは休んでくださいということでお話をしております。また夏休み等につきましても職場の中での融通をとって、なるべくまとめてとっていただきたいということでお話をさせていただいているところでございます。

また人員削減するから税収が落ちるのではなくて、そういった要件ではない部分での要件が町の法人税等町民税含めまして、そういった要件ではないというふうにございます。

それから現場に運んでみるということでございます。現場に運ぶのも大事なことだというふうに考えております。また職場には園長を初め福祉健康課という形のもので体制がとれているわけです。それらの中で今、保育園の中における臨時採用等につきましては、昨年来、どのような形がいいのか、現場の中で検討してくださいということで投げかけているところでございます。

6番(入日さん) 採用すれば町税収入が増えると今、答弁がありましたけれども、そういうこ

とを言ったのではなくて、町民の方を採用すると町税収入として還元があるでしょうということを使ったんです。

それから来年度の給食の方で案として、給食の人たちの一部を5カ月契約、3カ月休みというふうにするというような話が今出されています。今でも1年間契約、3カ月休みということで休みの間どうしようかとか非常に働く意欲があってもそういう細切れの形態で悩んでいる人も多いわけですね。

保育士も、先ほど言いましたように坂城町ほど細切れで契約しているところはほとんどないと。今年の議員の報告会でもクラス持ちの人も臨時職員なんだと。「私たち、知らなくてびっくりしたわ」というような意見もありました。「血の通った人間のすることでしょうか」とか「本当に冷たい行政だ」というような声もあります。中沢町政任期最後の仕事です、第5次長期総合計画を立てるといのは。そういう中でぜひ今までの細切れ雇用をやめて安定した雇用形態にしてもらいたい。そして、その退任の花道を飾ってもらいたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

議長（春日君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日14日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後3時34分)

1 2 月 1 4 日 本 会 議 再 開 (第 3 日 目)

1. 出席議員 13名
 - 1 番議員 田 中 邦 義 君 8 番議員 林 春 江 君
 - 2 " 中 嶋 登 君 9 " 宮 島 祐 夫 君
 - 3 " 塚 田 忠 君 10 " 池 田 博 武 君
 - 4 " 大 森 茂 彦 君 12 " 柳 沢 昌 雄 君
 - 5 " 山 城 賢 一 君 13 " 柳 澤 澄 君
 - 6 " 入 日 時 子 君 14 " 春 日 武 君
 - 7 " 安 島 ふみ子 君
2. 欠席議員 11番議員 円 尾 美津子 君
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
 - 町 長 中 沢 一 君
 - 副 町 長 柳 澤 哲 君
 - 教 育 長 長谷川 臣 君
 - 会 計 管 理 者 中 村 忠比古 君
 - 総 務 課 長 宮 下 和 久 君
 - 企 画 政 策 課 長 片 桐 有 君
 - まちづくり推進室長 塚 田 陽 一 君
 - 住 民 環 境 課 長 塩 澤 健 一 君
 - 福 祉 健 康 課 長 中 村 清 子 君
 - 子 育 て 推 進 室 長 中 沢 恵 三 君
 - 産 業 振 興 課 長 宮 崎 義 也 君
 - 建 設 課 長 荒 川 正 朋 君
 - 教 育 次 長 塚 田 好 一 君
 - 収 納 対 策 推 進 幹 事 長 春 日 英 次 君
 - 総 務 課 長 補 佐 青 木 知 之 君
 - 総 務 係 長
 - 総 務 課 長 補 佐 柳 澤 博 君
 - 財 政 係 長
 - 企 画 政 策 課 長 補 佐 山 崎 金 一 君
 - 企 画 調 整 係 長
4. 職務のため出席した者
 - 議 会 事 務 局 長 吾 妻 忠 明 君
 - 議 会 書 記 金 丸 恵 子 君
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 町の前途への思いはほか | 柳澤澄 議員 |
| (2) 次期町政についてほか | 山城賢一 議員 |
| (3) 葛尾組合焼却施設についてほか | 中嶋登 議員 |
| (4) 災害に強い町づくりほか | 大森茂彦 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に11番 円尾美津子さんから欠席の届出があり、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（春日君） 最初に、13番 柳澤澄君の質問を許します。

13番（柳澤君） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、一般質問を行います。

1. 町の前途への思いは

イ. 今後の町政は

町長及び議員の任期があと4カ月ほどになりました。町長も今議会冒頭の招集あいさつで来期について触れられました。今議会で、この3年8カ月過ぎた中沢町政について幾つかお聞きをし、来期へ向けての注文を申し上げ、「おれがやらなきゃ誰がやる」というお答えもお聞きできるかと思っていましたが、8日の『信濃毎日新聞』には、明瞭な意思が掲載されました。時々は頑固過ぎると思うような信念で町政を進めてこられました。この時点で過ぎてきた中沢町政について、また今後の町政について具体的なことをいろいろ申し上げることはいかなものかと考えましたが、3点ほどお聞きしておきたいと思います。

最初に、社会や町政に特別な変化や状況が起きても、お気持ちを変えられることはないのか。失礼かとも思いますが、明快ではなくてもお聞かせいただければと思います。

2点目は、12年間の中沢町政について、成果とやり残っていると思われることを、どのように自己評価されているか、お聞かせください。

あわせて上水道、下水道、また国道バイパス等の現時点での見通しについても改めて触れていただければと思います。

3点目は、当町の今後について行政としての重要な課題、それはどんなことと感じておられるか、思いをお聞かせください。

ロ. 長期計画に光輝放つ柱を

23年度以降の長期計画策定が進んでいます。素案に改めて目を通しました。ある意味当然でもあります。第4次計画を取捨選択し、新しいものを加え、あらゆる面にくまなく触れており、誠に優等生的であります。が、変化の激しい現在、10カ年を展望する構想は大変です。基本計画は5年目に、実施計画は3年だが、毎年それぞれ見直しを行うわけですが、絵に描いたままにならないよう願うのであります。

それにしてもすべて大事なことです。それ以外に何か特別な柱が欲しいと感じました。長期計画というものはいくつかのものはこういうものだとは思いつつも、そう考えました。こういう計画には少しなじまないのかもしれませんが、町民へ届く夢が欲しいのであります。

それは、我が町は、この面ではどこにも負けないのだと町民が誇れる町にする夢、それが具体的にも色濃く見える部分が欲しいのであります。例えば福祉、子育ての充実した町、または教育文化の香り豊かな町とか、基礎的生活基盤である水道、中小道路、小さな水路等が完璧に整備された町等々です。そんな基本的構想が欲しいのであります。計画にそうした柱をはっきり見えるように加えませんか。考えをお聞かせください。以上で1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 柳澤澄議員のご質問、町政にかかわるご質問についてお答えいたします。

30数年、長野県職員として地方自治に携わった経験をもとに、平成3年4月、坂城町助役として町政に参画する機会をいただきました。助役に2年、町長として来春で3期12年の任期を迎えるに至ったわけでございます。お話のありましたように、常におれがやらなければ誰がやるんだと、常に新しい発想に挑戦しなければ職員はだめだというような叱咤激励の日々であったなど、こんな思いがいたします。

まちづくりに寄せる思いは今も決して変わっておりません。気力、体力ともに、まだまだ若い者には負けないという自負のある反面、町政を担う責任者として新たな発想で町政を担っていただける方に委ねるのも私の努めであるという考えに至ったわけでございます。

3期12年の町政についての総括を見ますと、この間、国や県の動向はもとより社会経済の動向など、これまで想像もし得なかった幾多の大きな試練の都度、私が思い描くまちづくりにいろいろと共感し、挑戦しようとしている多くの皆さんのお力添えをいただいていたという、こんな思いに馳せているところでございまして、その出会いに感謝せずにはいられないわけでございます。幸い健康にも恵まれ、精一杯頑張った日々であったなとも思ってお

ります。

平成11年からの第1期は「21世紀に入るまちづくり、やがて実のなる種まき」を掲げました。また折しも国の聖域なき構造改革と平成の大合併に揺れたときでもございました。時同じく長野県政も大きく様変わりし、特色ある県下町村の一員として自律協働に参画する機会を得たと、町の生い立ち、産業構造、そして税財政のシミュレーションなど、さまざまな視点について県ともどもに見直す機会を得たなど、こんなときは全く予期しませんでしたし、意義深い取り組みであったと思っております。

そして「ものづくりとやすらぎのまち」を基本理念といたしまして、町の基幹産業である工業技術集積を高める、その果実により福祉、教育、文化、生活に生かしていく、そんな坂城の生きるべき道筋を再確認し、自律のまちづくりに至ったわけでもございます。

平成15年からの2期目では、自律のまちづくりに向け、各界各層から町の思いと町政への提言をいただく自律のまちづくりGOGO機構を立ち上げました。産業、環境、教育、福祉、行財政といった5つの分野で3年間にわたって長期にいろいろなご提言をいただきました。55人の皆さんに感謝するところでもございますが、それを指導していただいた信大の人文部の中嶋聞多先生のご尽力は忘れないことだと思っております。

平成17年には合併50周年を迎えました。さかきルネッサンスの展開ということでもございます。そして大人から子どもまで小学校の校歌に歌われております村上義清をテーマにする「信濃村上氏フォーラム」も開催いたしました。時代を超え、全国各地で活躍している信濃村上氏、とりわけ海のない信州にとって遠く瀬戸内海から我がルーツは信州村上という思いを寄せる村上水軍の交流は、まさにロマンであり、先月の鉄の展示館でも企画展として実を結んだなと思っております。そしてまた、私を葛尾城へ誘い、村上氏の足跡から足元を見つめる、未来を見つめる、そういった歴史を学ぶことの必然性ということについて、信州大学副学長の笹本正治先生にも学びました。

2期目からですが、19年から3期にかけて全国のばら制定都市会議、ばらサミットや地産地消と特産物創出としての「全国辛味大根フォーラム」は思いのほか、これはという念にとられました。中心市街地の活性化やものづくりの技を芸術に極めた人間国宝宮入行平刀匠を顕彰する鉄の展示館、年間30万人が訪れる良質な泉質と景観を誇るびんぐし湯さん館、文字どおり薔薇人の人たちが支える千曲川バラ公園は、現在も期間中は4万人も集うという観光拠点として広がっております。去年10月末に中之条の国道18号線沿いにできましたさかき地場産直売所のあいさいも、実は上信越自動車道の建設当時から10年来温めていた物産館の構想の一部でもあったなと思っております。就任当初、やがて実のなる種まきをと称し、さまざまな取り組みをしてまいり、また内外から多くの人たちが集まり語り合える場となり、3期12年を通じ、ひとつの形ができた喜び、先人の築いた潜在力を生かし、知恵

と工夫で常に発信、挑戦する、その先にある自律のまちの姿が思い浮かべられ、さらなる飛躍を期待しているところでもございます。

湯さん館、鉄の展示館、ふれあいセンター、B・Iプラザ、商業インキュベーターけやき横丁、ふるさと歴史館等々箱もの批判を甘んじて受けながらも、これはいずれも人が集い、語り合う、交わる場になるという確信のもとにいろいろ進めてまいりました。町の中央を流れる千曲川、そこに流れ注ぐ河川を見立てて水と緑の回廊、見事な桜並木やウォーキングステーション、さかき千曲川バラ公園ということで開花したわけでもございます。

懸案の平成10年10月に一部供用開始となりました公共下水道は、千曲川流域の最上流という地理的条件も克服し、積極的な建設投資を進め、千曲川右岸では、いよいよ今年度から南条地区の面的整備に着手し、左岸の村上地域においても網掛及び上平地区へ着手するというに至り、合併浄化槽等と相まって向こう10年間では90%の水洗化ができるという目標も現実味を帯びてきたところでもございます。

上水道の整備でございますが、小網地区の上水道管については気がかりな点がございましたが、これもまた今年の夏に地元区の皆さんともども長野県企業局長へ直接要望書を提出し、県として、でき得限りの支援をする旨の確認が得られました。上下水道ともども一定の道筋が示されたものと考えているところでもございます。

最大の気がかりは、何といても国道18号線のバイパスの先線でございます。今年3月に鼠橋通りまで供用が開始されました。政権交代ということもあって、依然として先線の事業化が目鼻がつかえません。現在も町道鼠橋通りについては、T字型の交差と県道との接続を容易にする改良工事が行われておりますが、それほどまでに取付道路に金をかけて、これで終わりはないかという不安もありますが、まずみんなで力を合わせて、その先線に努力しなければならない、まさに忸怩の思いでございます。

千曲川左岸の大動脈を結びつけるひとつの路線として真ん中に残して依然として先が見えない状態は本当に遺憾の極みでございます。幸い長野国道事務所の所長さんが本当に心配されていろいろな示唆を与えていただいております。今後も機会あるごとにいろいろご相談してまいりたいなと思っております。

もうひとつつけ加えますと、3期目にあたって、まちづくり交付金を14億円を生かしまして町営住宅40戸、食育・学校給食センターの建設、坂城駅南側広場の整備とそのアクセス、いろいろ先行投資してあった土地も、そのいろいろな事業にすべて利用することによって土地の有効利用も図られたなど、こんな思いがするわけでもございます。

残る任期4カ月余でございますが、いろいろと小さな課題も残っております。いろいろ目安をつけ、新たな道筋をつけてまいりたいと考えている次第でございます。以上でございます。

企画政策課長（片桐君） ロの長期計画に光輝放つ柱をについてお答えを申し上げます。

議員さんから今、具体的にご提案をいただいたところでございます。長期総合計画の中では今後、当町はもちろんでございますが、我が国全体で少子高齢化が進むということが予想されております。少子化の進展は人口減少社会の到来を意味するということでございますので、坂城町に限らず、すべての自治体に共通する大きな課題であるというふうに考えております。

こういった状況の中で、ご提案をいただきましたように、福祉、子育ての充実した町、教育、文化の香り豊かな町、基礎的生活基盤の完備している町等の実現に向けた施策を進めることによりまして、町の魅力がアップし、他の市町村から移り住む人々が増えるということも考えられ、こういったことによりまして人口減少を食い止め、町の活性化と発展につながればというふうに考えられておりますので、住みたくなるようなまちづくりが必要であるというふうに考えております。

第5次長期計画の素案につきましては、少子化、高齢化への対応を主要課題として掲げております。他の重点施策とのバランスを考えながら、高齢化対策、少子化対策の重点的な展開を図ってまいりたいというふうに考えております。

当町は、幸いにして、ものづくりのまちとして製造事業所が集積しております。他の市町村と比較をいたしまして、まだまだ雇用の場に恵まれておるといふふうにも思っておるところでございます。

平成17年の国勢調査の結果によりますと、就業者の状況でございますが、坂城から出ていく就業者と入ってくる就業者を比較しますと、入ってくる方の方が約1千人多いわけでございます。例えば、当町の事業所に勤務しているこれらの方々が住んでいただけるような子育て支援や福祉の充実、教育文化の振興、道路を初めとする生活基盤の整備等を、限られた財源の中ではございますが、計画的に一步一步進めていくことが必要であるというふうに考えております。

一方で、町単独ではなかなか難しいといえますか、効率的な運営ということを考えますと、幾つかの市町村が連携しながら魅力あるまちづくりを行うこともひとつの手法であります。

ご案内のように、長野、上田両広域連合に加盟しておりますので、こういった広域的な視点で取り組む必要がある課題については周辺市町村と連携して対応を図っていくと。また国では3大都市圏への人口流出を食い止めるための定住自立圏構想を現在進めております。坂城町も上田市を中心として周辺市町村5市町村と連携を図る中で定住自立圏構想を検討しております。

こういった周辺の機能も活用しながら魅力あるまちづくりを今後とも図っていかねばならないというふうに考えておりますし、ご提案をいただきました光輝放つ柱につきまして

は、今後の計画の中で重点的な選択をする中で進めていくということで考えております。

13番（柳澤君） お答えをいただきました。

今議会は、いろいろなことが頭の中に去来する、そんな感じで議会に出ております。町長には後日改めて違う形も含めて申し上げる機会があろうかと思っておりますので、お聞きだけしておくというふうにしたいと思うのですが、2点、ひとつは多少曖昧でも結構なんですけど、私がお聞きしたのは、特別な事情、特別な状況が起きた場合に、先ほどまだ健康も若さもというお話もありました。一区切りといいますか、区切りをつけるというお考えが変わる場面もあり得るかどうかと、そんなふうにお聞きしたつもりなんですけど、どうしても突っ込んで申し上げるのはいかがかとも思うのですが、お答えいただけたら、その点だけお聞かせをいただきたいと思っております。

もうひとつは、非常に気がかりになっています上水道であります。

これにつきまして、よい方向に進んできていると思うという、まだ途中でありますが、何とか1日も早く一歩でも二歩でも前へ進むようにお考えいただいているか、とりあえず状況を見るしかないのか、その辺お話いただければありがたいと思っております。

町長（中沢君） 県政に携わって30年、また町に招かれて20年、地方行政に精一杯頑張り、そして幸せな人生だったなと思っております。そういう中で行政は一定の区切りの中で常に新しさを求めながら、それなりの人が頑張っていくという姿が地方自治の原点であるなという思いもございます。そういった観点から、まだ約5カ月ございます。みんなで、あの人にやってもらいたいという方をより捜し当てて、そして次なる人にバトンタッチしたいなど、こんな思いでございます。

それと今、小網の上水道のお話が出ました。先ほども申しあげましたように、県の企画局では上水道に取り組むという約束がされております。小網は水道については上水道を引きながら、それで一般の浄化槽で組むというお話で事業も進んでいるわけでございます。それがあつたために町は10カ年計画で下水道の整備も目鼻がついたという思いもございます。

現在、県の方で上田の水道事務所で、より具体的な計画、この前示されたのは、少し経費がかかり過ぎるのではないかと。もっと3分の2ぐらいに落とせないかというような提案もしながら、近くその線に沿って、より協議が行われる運びになっております。以上でございます。

13番（柳澤君） それでは長期計画の関係について申し上げたいと思うわけでありまして。

長期計画というものの一番のものは、長期構想、10年後を目指して、どういう地域、町にしていくかというのが一番のものであろうかと思っております。それがきちんとすれば、それから先への具体的なことは自然とついていく、あとは臨機応変にというようなことも含めてそういうことになろうかと思うのですが、その一番もとの長期構想の部分で、これもやる、あ

れもやる、みんな大事なことなんです、その中で特に子どもたちのこととか、あるいは一番基礎的なライフライン、生活基盤のこと、どこか何かに特別な夢を持った構想を町は持つんだと、そういうものが欲しいと、こういうふうに申し上げているわけなんです、そういう意見が4地域での説明会あるいは団体との懇談会等では文章化された、それから出た、今申し上げているような発言・意見は出なかったのかどうか。

それと先ほど、今後考えるようなお話もちよっとあったのですが、きちんと素案をまとめた行政当局で主体的にそういうものを、キャッチフレーズではないんですが、ある意味そんなふうに町民に届くような、そういうものを検討してもらえないか、検討しないか、その2点をお尋ねいたします。

企画政策課長（片桐君） お答えを申し上げます。

地区別懇談会の中で出ました主な意見でございますが、住民が主体的にかかわる仕組みづくりですとか、それから高齢者、女性にやさしい、また医療、福祉を重視したまちづくりという点、それから若い世代が住みよいまちづくり、子育て支援ということでありますが、ひとつの自治体ですべて備える必要はないと。周辺のいいものを利用するという、先ほどご答弁申し上げました広域連合、あるいは定住自立圏というような、そういった関係でございます。

それから人口減少を食い止めてほしいと。減る人口ではなくて増える人口の計画ぐらい立てるというようなご意見もございました。それから湯さん館、バラ公園などのお客の回遊、誘導する仕組みというようなこと、それから工業を中心としたものづくりのまちの支援という、そういった主なご意見でございます。

それから2点目のご質問でございますが、総合計画の素案でございます将来像、案1と案2を示してありますが、そういった中への福祉というような観点からの検討をとということでございますので、素案の段階ですので、今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

13番（柳澤君） 検討してみただけというお話でしたので、ぜひ基本構想、基本計画の中にはすべてのところにあるのですが、その中で特に町民が、そういう町にするという、いいなというふうに思うような形で何か文言を入れて柱にするという、その部分を増やすというのか、変えていただく、つくっていただく、そんな検討をぜひお願いしたいと思います。それだけ要望しておいて次の2問目に入りたいと思います。

2. 町内に眠る古文書の保存を

6月の第2回の定例会で町内に残る日の当たっていない文化財の調査、保存、記録をと申し上げます。その後一例としてですが、早速上平の阿弥陀堂にある木仏、木の像について調査がされました。体内に天保8年云々という墨書きされたものがわかり、私が伝え聞いて

いたとおりであったことが確認され、しかもこういう木仏が天保10年ごろ盛んにつくられたんだが、その初期のものだという、そんなことがわかりました。また、その折、仏像の盗難が増えている、仏像さもないものが近畿地方へ持っていくと、そういうルートがあって、いかにも江戸時代のものが何か平安、鎌倉時代の木像に変わってしまうみたいな、そういう今、ルートがあるんだというような話も出まして、今誰でも開くようになっているのですが、扉に鍵をかけるということになりました。そのときに古文書のこともしり上げたいと思いましたが、そのときは触れなかったのですが、今回は今申し上げた日の当たっていない文化財という問題の続きとして町内に残る古文書についてであります。

イ. 個人所有の古文書、保存心配ないか

人間社会を支えてきたのは貴族や武将、武家や学者以上に庶民であります。庶民の生活やその心のよりどころになったものは現在にもつながる貴重なものであります。それを伝えるひとつが古文書であります。古文書は時とともに消えつつあります。どこにあるか、どのように保存されているか、教育委員会では記録したり掌握されているか、まずお尋ねをいたします。

また保存について、どのようにお考えか、個人所有のものはいろいろ個々の問題もあって無理なんだというようなことなのか、多少はそういうことがあろうかと思いますが、どのようにお考えになっているか、お聞かせをいただきたいと思えます。

ロ. 保存場所の設置を考えないか

町内に眠っている古文書を調査、記録し、可能な限り保存することに手をつけるべきだと思います。また保存には環境のよい場所も必要です。それなりの場所が新たに用意できないでしょうか。閲覧も可能というのは必要です。とりあえず、例えばB・Iプラザのどこかにでもどうかなどとも思うわけでありまして、お考えをお聞かせください。以上で1回目の質問を終わります。

教育長（長谷川君） 柳澤議員さんからの古文書に関する2つのご質問にお答えを申し上げたいと思えます。

まず古文書の保存についてであります。町内にも江戸期に村役人等を勤めた家々には村方文書という文書がたくさん残されておることはわかっております。また明治以降につきましても、当時の有力者の家に文書が残されておりまして、これらの文書に記された内容は、まさに坂城町の歴史であるというふうに思えます。今までの文書類は坂城町誌などの自治体が歴史等を編纂したときに分析されたという形のものが多いわけでありまして、当時の坂城町の様子も主に坂城町誌の編纂を通してわかった状況であります。

古文書の解読には専門的な知識が必要でありまして、そのために古文書を持っている方でも、その中身が何であるかわからないというような面がありまして、その重要性にはなかなか

か気づけない状況かとも思います。その結果、家の建て替えや代がわりの際に破棄されたり処分されたりとか、あるいはそのまま物置の奥等に眠り続けて日の目を見ないというような文書も多数残っているであろうと推測をしているところでもあります。

目録等の整備につきましては、町史編纂の折の調査対象になりました文書については目録ができ上がっております。しかし、それらは町に残っている文書のほんの一部でありますので、その後、平成12年から目録づくりを少しずつ進めてまいりました。主に中之条の陣屋関係の古文書を所有している方から、その内容の調査を希望されれば期限を限って古文書を借用して、それを解読し、有識者に見ていただいて目録化を図ると、こういう仕事をしてまいりました。

できました目録は所有者と教育委員会でそれぞれ持っておりまして、古文書の内容についての説明、それから末永く保存してほしい、保管してほしいというお願い等をしまして、町内に残る文書の散逸を防ぐように努めております。

しかしながら、なかなか調査が進展しないのが現状であります。まずは今後、町内のどの家に古文書が残されているかということ把握する作業を進め、所有者の理解を得る中でいったんお借りをしまして調査して目録化して、またお返しをして保存を依頼するというようなことを今後も進めていく必要があるというふうに考えております。

また、その間で町への寄贈とか寄託というようなことを希望されておりましたら、積極的にそれを受け入れていく方向でいきたいなというふうに思っております。

次に、設置場所についてどうかということについてのご質問であります。これにつきましては、以前から何人かの方々からそういう要望もいただきましたし、場合によっては、きちんとした場所があれば寄託してもいいというようなお話もあったわけでありまして。教育委員会としましても、それらの過去を知ることのできる貴重な資料であります文書の散逸を防ぐという意味から、できれば公的な場所での保存を進めたいということで考えてまいりました。

折しも今議会に町内古文書等の保存施設の設置についての陳情が出されておりますけれども、同様の陳情が教育委員会にも出されまして、古文書の保存施設としてどのような条件を備えているかとか、備えていることが必要であるかとか、また町内にある施設でそういう条件をかなえることができるものはどこであるかというようなことを今後検討して保存場所を設置することを進められればというふうに現在考えているところでもあります。以上です。

13番（柳澤君） お話のように古文書というものがそれほど貴重なもの、大事なものという認識がない部分も、そう言っては失礼ですが、大勢の中にはあるわけで、それだからこそ大事なことだというふうに思うわけでありまして。

しかし、大事だと同時に、ちょっと考えただけでも、この調査というのは大変な労力と能

力が必要になるかと思えます。それと同時に今お話がありましたように、そうは言っても家を新改築するとか、それから仕事の都合でもう生家は空家になっていて、ほとんど数年に1回ぐらいしか帰って来ないというような、そういうお宅なんかは調べることも大変と同時に、どんどんなくなる可能性があるわけでありまして。自治区や団体にコンクリで書庫みたいにしてきちんと保管しているというところも最近できてきましたが、そういうところはまだいいのですが、今のようなそういうことでなくなっていくものが大変多いような気がするわけでありまして。しかもまた保存といっても十分な保存する状況でないけれども、家の宝物だと。中身もわからないが、家の宝物だというふうにして大事にされている、そういうものは、その人がかわる場合にどうなるか心配な面があるわけでありまして。

また、いろいろな形での古くからのお祭りといいますが、これは人間の祈りの気持ちから始まったことだろうと思うのですが、そういうので1年とか2年で管理する者が箱へ入った書類を回していくという、そういう文書もあるわけでありまして。これは今、教育長が言われました陣屋の文書とか、わかっているものと全然見えていない、日の当たっていない、日の目を見ていないといった部分になるかと思うのですが、例えば神明神宮のお神明さんというようなのがあります。あるいは御日待講なんていうのがあります。それから山の神さんだとか、庚申祭り、庚申さんとか。そういうことも毎月やっていたが、1年に1回しかやらなくなった、そのうちにやらなくなった、さあ、その文書の入った箱があの方に最後に行っているはずだがというようなものを考えると、調べるだけでも大変であります。

なお、そんなことを考えていたときに、地域にある水帳、ご存じだと思うのですが、こんな大事なものがわかっていたのですが、今どこへ行っているか。多分あの家だろうというような感じで、ただ、その家が大事にされていけばいいのですが、そういうことを考えれば考えるほど急いで何とかしなきゃと、こういう思いから今申し上げているわけでありまして。

個人で持っていたいというようなものはコピーしたりして、それから寄贈してもいいというものはいただいて、それでその保管場所をという、こういうことになるのですが、今申し上げたように、とても大変なことなんです。ですから何かきちんと年次計画でも立ててやっていただかなければだめだろうと思うのですが、年次計画を立てて、たとえ少しずつでも地区別にでもというような、そんなお考えはないかどうか、お聞きをしたいと思います。

教育長（長谷川君） 今、議員さんからお話をいただきましたように、大変難しい作業であると思えます。なぜかと申しますと、ひとつは既にあのお宅にはこういう文書があるということがわかっている、今まで見たことがないにしても、わかっている場合は、まだそこへ行ってお願いをして見せていただくとか、いろいろな手が打てるわけですがけれども、文書自身があることを意識されていないといいますが、あるらしいとか、家の宝だよと言いながら、それが何であるかということが家の方もご理解いただけないような状態を発掘するというこ

とは非常に難しいことかなというふうに思っております。

今ご指摘があった年次計画でということですが、現在の文書の整理等は町の学芸委員さん、3人いらっしゃるわけですが、その方が仕事の合間を見ながら手がけていただいているという状況でして、年次計画というほど簡単に計画的に進んでいくかということは、ちょっと私自身とすると検討が今つかないなという状況であります。

ただ、先ほどから1日でも過ぎれば、それだけ散逸してしまうということは、そのとおりにかと思しますので、今のことも含めながら今後、町内の文書の目録化ということをどういうふうに進めていくかも検討させていただければというふうに思います。以上です。

13番（柳澤君） 村上義清、義照、葛尾城といったものも大変大事なもので、これは扱っても多少意味は違うかもしれませんが、今まで町がさわられてきたそのことを否定するわけではありませんが、今、大変難しい問題だと言われるとおり、そのことは承知しているのですが、例えばの話、実はうちの方で、お神明さんというのがあるのですが、かろうじてその中に、ある程度の文書が残っているんです。それを昨年、私が当番だったもので一応広げてみたのですが、大正から昭和へかけて、今はかろうじて神社統合の煽りでみんな自在神社のものになっているのですが、結構な社が建っているんです。それで1年に1回その回りを掃除するのですが、それにかかわる、そんな小さいところだったのですが、そこへ広い道から上っていく両側に店が出て旗が立ってのぼりがいっぱい立って、そこでお祭りをやると。小豆が1合幾らだったとか、豆腐1丁幾らだったとか、そんな記録もあるわけでありまして。実に、そんなことをちょっと調べれば、その当時の物価はわかるわというような部類かもしれませんが、そういう場所でそういうものを使ってそういうお祭りがされていた、これは貴重な記録ではないかと、そんなふうに思うのですが、大分抜けていて、どのくらいもないみたいな、そういう気がするわけでありまして。年次計画は無理だと、そういうふうにしちんとしたことは無理だというお話でわかるような気もするのですが、何とかそういう形で地域を決めてとか、今年はどこまでとかいうみたいな、そういうことをぜひやるべきだと思うのですが、もう1度その辺お答えをいただきたいと思います。

教育長（長谷川君） 改めて文書のお話をいただきまして、そのことについて私たちは初めて実は知ったという状況であります。そういうような形のものが今、町の中にたくさんあるわけで、そういうものをどういうふうピックアップするか、あること自身がまだ明確にわかっていない状況でピックアップするかという計画ということは非常に難しいなということで、先ほど、今後そういうことも考えるけれども、大変難しいというふうにお答えをさせていただいたわけでありまして。せめて今まである、もう既に所在がわかっている文書について、だんだんこういう計画でということについては今後考えていければと思います。今のような形の文書については、まさにいろいろな広いところへ声をかけながら、どこかでそれに対し

て答えをいただければ、そこへ飛んで行ってというような、場当たりの言い方ではちよっとまずいかもかもしれませんけれども、そういう方法でしかこれからもできないのかなんていうふうに現在考えておりますけれども、極力そういう面では体制をとっていけるように努力したいと思っております。以上であります。

13番（柳澤君） 長期計画については、ぜひ町民が、長期計画はそういう夢があるんだなと思ような色をつけていただきたいと。検討するというお話はありましたが、ぜひ言葉だけでは前向きの形でお考えをいただきたい。

それから古文書については、大変なことはわかりますけれども、そう言っている間にもなくなっていくわけですから、たとえ少しずつでも、慌てなくてもいいものを後回しにしても、なくなりそうなところからというようなことも思うのですが、ぜひそんなふうに取り組んでいくという、そういうことを要請して一般質問を終わりにいたします。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時01分～再開 午前11時12分）

議長（春日君） 再開いたします。

5番 山城賢一君の質問を許します。

5番（山城君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1. 次期町政について

本12月定例議会初日の町長招集あいさつにおきまして、来年4月に行われます統一地方選挙について、より若く、町の将来を的確に見定めることができ、地方自治を着実に進められる方を期待していると述べられ、任期満了に伴う来春の町長選挙には立候補しない意向を表明されました。私は万感こもごも至る英断の感にたえない心をいたすとともに託する心情は旗幟を鮮明にされたごあいさつと心を動かされた次第であります。

中沢町長は平成11年4月に町長に就任されて以来、町のリーダーとして坂城町の発展のために、その手腕を発揮され、今日まで多くの業績を積み上げてこられました。個性ある独自のまちづくりを選択し、第4次長期総合計画の将来像を基調にいたしまして、平成15年2月には自らの身の丈を検証し、住民、行政、産業界を含めた展開をどう進めていくのか、長野県とともにケーススタディとして自律の方策等について研究し、結果を発表いたしました。

自律を目指す研究チームは、泰阜村、小布施町、栄村、坂城町の4町村と合同研究チームの構成でありましたが、調査研究活動を経る中に坂城町は、より魅力あふれるまちづくりを推し進める町民にとって当たり前の選択とも言える自律を目指すまちづくりを進めてまいりました。

平成の大合併の揺れ動く中で、坂城町は自律のまちづくりを推し進めるために平成15年12月には町民の目線から坂城町の自律につきまして考えていただくGOGO機構を発足し、第1期の産業、環境、教育、第2期は福祉行政についての自律のまちづくりには、町民、企業、行政が協働して実現していくものとして多くの勉強会や討論を重ねた内容の政策提言について反映してまいったところでもあります。

平成13年には坂城町第4次長期総合計画を策定し、町の将来像を示していく中で計画的に多くの事業に取り組みました。幹線道路改良を初めとして坂城町ふれあいセンターの完成、びんぐしの里に温泉施設を起工され、平成14年4月にびんぐし湯さん館としてスタート、オープンしたわけですが、今年9月27日には利用者が240万人を超えるという町の誇れる福祉、観光施設に成長いたしました。またB・Iプラザ、町の防災センター、男女共同参画センターの完成、また、ほかに類のない鉄の展示館がオープンし、独自の企画展が随時開催される中で内外から多くの来館者が訪れる状況になりました。

平成16年4月には坂城町行財政改革推進計画を策定し、町の改革を推し進めてきたところでもあります。地域活性化を直視した農産物加工センターの完成とグループ活動への支援、中心市街地活性化に向けたけやき横丁としての駅周辺の賑わいを期待をされたところでもあります。

平成17年には坂城町の節目の年でもありました。合併50周年記念式典を開催し、特に先ほどもお話がございましたが、「信濃村上氏フォーラム」では町民が多くの坂城の歴史を学ぶことができるよい機会でもありました。新たに南条保育園の開園、ふるさと歴史館の開館、坂城インター工業団地の完成などいたしたところでもあります。

平成19年4月には、町組織機構を12課34係を7課26係に統合いたしたところでもありました。3年を経過をいたしました、住民サービスの充実、職員の負担の配慮など心をいたしたところがございます。

平成20年には「花卉栽培の歩み」の発刊、村上備蓄庫の完成、21年にかけて町営住宅中之条団地が完成、6月には第18回ばら制定都市会議（全国ばらサミット）が開催され、全国に名を広めるとともに交流人口の増加を示したところでもあります。加えて11月には初の「全国辛味大根フォーラム」辛味大根祭りの開催で賑わいを加速させたところでもあります。

そして平成22年3月に待望の学校給食の最先端をいく食育・学校給食センターが完成し、4月から新しい給食になったところでもあります。

以上数々のハード、ソフトの業績の一端を申し上げてまいりましたが、今後、都市計画道路、下水道、ごみ焼却施設の問題、バイパスの延伸、小学校の耐震改修など対応や定住自立圏構想の協議の進展には勇将のもとに弱卒なしのトップリーダーとして遂行されたことに敬

意を申し上げる次第でございます。

創造、協働、自律をスローガンに「ものづくりとやすらぎのまち」として産学官連携の連携強化、町花であるばらのまちおこしを推し進めてまいりましたが、「さらに発展させていくために新しい人材を」と述べられました。4カ月ほど残っておりますけれども、20年の長きにわたり町政の発展のために尽力されてこられました。今日までの思いや次期町政への囑望について所見をお聞かせいただけたらと思うわけでありませう。

先ほども同僚議員から質問がございましたけれども、それ以外のお答えでお聞かせいただければと思います。1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） いろいろ温かいお話をいただきまして、ありがとうございます。これからの町政は、何度も申し上げますように、より若く、常に未来を的確に見極めること、そして真の地方自治を着実に進める方、さらにまたひとつの例として、イベントを通じてパフォーマンス、地域を活性化する、これは大事でございますが、個人的なパフォーマンスは行政にとって道を迷わせるという思いもございます。着実な進展と新しい発想の方々を期待しているところでもございます。

ただいまちょうど前任といいますか、前のご質問者の柳澤澄議員さんにいろいろ答えしたので、今度は違った視点でということでございますので、2～3申し上げてみたいと思います。

この間に私が担当した間で大きく変わったというのは、高速道の関係、上信越自動車道の開通、あるいは長野新幹線の開通があったわけでございます。我々は大いに利用させていただいておりますが、その際に当時問題になったのは、残土処理でございました。国の方では残土はうめていただく場所さえ提供していただければ、すべて国の経費でやるからという提案があったわけでございます。私も蘇る土地をつくっていかうじゃないかということ職員ともどもに考えまして、幾つかに対応した思いがございませう。

まず岡の原の住宅団地、あるいは大木久保の住宅団地、テクノさかきの工業団地、あるいは島団地ですが、宝池月影寮に今、利用されているということ。そしてまた、びんぐしの駐車場、すべていろいろ国で対応してくれたことだったなと。そういった効果がさらに金比羅山のうめ立てとか、そういうことに通じ、坂城高校の第2グラウンドを県に要請して、それを受け入れていただいたと、そんな思いがございませう。坂城町の発展の中で残土利用、蘇る土地の造成は大きかったなと。また千曲川のバラ公園の造成にあたりまして、千曲市の雨宮のところのいろいろと災害の跡がございまして、その土砂を運ぶと。その対応として坂城の千曲川のその地域ということをいち早くつかみましてバラ公園へと発展したなと、こんな思いがございませう。

また世界的な日本を代表する学者の広中先生が四度坂城町で来て数学の授業あるいは小・

中学生にいろいろと数学を大事にする授業を展開していただいたわけでございます。その広中先生との出会いは、創造学園大学の堀越学長さんと、これもねずみ大根の話を進める中で、たまたま広中先生のお話が出たと。創造学園大学で1時間半にわたって先生といろいろと1対1でお話しした、勉強もしましたが、おもしろいお話を聞く中で、ぜひ坂城へ来ていただきたいということを述べまして、それが実現したなど、こんなふうに思っておりますし、広中先生も本当に坂城にいろいろな思いをしております。その4回のそういった「算数大好き授業」の後、締めくくりとして鈴木敏文名誉町民に読書をすべきだというお話を伺って取りまとめたなど、こんな思いもあります。

坂城町には、ご承知のように東大名誉教授の天文学の平林先生、あるいは森林学の大橋先生、また常にいろいろ蝶の分野でというよりも坂城町の植生園のところにお力をかしていただいている中村浩志先生等いろいろございます。加えまして産業面では復旦大学、あるいは信大繊維学部、長野大学、埼玉工業大学というように本当に多くの皆さんが坂城を見守り、支援しておりますので、そういった先生にいかにつづき、いかにいろいろと教訓を得るか、そして実践をとともどもにしていくかということが大きな課題だなど、こんな思いをしております。

先ほど話を申し上げました千曲川のバラ公園でございますが、「花と緑 ばらいっぱいのみち」ということで、千曲川の土砂を有効利用したと。1万㎡に250種、2千株のばらが咲き誇り、何よりも薔薇人の会114人、あるいはまた企業オーナーの皆さんによって支えられておるといってもございます。ひとつの思いがこんな形で地域の皆さんのご協力でき上がったという思いとともに、こうした面、ひとつは花と緑の、あるいは水の回廊と申しましようか、そういったものがあるなど。それと鉄の展示館に代表されますように、歴史と匠のひとつの回廊があるなど。あるいはいろいろな味づくり、特産物づくり、そしてまた、癒しのびんぐし湯さん館等々がひとつの回廊があるなど。こういったアクセスをより観光に結びつける、企業の見学等を含めて、そういった対応をすべきだと、こんなふうにも考えているところでもございます。

それとともに先ほどもお話のありました市町村合併でございます。当時、更埴地域ということで更埴市、戸倉、上山田、坂城が連携していたわけでございますが、上山田の町長さんが、まず戸倉町へお話をし、それがさらに更埴市につながってひとつの合併機運があったと。坂城もどうぞというお話があったわけでございますが、そういう中で将来、合併が必然的なものであるという議会と、いや、私なりに基礎的自治体で自律のまちをつくっていくんだということのひとつの考え方の違いもあったなど。「坂城町さん、後で後悔するんじゃないかというお話もございますが」と。「いや、私は自信を持ってやっています。互いに頑張りましょう」ということで気持ちよくそんな場があったなど思っておりますが、その際、関連がご

でしょうか、葛尾組合では霊園と焼却炉を建設しているわけでございます。焼却炉の施設をとということでダイオキシン対策をしていた。たまたま議員さんの中から「おい、人生の一番最後だよ。火葬場を何とかできないか」ということで国の助成を受けて、それこそ2年のうちにそれをつくり上げるというようなウルトラCもしたかなと、こんな思いもあるわけでございます。

それと先ほどお話もございましたように、田中前知事のころでございました。自律のまちを標榜しておりましたので、直接私に田中知事から「これからのケーススタディとして町村の生き方を坂城町と小布施と栄村と泰阜村でと私は考えるけれども、坂城町も先頭に立って参加しないか」というお話もあったわけでございます。それなりに新しい発想ということと、常にその時々を知事さんには、いろいろな面で接点を設けるということも大事なことでしたので、そういうことに参加すると。坂城町の自律のまちということの構想そのものは、町自身もさることながら、広い見地に立ってつくり上げたことだなど、そんな思いもあるところでもございます。

これからの方向として、長野広域あるいは上田広域と、よりいろいろな面で連携するとともに新たに上田市が中心となっております自立定住圏が論議されております。それは坂城町としては1対1でいろいろな施策を組むわけでございますが、産業はつながりがあり、あるいは医療は多くを期待し、また交通の面でも密接な関係がございますので、そんなことに生かし得ればと考えている次第でございます。以上でございます。

5番（山城君） ただいま町長の方から今までの人脈を生かした教育、文化、環境についてそれぞれ思いをおっしゃられました。行政は常に継続されていかなければいけません。また町長は人づくりも重要視されておられます。後継者づくりにもたけているわけでございますけれども、この点申し上げにくいというか、失礼にかかるか、その辺は町長の思いで結構でございますけれども、次期町政、これについての人材についての思いがおりかどうか、お聞かせいただければと思います。

町長（中沢君） 本議会の最初に申し上げましたように、若く、常に未来を的確に見極め、真の地方自治を着実に進められる方を、先ほども申し上げましたように、地域のパフォーマンスということはどうと大事でございますが、個人のパフォーマンスということに、より気をつけること、これは大事だなど。それと坂城にはすばらしい潜在力がございます。また創造性もございます。地域力もございます。そうしたことを誇りとして国や県の施策も知恵と工夫でいろいろと効果的に取り入れて有効な施策展開につなげるということ、これは大事だなど。

総じて申し上げますれば、いち早く自律のまちを宣言し、対応したわけでございますが、その道は、まさにこれからの課題を背負いながらも間違いはないなど、こんな思いがございます。そういう中で町が基礎的自治体として十分なものを持っていることを誇りに感じつつ、

新しい施策に対応していただければというふうに思いますし、また物の発想というものがございます。私はよく線の発想しかできない、あるいは面の発想しかできない、そうでなくて、球の発想をしなければだめだと職員に言っております。そういう中でベクトルをどこへ定めるかということ、これまた大事でございます。

いろいろと課題はございますが、そういう中で、できるもの、優先順位をする。それには財政が大変でございますので、国、県のいろいろな対応の中でもいろいろと財政的な支援、助成を得る中で頑張りが得れば、よりよい町ができるなど、こんな思いを託していきたいと思っております。以上でございます。

5番（山城君） 次に移らせていただきます。

2. 第5次長期総合計画について

イ. 新たな視点と特長は

これにつきましても、昨日から関連の質問がございました。答弁いただける範囲でお願いをしたいと思います。

平成22年10月21日の議会全員協議会におきまして、平成23年度を初年度として32年度を目標年次とする第5次長期総合計画の素案の内容について説明をいただきました。総合計画は坂城町が目指す将来的な姿のビジョンを描くとともに、実現に向けて総合的に、かつ計画的なまちづくりのあり方を示す基本的な構想であるわけでありまして、10カ年の長期にわたる基本構想をもとに、前期5カ年の目途とする基本計画により3カ年の実施計画を立てる中で、細部にわたる基本施策につきましては実情を見極めながら毎年度において見直しをしていくということでありまして、平成23年度からスタートするわけでありまして、町民の皆さんへの周知が大切であります。この機会におきまして坂城町の新たな方向性をどのように考えておられるのか、計画にもり込まれる新たな視点と特徴を住民にわかりやすくお答えをいただければと思います。

ロ. 地区懇談会を実施して

坂城町第5次長期総合計画の策定を進めるにあたりまして、計画素案を町民の皆さんに説明をされ、内容を理解していただくとともに、ご意見やご提案をお聞きする懇談会が開催されました。11月10日の中心市街地コミュニティセンターの会場を初めとしましてJAちくま南条支所、中之条公民館、JAちくま村上支所の4会場において、長期総合計画の基本構想、素案でございますが、概略説明をされ、意見交換、質疑応答が行われました。設定時間は2時間という中で、町の将来像を初めとして産業、保健、福祉、防災、環境、都市整備、教育など町政の全般にわたる内容であります。

私も1会場に出席をして住民の皆さんのお考えなどを拝聴させていただく機会を設けました。町を取り巻く社会環境の変化や経済情勢の中で、多くの皆さんのお考えに傾聴してまち

づくりを考えていく接見方式の懇談会は、貴重なアクション・リサーチと言えます。取り組まれた経過の中におきまして計画策定への反映を期待をいたすわけではありますが、住民の皆さんより、また別の方向でメールとかファクスなどご意見ご要望もされたかと思えます。地区懇談会を実施しまして住民の皆さんに将来の町のビジョンについてご理解をいただけるものとひとつの判断をされていかれるかというお考えか、お伺いをいたします。

ハ. 実施計画のパブリックコメントは

実施計画は、基本計画に示された基本施策を具体的に事業実施していくための3カ年計画ではありますが、町を取り巻く社会的・経済的状況の変化や住民の皆さんの意向に対応できるよう計画に弾力性を持たせるとともに、必要に応じて毎年度見直しができるようローリング方式がとられているものであります。23年度から25年度の3カ年の実施計画の作成に向けまして、パブリックコメントによる意見の集約を行うことにより計画に対する意見などを考慮され、次期予算編成への活用をしていくお考えはありましようか、伺いまして1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 第5次長期総合計画に向けての新たな視点、特色等についてお答えしてまいります。

私、どちらかという、行政を携わった中で計画的なもの、長期構想あるいは基本構想、いろいろな各部の計画に携わった経緯がございまして、どちらかという自分なりに意見を申し上げるというタイプでございます。素案を起草するにあたって私なりの考え方を所々持たせていただいたということでもございます。

そういう中で、例えば賑わいをする、発展させるためには、ただ定住人口を論じてもだめだよ。大事なことは、そうでなくてこれからは交流の時代だよ。交流をよりするという交流人口というもののとらえ方をすること、あるいはまた、大まかに今までの長野広域、あるいは上田広域との全体のつながりでなくて、例えば上田市と産業が結びついている、医療が結びついているということになれば、そういった面でより密接な対応をした方がいいんだよ。もちろん私どもの町が拠点交流をより進めていくという上に立っての話でもございます。

そこで計画の柱でございますが、基本的な理念を豊かな自然環境と保全を図りながら人間の尊重を基本にすること、工業を中核とした農業、商業など融合した産業の発展によって活力を生み出すと。そしてさらに住民と企業と行政が連携し、それぞれの役割を担う住民自治による自律のまちをまず考えていこうということでもございます。中でも住民が地域のあり方を自ら考え、行動し、責任を持つ協働のまちづくりを最重点に位置づけていくということでもございます。少子高齢化、産業構造の変化、環境の問題、国際化、情報化の対応など明日に向けてのものづくりに誇りを持ち、すべての人々が健康で生き生きと輝くまち、自律のまちを目指したいと考えているところでもございます。

そうした中で、基本的理念は町の将来像、そのテーマを「自然と人の共生」「交流と創造」「自律と協働」の3つを掲げ、自律、協働、創造をキーワードにしてまいりたいと考えているところでもございます。

さらに総合計画に基づいて施策を展開するにあたりましては、6つの重要な柱、まちづくりの主題課題を掲げております。そのひとつは、自律と協働によるまちづくりであります。厳しい町の行財政の中で、これまで町が担ってきた役割を見直すことが必要になってきております。自律のまちづくりをさらに進めるために、住民、地域、企業、行政が一体となってそれぞれの役割を明確にして進めていくということ、これは不可欠でもございます。

ものづくりへのチャレンジが大事でございます。産業の振興にあたりまして、当町は中小企業が集まったものづくりのまちとして知られています。企業を取り巻く状況は大きく変化しており、農業、商業含め、変化に対応した産業施策が求められております。産業と雇用の創出、これが大事でございます。技術力、創造力を生かしながら、農工商連携も進め、子どもたちが将来に向けて、この町で働きたいということ、いろいろ夢見る中で、ものづくりに誇りを持てる、そういった町を進めていくことでもございます。

第3としては、少子高齢化への対応です。家族形態の変化、地域におけるつながりも希薄化しております。子育てや介護の悩みを持ち、支援を必要としている人々も少なくありません。日常に介護を必要とせず、心身ともに健康な状態で自立して過ごせる期間、いわゆる健康寿命を何とか伸ばしていきたいということも仕組みのひとつでございます。

第4には、環境の変化への取り組みです。緊急な解決をしなければ、地球的な課題である地球温暖化対策、循環社会の構築、環境教育の推進、ごみ処理の問題、特に葛尾組合をかかえている坂城町としては重要でもあり、将来的には太陽光発電など新エネルギーの活用についても進めてまいるということでもございます。

そして5番目には、国際化への対応と産学官の連携であります。

政治、経済、学術、文化、さまざまな分野の中で国際的な相互依存関係が深まるものと考えられます。民間のレベルの交流、産業技術交流、小学生の相互交流などをさらに進め、あわせてものづくりのまちである本町といたしましては、企業活動の国際化への支援も必要と考えているところでもございます。

加えて本町は、中国復旦大学日本研究センター、信州大学、長野大学、埼玉大学、国、県の研究機関、例えば産業技術総合研究機関等ともいろいろつながりを持っております。産業振興はもちろん、国際化への対応、文化の向上など、まちづくり全体の視点から産学官連携、大学連携をさらに進める、それがひとつの誇りになるようなまちづくりを求めていくべきだと考えているわけでございます。

総括的に明日のまちづくりを担うことは人材の育成が大事でございます。自律のまちに向

けて住民が主体となって創造性と自律性を培い、住民や地域、企業、町が一体となって地域づくりを実践していくためには、まちづくりを担う人材の育成が重要であることは申すまでもありません。自律のまちづくりの推進に向けて地域課題を主体的に解決できる住民の自治力や地域力を育成するためにも、まちづくりの各分野において人材養成を積極的に進めていくことが大事だと、こんな柱立てをしたところでもございます。以上でございます。

企画政策課長（片桐君） 続きまして、地区懇談会を実施してについてお答えを申し上げます。

山城議員さんにもご出席をいただきました。計画の策定にあたりまして、総合計画素案につきまして町内4カ所で説明会を開催し、住民の皆さんからご意見ご提言をいただいたところでございます。参加者からは10年先を展望したまちづくりにつきまして熱心な意見や提言が出されました。住民の皆さんの坂城町をよくしたいという思いを強く感じたところがございます。

出された意見の主なものを申し上げますと、協働のまちづくりに向けて住民が主体的にかかわることができる仕組みづくり、高齢化社会に対応した高齢者が生き生きと活躍できる場の確保、医療や福祉の充実、少子化対策、そして若い方が住みよい、子育てのしやすいまちづくり、工業を中心としたものづくりの支援、女性にやさしい町の実現などであります。これら以外にも多くのご意見をお聞きすることができましたので、ご理解をいただき、一定の成果を得ることができたというふうに考えております。各会場におきましても、この場だけでなく、後日ご意見ご提言があれば政策課の方へお申し出いただくように4会場をお願いしてきたところであります。

次に、実施計画のパブリックコメントについてお答えを申し上げます。

政策、計画などの策定に際し、案や資料をホームページなどに公表の上、それに対する意見や情報を広く募集し、寄せられた意見等を反映させて計画や政策を決定させる、いわゆるパブリックコメントは、住民の皆さんなどのご意見等反映させるための手段として有効な手続だというふうに思っております。

計画の策定にあたりましては、総合計画審議会の委員の皆さんからご意見をお聞きするとともに、有識者アンケート調査の実施、地区懇談会の開催、さらにはまちづくりにかかわるいろいろな団体の皆さんに対する説明などを行い、意見をお聞きしてまいっているところがございます。さらに基本構想の案につきましては、町のホームページに掲載しながらパブリックコメントを実施をしていくというふうな考えでおります。

ご質問の実施計画のパブリックコメントであります。実施計画は、基本構想及び基本計画に示された基本施策を実施するための事業別の細部の計画であります。3年間の計画であります。住民の皆さんの意向や社会的・経済的条件等に対応するため、毎年度見直しを行って実施をしているところであります。

実施計画の見直し作業にあたりましては、事業を所管する各担当課が議会からのご提案や地域あるいは住民の皆さんのご要望を踏まえまして計画の立案をしてきておるところであります。実施計画は住民の皆さんのご意見等を反映させた上で見直しを行ってきていると、これまでもそういう考えでおりまして、今後もそのように考えております。実施計画のパブリックコメントにつきましては、いろいろな条件等もございますので、今後の研究課題とさせていただきますというふうに考えております。

5番（山城君） それぞれ答弁いただきました。

地区懇談会でございますが、これは私も行ったのですが、直接資料を会場でいただいて住民の皆さんがどの程度理解できるかということが私も心配になったわけなんですけれども、その点もう少し前段階で、そういう配慮をお考えになったのか。お話を聞いてわかってくださる住民の皆さんもいるかと思えますけれども、そんなことを感じたのですが、時間もなくなりましたので、その思い、どんなふうに考えておられたか。

また実施計画のパブコメは、またこれは今後、ある市でも長野県内でも実際11月に期間限定でやっている、今、課長がおっしゃられたホームページとかそういうので、それをいったん集約して、それをたたき台にして、採用するか、しないかは別として意見を多く取り入れたいという、そういう姿勢を持っている市町村は長野県にもありますので、研究されるということですから、前向きにお願いをしたいと思えますけれども、その点、今、資料が直接当日配布されて、本当にいいのかなと私は感じたのですが、その辺はどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

ご質問の趣旨は十分理解できます。ただ、資料的には事前に言われましても、ちょっと膨大な感じもあるわけでありまして。それと事前に配るというよりも私どもが一定の案、いわゆる素案ですね、それをまとめた上で住民の皆さんにご意見をお聞きする方がより意見が出やすいのではないかという考え方で今回の手法をとらせていただいたわけでありまして。

議員さんのご心配する点もございましたので、先ほどもご答弁申し上げましたが、会場だけでなく、お持ち帰りいただいて後日もう1度目を通したら、こういった点もいいのではないか、あるいはこういう表現の方がいいのではないかというような、そういう意見やご提言があったら、ぜひ企画政策課の方へお出しいただくように、その場だけで終わりという形にはとってごさいませんので、考える時間も町民の皆さんにとっていただくような配慮もしてきたことでもありますので、そんなような手法をとらせていただいたことをご理解いただきたいと、こんなふうに思っております。

5番（山城君） その件については私もそういうふうに思いましたので、多分また課長の方もそういうふうにおっしゃっておいりましたから、あまり心配ないとは思っていましたがけれども。

以上です。

次に入らせていただきます。

3. 建設業振興について

イ. 住宅リフォーム助成について

世界的な景気変動の長期化により日本経済の低迷が続いておりますが、円高動向による企業業績の問題や雇用環境の改善が進んでいない状況下の中で、建築業界におきましても仕事量や雇用の確保、技能後継者の養成など厳しい中で地場産業として努力をされておられることは周知のとおりと思います。

県内企業の平成22年度の設備投資実績見込額、これは県外、海外も含んでおりますけれども、全産業で前年度実績比プラス18.7%、製造業でプラス30.5%となる一方、非製造業ではマイナス18.5%の見込みでありまして、依然低水準ということであります。

平成22年10月の県内の新築建築は前年同月に比べ、貸家が34.9%減と大きく落ち込み、さらに持家もマイナスに転じたことからマイナス13.1%ということであります。今日壊してつくるよりリフォームできればという志向も高まっていることも事実であり、住宅の耐震補強ですとか、現在町でも下水道が計画的に進められている宅内の接続にはリフォームが必要であります。需要の喚起による接続率向上への誘引にもなるものと考えられます。

今年5月現在で全国で32都道府県、1県158市町村において住宅リフォーム助成に取り組まれているということでありまして、本定例会におきましても住宅リフォーム助成制度の創設について陳情がなされております。地域経済や雇用の確保の観点から制度の創設について町の考えをお伺いしたいと思っております。以上です。

建設課長（荒川君） 私からイの住宅リフォーム助成についてご答弁申し上げます。

住宅リフォーム助成制度については、昨今の情勢の中で、壊して新築するよりも改修し、活用するという考え方にあわせて住宅のリフォームが他の業種にも及び、関連産業への波及効果が期待されるといったことから、制度の創設について要望をいただいております。

今、町にある住宅改修に関する助成制度等につきましては、寝たきり老人世帯のバリアフリー化改修等を対象とする事業、また勤労者の生活安定を図る住宅建築資金等の利子補給制度、住宅建築物の耐震診断とそれに基づく耐震改修工事の助成制度、また本年4月から施行の太陽光発電システムについての助成制度、そして下水道、宅内排水設備工事資金の利子補給、そういった事業がございまして、いずれも福祉、勤労者支援、安心・安全、環境などそれぞれの事業目的に沿って設けられ、ご利用をいただいております。

なお、県下の市町村についても、ほぼ同様な福祉、災害対策、エコ改修等の事業が主流で

もございまして、地域経済の活性化対策としてリフォーム制度の創設という要望をいただいておりますが、当面は現状の助成要綱の中で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

5番（山城君） 住宅リフォームについては現状でいくということでございます。今後これについての検討をされるかどうか、現状ということですが、そういうお考えがあるかどうか。

それでひとつ通告しましたが、落としましたので言わせていただきますけれども、ロとして、公共建築物木材利用促進法についてであります。

公共建築物等による木材の利用の促進に関する法律がこの10月1日に施行されました。これにより長野県は県産材の利用方針の改定案を、つい最近ですが、まとめたところでございます。木造化を促進する公共建築物として教育施設や住宅施設など8施設において具体的に長野県は挙げており、さらに同法に鑑みまして高さ13m、かつ軒高9m以下の延べ床面積3千㎡以下の低層の公共建築物については、原則木造による整備を定めるということに進めていることでもあります。

これは国、県の方針に沿って市町村の役割として、今後、学校教育や社会福祉教育関連等施設との調和、連携、広域的な視点に立った木材の効率的・安定的供給体制の整備、森林の適正な整備の推進、民間事業者に対する公共建築物への木材利用の呼びかけなど目標を具体的に方針を定めて町は運用しなさいということですが、これについての町の今後のお考えについてお伺いいたします。

建設課長（荒川君） まず住宅リフォーム制度の取り組みについての考えでございますけれども、基本的には個人資産に公費投入という問題も、この中にはあろうかと思っております。地域経済の活性化施策という部分ではございますが、町といたしますと、違う部分で政策的な判断の中で、地域経済の活性化であったり雇用という部分は取り組んでいる状況になろうかと思っております。現状において住宅のリフォームをそれに考えていくというところではなく、現状のある仕組みの中で取り組んでまいりたい、そのように考えております。

それから続きまして、ロの公共建築物木材利用促進法についてでございますが、この法律は、本年施行されました公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律、これは現在、公共建築物の木造率が大変低いということ、今後の需要が期待できる公共建築物にターゲットを絞って国が率先をして木材利用に取り組むとともに、地方公共団体も主体的な取り組みを促して木材全体の需要拡大を図ろうとするというものでございます。

県では平成15年に長野県県産材利用指針を定め、長野県産の木材の建築物や公共土木工事のほか、暮らしの中での積極的な利用拡大に努めてきたところでありますが、このたびの法施行に伴い、当たり前に木のある暮らしの実現に向けて現在、改正案の作成を進めております。

この法律においては「県及び市町村が整備する公共建築物について木材利用の目標等の利用方針を定めることができる」とございまして、県の取り組みは、先ほど申し上げたとおりですが、まだ市町村レベルでこの策定には至っていない状況で伺っております。

町といたしましても、公共建築物の木材利用に努め、この秋オープンいたしましたさかき地場産直売所も県の元気づくり支援金事業により県産材の活用に取り組み、現在、建築の準備を進めております直売所敷地併設のトイレも森林・林業・木材産業づくり交付事業として、信州の木を利用したぬくもりある環境創出として国と県の助成を得ながら事業化を図ろうとするものです。財源確保という観点も踏まえながら、これからも公共建築物等の木材の利用については、その都度配慮し、検討してまいりたいというふうに思います。

5番（山城君） 時間がなくなりました。それぞれ答弁をいただきました。

ある出版社に「日本まちづくり事典」というのがあります。ここでテーマを14のジャンルに分けて全国100市町村の実例が紹介されていました。その中に「産業・地域経済とまちづくり」ということで坂城町が「草の根ハイテクタウンの坂城町」というテーマで掲載されておりました。これはテクノタウンとして脚光を浴びる町として千曲川に沿ったばらとかりんごとかぶどう、あるいは住宅街の中に大小工場がありながら人口1人当たりの製造品出荷額は県内トップということで独自の製品とか自前の技術を持った国際派企業もあるということでもあります。

しかしながら、リーマン・ショックから産業構造の変化により工業製品出荷額は、昨日、同僚議員から言われたとおり半分になっております。今年はいろいろと政治、経済、国内とも錯乱した状況がありましたけれども、迎えるうさぎ年は鼓腹撃壤を願い、私の一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時12分～再開 午後1時30分）

議長（春日君） 再開いたします。

2番 中嶋登君の質問を許します。

2番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私は今議会においては町長に敬意を表するからこそ議会人として是々非々で行いたいと思います。3月議会ではうんと褒めて花道をおつくりしたいと思っておりますが、立つ鳥跡を濁さずという言葉もあります。心あるご答弁をお願いをするものであります。

さて、今議会、町長の招集あいさつの中で「ごみ処理手数料の有料化を4月からスタートいたしました。11月末までの家庭系可燃ごみの排出量は前年比マイナス5%の90tの減となっております、町民の皆様のご協力により一定の成果と感謝申し上げますが、他市町村の

10%以上の減少状況と比べますと決して高い数値ではありません。長野広域連合のごみ処理施設にかかわる計画の見直し作業も進められております。施設建設の負担増にもつながりますので、さらなる減量化、資源化の推進にご協力をお願いするものです」と、このように町長はご報告をなされましたが、私は全く同意見でございます。

1. 葛尾組合焼却施設について

イ. 千曲市への移設は

この事案に関する話は、私も葛尾組合の議員でもあるし、隣町の千曲市にお願いをする件でもあり、微妙な問題であるので発言を控えさせていただいておりましたが、去る11月18日、中之条公民館において坂城町第5次長期総合計画地区懇談会の折、町長より突然、あと4年延びて平成30年になると言われました。計算をしてみますと、何と8年も先に延びてしまったということでもあります。当然、会場内は大多数が中之条区長、公民館長を初め中之条区民の皆様でありましたので騒然となったのは言うまでもありません。

私も再確認と検証のため、長野広域連合ごみ処理施設の移設問題を少し前に遡って調査をしてみました。平成11年3月のごみ処理広域化計画によると、焼却施設2カ所、南部地域、これは平成21年度稼働、と北部地域、平成26年度稼働となっております。南部は千曲市、我が坂城町など、北部は長野市周辺でございます。

平成12年におきましては、葛尾組合がストックヤード建設受入条件に対する回答を12項目にわたって中之条区に提出しております。

全部報告すればいいのですが、時間がありませんので大事なところを抜粋しますと、例えば4番目の条件でございます。国、県が推進する長野広域によるごみ処理量については、平成21年度までに中之条地区以外に設置すると、その際、現在使用している焼却炉は撤去すること。これに対する回答文でございます。「長野広域連合により計画が進められている平成21年度稼働を目途としている新施設の建設場所については、計画に沿って中之条区以外に設置するものと理解しており、そのように働きかけてまいります。なお、新施設へ移行後は計画的に現施設の撤去を行ってまいります」。11番目の条件でございます。平成21年度への移設については、行政の動きや情報を中之条区に提供をすること。回答といたしまして「長野広域連合の新施設計画の推移についての情報については、中之条区に提供してまいります」。ほか10項目にわたって回答しております。

なお、当時組合長の中沢町長、そしてまた、あの当時でございますから合併前でございますね、千曲市が。ですから、更埴市の宮坂市長、戸倉町の滝沢町長、先ほども傍聴席におられました上山田町の小山町長、現県議でございますが、1市3町の首長の大きなサインがあり、中之条区と約束しております。

参考までに、町長、ご覧ください。これがそのときの約束事でございます。もちろんここ

には各市、それから町の大きな印鑑も全部ここには押されております。ただ、これはコピーでございますから、ちょっと黒くなっておりますが、こういう約束を中之条区とあの当時交わしております。

さて、平成14年3月のごみ処理広域化基本計画では、南部、北部という名前がどういうわけか消えております。(A施設)括弧してありました。平成21年度稼働、(B施設)平成26年度稼働ということになっております。

なお、平成15年には新たにごみ処理施設建設及び管理運営計画策定委員会並びにごみ処理施設建設及び管理運営計画策定委員会専門部会、この2つを発足させて建設及び管理運営計画の提言をいただいております。

ちなみに委員名簿も私、調べてまいりました。その当時の委員は、ちょっとこうやっても見えませんので全部は読みませんが、どんな委員の皆様がいたかという、例えば学識経験者、これは信州大学工学部の教授であります大石さん、それから同じく信州大学の松本さん、それから同じく信州大学であります、工学部ではなくて教育学部の、これは女性であります、松岡教授というあんばいでございます。それから広域的には議員も3名ほど出ております。例えば長野市では平瀬さん、須坂市の北澤さん、前千曲市の西沢さん。あと農業関係の方々も12名ほどおります。そこへ一般公募の方が3名ということでございます。それから専門部会の委員でございますが、これも立派な方々ばかりでございます。例えば社団法人全国都市清掃会議技術部担当部長であります寺嶋さん、それから元玉川大学の工学部の教授でございます鍋島さん、それから東京大学の名誉教授でございます藤田さんというような方々が集まりまして、これからどうしていくんだということに対してご議論をいただいたメンバーの皆様でございます。

このときに幾つか提言をいただいている中で、A施設、これは先ほども言いました平成21年度稼働、及びB施設、平成26年度稼働の地域割の提言という項目もこの中には入っております。

さて明けて翌年の平成16年でございます。3月4日に長野広域連合ごみ処理計画に伴う建設候補地の選定について町では中之条区に説明会を開いております。今度はAとB施設という名称が消えておりました。1施設、2施設になっております。施設と設置場所の長野広域連合事務局(案)ということで、そういうことが載っておりました。1施設は長野市内というふうになっているんです。2施設は更埴ブロック内、これは千曲市、坂城町ということですが、というふうになっておるんです。

ここからが問題でありまして、AとBがすり変わってしまったような不思議な話になっているのでございます。説明資料によりますと、焼却施設1施設目を長野市内とする理由、ここには括弧がありますが、(平成23年度稼働予定)となっているが、本当は平成21年度で

あったが、1年前の平成15年の11月26日付の、これも私、調べてまいりました。ここにございます。これもちょっと見えないわけでございますから、この新聞記事の重要な部分を抜粋してありますので、ご報告をさせていただきます。

「長野市の鷺澤市長は、同連合会議定例会で焼却施設の建設について現時点で建設場所が決定しておらず、計画より少なくとも2年以上遅れるとの見通しを示しました」という記事でありました。そして、びっくりするようなことも書かれております。「葛尾組合焼却施設は平成12年、13年度のダイオキシン類対策工事にあわせて焼却炉本体の改修を済ませており、その耐用年数は15年程度と見込まれ、多少の補修的工事は必要としても稼働できる見込みであること」と、こんなようなことも書いてございました。そして、ここではっきり記されているのは「焼却施設2施設目を更埴ブロック内とする。」この後に括弧で（平成26年度稼働予定）と記されておるわけであります。

平成12年の葛尾組合ストックヤード建設条件の回答では、平成21年度には千曲市で稼働を目途としていると言っていたのが、平成16年には平成26年に先延ばしにされ、まさに先ほど申し上げましたように今年、平成22年の本年に、またここで言われたことは、平成30年に延びてしまいましたと、こういうことです。結局、中之条区との約束を放棄し、10年も遅くなってしまったのが実情であります。

ロ. 地元中之条区への対応は

これはペナルティも含めて中之条区民に誠意ある対応をとってほしいと思うのでございませうが、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

町長（中沢君） 中嶋登議員の質問にお答えしてまいります。

葛尾組合議員もやられておられる中嶋議員でございませうし、また各地の先進地も主に調査されているというような観点から、焼却施設に対していろいろ造詣あるお話も伺ったところでもございませう。

そうした中で、葛尾組合焼却施設が千曲市へどのように移転するかということ、これはお話のように長野広域連合のごみ処理広域化基本計画によって進められていると。新しい焼却施設については、お話のように更埴ブロックに建設するというので、一応B焼却施設と位置づけております。千曲市に設置することは決定しておりますが、平成26年度中の稼働を目指し、千曲市がいろいろ中心になって工事を選定しているということは、ご承知のとおりであります。今なお候補地の決定という段階には至っておりませう。

長野広域連合では、本年度において学識経験者、広域議会議員、住民代表、公募委員で組織するごみ処理基本計画検討委員会や、施設や技術的な事項について専門的な見地から意見を求めるために設置するごみ処理施設整備計画等専門委員会などにおいて基本的計画を見直し作業を進めているところでもございませう。新しい施設の稼働時期や将来のごみのいろいろ

な予想、こういったものは、それに基づきまして施設規模の検討あるいは焼却灰の有効利用、焼却施設の運営に係る事業手法等について議論されるわけで、こういった中から基本計画の見直しの素案も1、2出てきているところでもございます。

町といたしましても、将来を見通した適正な施設規模の見直し、既設施設の老朽化に伴う新施設の早期着工、要するに葛尾施設が老朽化もしておりますので、新しい施設への移行とといったことをいろいろ広域の理事会においても申し上げ、意見具申もしているところでもあるわけでございます。B施設につきましては、長野市に建設される予定のA施設同様に県条例に基づく環境影響調査、いわゆる環境アセスメントを実施しなければなりません。より厳しい公害防止規制値が適用される施設規模を考慮いたしまして、処理能力は1日100tと決められていると。来年度から環境アセスメントを実施いたす、そうした同意を得て整備計画や計画決定諸手続を進めますと、お話のように建設工事に着手するまでには相当の時間がかかるということ、これまた事実でございます。

千曲市への移設、稼働開始時期につきましては、前計画で設定した平成26年度中の稼働を目指しているとはいうものの、今後、環境アセスメントに係る現状調査、それに伴う評価書の作成、工事期間等を考慮した場合には、遅れるということが事実となってきたところでもございます。まず建設予定地である屋代中島地区の同意を得て早期に建設着手できるよう、千曲市の関係者の皆さんに頑張っていただかなければ、どうにも前へ進まないということでもございます。

地元中之条区への対応でございますが、現在、葛尾組合の焼却施設は、昭和54年に運転を開始し、既に31年を経過しております。この間ダイオキシン対策として焼却炉の大規模改修も行い、またプラスチックのストックヤードを設置するなど地元の皆さんのいろいろご理解いただき、坂城町及び千曲市の一部事務組合として廃棄物行政をいろいろ担ってきたところでもあるわけでございます。早期の移転については、町としてもいろいろ関係機関にお話をしているわけでございますが、新たな施設が千曲市に完成するまでは現在の葛尾組合の焼却施設を維持していかなければならない、これまた事実でございます。

本年度ごみ処理基本計画の見直しが進められております。最終的な見直し計画がまとまった段階で、現在こうなるんだということをより詳しく地元にも説明しなければならない義務を負っているということは、けだし当然でございます。今、長野広域そのものの計画を進め、一応の現在のところ26年ということは申してはおりますが、実際に環境アセスメントの調査をしているという段階を見ると、それなりに遅れるなど。また更埴ブロックのB施設、このものがまだ建設地が確定しないということ、しかし、環境アセスメント調査をともに実施するといったしましても、今後いろいろな環境影響調査、あるいは現況調査、そしてまた整備計画等の調査等がございます。それらを考えますと、それができて建設ということになると、

早くも27年から29年と考えると、実際のお話として、私は中之条の皆さんには、こんな状況だよということをお話ししておく機会として申し述べたわけでございます。いまだ長野広域においては26年の建設という仕組みの中ではございますが、実際上としては、そんな動きがあるということをご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

2番（中嶋君） 町長から苦心のご答弁をいただきました。

実は、またこれも話がちょっと過去に遡るわけでございますが、平成16年3月4日に、先ほど申し上げたように、中之条区説明会において平成21年度と言っていたのが突然26年度に千曲市で稼働予定であると言われていたものであります。それを踏まえて中之条区では（名称）中之条区葛尾組合焼却施設対策委員会を発足させております。

規約は8条にわたっておりますが、ここにもあるわけですが、これもちょっと見えないから大事なところをご報告申し上げますが、8条にわたっておりますが、第2条の目的には「本会は快適な生活環境を守るため、葛尾組合焼却場施設を早期に他地区へ移設することを目的に活動する」と記されております。そして4条であります。組織には「本会は地元出身町会議員、中之条正副区長、同じく正副議長、小組合会長、前区長、前々区長をもって組織する」となっており、私も委員になっております。こういう委員会があるのに、まずはここに相談をするべきだったと私は、町長、思うんです。第5次長期計画の説明会を中之条公民館でやったときに、町長は、いい意味で中之条の皆さんがお集まりになっているから、ちょっと困ってはいるが、ちょっと延びてしまったよというようなご報告をそこでは述べられたという、私は了としてとっております。でも逆に言うと、このような委員会があるのに、残念なことは、言うなれば区長さんのところでも行って、こんな状況ですよ。そうすると、この委員会でも開かれた中で、またお話がということになれば、皆さんがあの場合では騒然とはなさらなかったように私たちは思うわけです。その辺のところをちょっと私に言わせればまずかったと思っております。

ですから、先ほども申し上げましたが、微妙な問題であるので、慎重に、さらに速やかに対処をしていかなければいけないものだと思います。再質問、町長、お立ちになってしなくてもよろしゅうございます。ただ、町長にお願いしておきたいのは、また早目に中之条区の区長さんを通じて区会議員の皆様、今ちょっと町長そこで報告申し上げていただきましたが、そのような明細を中之条区のこの対策委員のところへ行って、やはりご報告を申し上げておくべきだと私は思います。ぜひお願いをしておきまして、再質問は時間の関係もございませぬので、よろしゅうございます。できれば、きちっとした検証を私はまたしていくつもりではございます。

さて、次の質問に入ります。

2. 少子化対策の根幹について その3

イ. 子宮頸がん、ヒブワクチンの集団接種を

この質問は今年3回目ですが、少しおさらいをいたしますと、夢のワクチンができて注射をすれば、がんにならないということであり、日本では年間1万5千人の女性が子宮頸がんを発症し、そのうち3,500人が命を落としております。命は落とさなくとも、子宮を摘出したり一部切除、放射線治療などで子どもができなくなる人が6千人近くおります。まさに少子化対策の根幹を揺るがすものであると思います。早く解決しなければと思うものであります。

また大切な赤ちゃんが生まれたらヒブワクチン、通告はしてありませんでしたが、小児用肺炎球菌ワクチンのこの3点セットは公費負担で無料として町民の命を守るべきだと私は思うのであります。

全国的には栃木県大田原市から始まって、今142の自治体に公費助成が始まっております。県内でも松川町、南牧村、根羽村、飯島町、阿智村、阿南町、長和町、塩尻市、東御市、高森町、青木村などであり、最近では、新聞に載りましたから皆さんもご確認したかとは思いますが、駒ヶ根市と箕輪町が国、県の基金を利用し、市が2分の1助成をして無料にするように、この12月議会に上程をしたとのお話も伺っております。

町長も前回の答弁の中で「国と県の動向を見ながら考えたい」と、これは町長もいい話だなと思っていたと私は思っています。だから国、県がやればというようなお答えをあのときにいただいておりますので、具体的なふうになってきているように思いますので、この部分を町長にご答弁を願いたいと思います。

ロは次にやります。ロも入れてやった方がいいのですか。だったら全部やりますけれども、私は十答一問だから。イを片づけてからロをと思いましたが、ご希望でありますれば、私は今、ロの方をやりたいと思いますが、議長、そんなことでよろしゅうございますか。

議長（春日君） はい。ロもやってください。

2番（中嶋君） それでは議長のお許しを得ましたので、そのようにさせていただきます。

ロ. 小・中学生に性教育を

ウィミンズ・ウェルネス銀座クリニック院長であり、産婦人科医学博士の対馬ルリ子院長の話では、少女たちへのワクチン接種と教育が予防のかぎであると言っております。例えば小学生にはどういうふうに説明をするのかと、また中学生や高校生にはというふうに、それぞれの年代や理解力に合った説明の方法があると思いますが、正しいことを知って予防意識を持つことが大事だし、正しい知識を持つ権利が子どもにもあると言っております。権利があるようです、子どもたちに。

また、こんなショッキングな話もしておりますので、ご報告をいたします。なぜ小学校6年生から中学3年生に集団接種を早くする方がよいかというと、今の高校3年生で4割から

5割、大学生では8割から9割がセックスを経験するなど、今の時代、性行動が早くなっている実情があるとのことであります。ですから性行動を開始前に接種を受けた方が当然よいわけでありませう。

ですから前回は質問いたしました、子宮の大切さを教えるよい機会でありませう。子宮頸がんの恐ろしさと予防を小・中学生の性教育に取り入れたかを、これは教育長にお尋ねをいたします。以上であります。

教育長（長谷川君） 中嶋議員さんからの小・中学生に性教育をというご質問にお答えをさせていただきます。

中学校での性教育の教材として子宮頸がんを取り上げるべきではないかというご意見は既に頂戴をいたしております。6月議会でお答えを申し上げましたように、これにつきまして中学校へは教材として取り上げるかどうかを検討していただくようお願いをいたしました。また教育委員会でも7月定例会で、これについて検討をいたしました。

現在、中学校での性教育のカリキュラムの性感染症に関する学習の部分ですが、この中心的な教材は後天性免疫不全症候群の、いわゆるエイズで、これを取り上げております。エイズに加えて子宮頸がんを教材として入れることができるかどうか、あるいは中心教材のエイズをやめて子宮頸がんを取り入れることができるかどうかを検討していただきました。

結果としましては、エイズと子宮頸がんの両方を教材として扱うことは配当時間から考えると無理であると。さらにエイズにかわって子宮頸がんを教材化するということはどうかということですが、性感染症としましては、エイズの方が国際的にも、その対策が大変急がれておりますし、その撲滅運動は国際的に展開されているわけでありませうので、そちらの方を選ぶことの方が適切ではないかという結論でありました。今年もエイズを性感染症の学習の中心教材として学習を進めていただいております。

中学校の結果につきましては、7月の教育委員会で協議をしましたが、性感染症の学習の教材としては、もちろん子宮頸がん防止も重要な課題ではありますが、エイズの方が、国際的な取り組みの状況等を見ますと、適切な教材であるという中学校の判断は尊重していいのではないかと結論であります。

教育委員会といたしますと、学習内容はともかく何を教材として取り上げるかという点に至るところでは、学校で先生方が十分お考えをいただき、校長先生が校長の責任のもとに決定していただくことで、それがよほど偏っていない限り学校の判断で任せていくことによろしいのではないかと考えております。

ただ、今ご指摘をいただきました子宮頸がん予防ワクチンの接種が行われるというようなお話も伺っておりますし、もし、そういう段階になりますと、集団接種という形で学校で行うことが当然予想されるといいますか、想定しなければならないと思っております。その場合には、

子宮頸がんに関する指導というものをしないで接種ということはちょっと考えられないと思いますので、その辺の状況を見ながら適切に中学校で判断をしていただくようお願いをしたいというふうに考えております。以上です。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

子宮頸がんヒブワクチンの予防接種につきましては、今までに何度かご質問をいただいているところでございます。

ご存じのとおり国におきまして、これらの予防接種を促進するため、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の予算が先月26日、成立したところでございます。この臨時特例交付金は、市町村がワクチン接種のために支出する医療機関への委託料等の費用に対して国から2分の1の負担割合で交付されるもので、平成22年度と23年度の2年間に限定されております。国の動向といたしまして、これらの予防接種は平成23年度までは接種希望者だけを対象として接種する任意予防接種とし、平成24年度からは予防接種法を改正して市町村の責任において接種することを定めた定期予防接種として位置づけられていく予定でございます。

この臨時特例交付金の接種対象者につきましては、子宮頸がん予防ワクチン接種では中学1年生から高校1年生の女子とされており、ヒブワクチン接種につきましては、生後2カ月から4歳の乳幼児とされております。

それぞれの接種回数につきましては、子宮頸がん予防ワクチン接種は3回の接種が必要で、1回目から2回目の接種間隔が1カ月、3回目は1回目から6カ月後に接種することと定められております。またヒブワクチン接種につきましては、生後2カ月から6カ月時では4回、生後7カ月から1歳未満の乳幼児では3回、定められた一定の間隔を置きながら接種することとされております。徐々に発症率が低下する1歳から5歳未満児では1回だけの接種で予防が可能とされております。

町といたしましては、ご質問にあります子宮頸がん予防接種、ヒブワクチン接種のほかに先ほど議員さんもおっしゃられましたが、小児用肺炎球菌ワクチンの接種も含め、それぞれ検討してまいります。以上でございます。

2番（中嶋君） それぞれご答弁が返ってきたわけでありましたが、課長からは私がわからないようなところまでいろいろご説明があったり、また、いろいろ国、県の関係のご報告もあったわけでありましたが、いよいよいい傾向には動いてきたかなという感じは今しているところがあります。先ほども、途中のような話で申し訳ないのですが、町長にも、今、課長が答弁なされた、その辺のところを町長としてのお気持ちを一言でよろしいです、やるぞという、そんなようなお言葉をいただければ私はうれしいわけですね。ちょっとお願いいたします。

町長（中沢君） 先ほど子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金が先月の26日によ

うやく成立したというお話があったわけでございます。議員さんもお話のあったように、今までの議会の中では、こういった課題が出たときに、そういった医療というものは国がまず主体的にやるべきだということ、国の責任でやるべきだということを常々申し上げてきたわけでございます。それは医療ミスもございましょうし、いろいろリスクがございまして。しかし、国もそれを認めて国が今回、助成する道を開いたということでもございまして。今、県の説明会を受けて検討しているところではございますが、子宮頸がんワクチン接種、それとヒブワクチン接種、小児用肺炎球菌ワクチンについては、この議会の最終日に追加予算として対応していきたいと、こんなふうを考えております。

こういう中で、その助成の道というのが期間が22年から23年ということで、24年以降は市町村の責任だよということでもあるわけで苦慮するところではございますが、23年、24年に対しては町も負担をします。そして24年以降については国の動向等を見定めながら対応していくということにいたしたいなど、こんなふうにも今、検討の中身はその方向に向かっていくということでご理解いただきたいと思っております。

2番（中嶋君） 立つ鳥跡を濁さず、いいご答弁ありがとうございました。立派です。ただ、24年以降というところは、町長お話に何度か出てきておまして、またこの次、町長の後を継ぐ後継ぎが出て、その彼が本気でやるでしょう。だから町長は、彼女かもしれませんね、すみません。女性議員がいますので、彼っきりじゃ怒られてしまいます。彼女かもしれません。これはご期待をするところでもあります。

とにかくそれぞれ皆さんからご答弁をいただきましたが、教育長も同じ答弁でしたね、私のこの間と。ということは、エイズも大事だと。私も言いました。私、ここでエイズやっています、一般質問で。エイズ大変だよと。でも、やはり子宮頸がんをやったということは冒頭を見ていただければわかるのですが、少子化対策なんです、これ、私、言っているのは。これは大変だぞと。少子化対策の一環として私は子宮頸がんを取り上げて、そういうご報告をしたのです。当然世界的に見たらエイズは大変です。それから日本も今、エイズはじわじわ潜行しておるようです。また、いつか私はここでやらせていただかなければいけないのですが、そういう質問をします。

ただ、私は、教育長に言いたいのは、少子化がうんと進んだ日本なんです。世界的に文明国と言われているようなところは、大分少子化が進んでおるようですが、逆に言うと、またうんと爆発的に人口が増えている場所もありますから、世界ではやはりエイズでしょうな。でも、やはり日本では私は子宮頸がん、エイズ両方とも大事にしなければいけないと思うものであります。

これは時間もありませんし、もうひとつございまして、教育長にお願いしておきたいのですが、できますればエイズの今の教材というお話でございまして、手づくりの子宮頸がん

の教材をおつくりになったらどうでしょうか。私、ここで3回やっただけですよ。皆さん、子宮頸がんの恐ろしさ、子宮頸がん注射を打てばがんにならないということ、よく勉強しましたでしょう、ここで。3回やっただけですよ。今の子どもはそんなばかりじゃないですよ。ですから手づくりの教材をおつくりになって、エイズはきちっとした教材があるんでしょうけれども、手づくりのやつをおつくりになってやっていただければありがたいと思います。

それから町長のさっきのお話の中でいけば、教育長、じき取り組むようですから、町長のお考えは。そうすると、やらざるを得ませんでしょう。ですから、そういうことをお考えになれば、できれば、私が申し上げたようなこともご検討なされたいと思います。ご答弁は結構です。

それでは次の項目に移らせていただきます。

3. 町を元気に

イ. ゆるキャラで町のPRを

ひこにゃん、せんとくん、地デジカ、な一むくん、むすび丸、ななみちゃん、な一のちゃん、ライポくん、ひこちゆう、くらわんこ、このぐらいにしておきます。全部ゆるキャラの名前であります。ベストテンでございました。最近、ねずみ大根のキャラクターとロゴマークが作成されましたが、ぜひこの延長線上のゆるキャラも私はつくるべきだと思います。

どんどんいきます。

ロ. 小・中学生にデザインを

ゆるキャラのデザインを小学校、中学校、高校生にお願いをすればいいなと思います。例えば南条小学校には、ねずみ大根太郎ですとか、坂城小学校はバラ姫ちゃんとか、村上小学校は村上義清にちなんで村ポンとか、坂城中学校におきましては、大峰次郎であるとか、坂城高校では葛尾三太郎とか、そんなような、これは私の考えですから、もっと子どもたちはすばらしいアイデアがあると思います。各学校で競い合わせて、こういうものをつくらせて、また例のイベントのときに出演したりするようなことをすれば、子どもも大人も元気がもらえるのかなというふうに思うようなものでございます。このような企画を考えてみないかをお尋ねいたします。短目をお願いいたします。

まちづくり推進室長（塚田君） ご質問の町を元気についてをまちづくりの立場からお答えしたいと思います。

現在、先ほど議員さんのおっしゃったように全国各地のイベントで活躍いたしますご当地キャラクターの数は大変多いと聞いております。ほのぼのとして、ちょっと脱力感を感じさせるゆるい姿や形からゆるキャラと呼ばれ、テレビやインターネットで紹介されて人気を集めているものもございます。

一説では、ゆるキャラとして認められる条件というものがあるそうで、まず第一に、郷土

愛に満ち、強いメッセージ性があるということ。その2といたしまして、たち振る舞いが不安定、かつユニークであること。3番目といたしまして、愛すべきゆるさを持ち合わせていること。これに加えて原則として着ぐるみ化されている、そういうことだそうです。

ちなみにゆるキャラという言葉は商標登録されておりまして、社団法人ゆるキャラさみつと協会に名称の使用許諾権がありまして、この協会の会員になりますと、イベントを開催する際に協会の後援事業という条件付きで、ゆるキャラという名称の使用が認められているということでもあります。ゆるキャラの世界はそれほどゆるくないということでございます。

長野県内におきましても、自治体を初め公共機関、観光、商工団体等がイベントや各種キャンペーン、まちおこし、むらおこし、名産品の紹介などでさまざまなマスコットキャラクター、イメージキャラクターを生み出しております。役場玄関におきましても、信州デザインレーションキャンペーンのマスコットキャラクターのアルクマのマスコットがございしますが、やはりこうしたキャラクターは見るものに強いメッセージ性と、また安心感のようなものを感じさせてくれるのではないかと思います。また、お話にありましたように、一緒に玄関には町内関係団体が作成いたしましたねずみ大根キャラクター、それとねずみ大根ロゴマークも飾ってございますが、これにつきましては、ねずみ大根にかかわる方々の気持ちと坂城町の特産品ということを広くPRしていただきまして、そして、思わずにっこりとしてしまうキャラになっていると感じます。

以前、新聞に県内のある町で町商工会や観光連盟などにより町応援キャラクター開発運営委員会というものを立ち上げまして、町の知名度のイメージアップ、観光客の増加、特産品の販売向上につなげることを目的に美術専門学校の学生さんに、そのキャラクターの開発を依頼したというようなことが記事になっておりました。

また最近では、上田地域の商工業者の団体が真田幸村を題材にしたキャラをつくりまして、愛称を募集しているという記事がございました。この団体は真田氏発祥の地であるこの地域が元気になる起爆剤にしたいという熱い気持ちで地域で行う真田氏関連のイベント等での利用を考えているということでもあります。

このようにゆるキャラを生み出すのもひとつのイベントであります。キャラクターの開発を依頼することや名前を公募するといった、そんなような製作過程そのものが宣伝になります。まちおこし、地域おこしのきっかけにつながっていくわけですので、ゆるキャラづくりに取り組む場合には、その製作過程も重要になると思います。

従いまして、口の質問にありました小・中学生にデザインをというご質問ですが、小・中学生にゆるキャラを考えてもらうということ自体が十分話題づくりになるかと思えます。そのとき大切なのは、やはり行政が主になるのではなく、やはり子どもたちが自主的に町のイメージキャラクターのデザインを考えること、そのこと自体が対外的にも注目されますし、

自分の住んでいる町の何が素晴らしいのか、どういうものが誇れるものなのかななどを自ら学習するということが地域を知るよいきっかけにもなろうかと存じます。子どもたちが一生懸命考え、デザインしたキャラクターが町民の皆さんの共感を得て、町内や町外でイベント等をもり上げてくれれば、それこそ子どもたちが発信した熱意と努力が地域の元気、町の元気につながったと言えると思います。

町といたしましては、このように子どもたちによるキャラクターづくりや先ほど申し上げましたが、ねずみ大根関係者の活動、さらに商工団体、観光団体、さらには地域などの自主的な活動を積極的に応援して協力していくことが現時点では重要であり、それが地域の活性化、そして元気な自律のまちづくりにつながるものと考えております。

2番（中嶋君） さすが若いまちづくり推進室長だけありますね。いろいろな発想をお持ちです。

最後にまとめといたしまして、今の時代、日本はすべてのことに閉塞感が溢れております。我が町も落ち込んで暗くなっております。そんなときだからこそ、先ほど室長の方からいろいろ事細かなゆるキャラのお話があったわけでございますが、まさに2等身から3等身の、誰が見ても笑ってしまうような、また、かわいいゆるキャラをつくり、町をもり上げていけたらなと思います。

つい最近の話ではありますが、滋賀県の彦根市で、ひこにゃんのふるさとです。これもひこにゃんと言え、もう皆さんよくご存じだと思いますが、このふるさとでございます。ここでゆるキャラまつりが2日間にわたり行われ、訪れたお客さんが何と7万5千人であります。期間中、約1,900人が宿泊して経済効果は2日間で約4億3千万円であったとのことです。ぜひ坂城町でばらが咲くころに、先ほど室長からありましたように、そのときには協会の会員になって、ゆるキャラさみっとを坂城町で開こうではありませんか。

最後に一句添えます。「ゆるキャラで元気出そうよ、坂城町」。

以上で私の一般質問を終わりとさせていただきます。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時26分～再開 午後2時36分）

議長（春日君） 再開いたします。

4番 大森茂彦君の質問を許します。

4番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行ってまいります。

1. 災害に強い町づくり
- イ. 内水被害対策について

近年、地球の温暖化や異常気象と言われるように、ほとんど見られなかった竜巻の発生な

ど異常な気象が出てきております。集中豪雨よりも狭い範囲で局地的に滝のような雨、あるいはまたバケツをひっくり返したような雨などと言われていましたけれども、わずかな時間の降雨で局地的な災害が多く発生してきております。いわゆるゲリラ豪雨と言われるようになってまいりました。

今年の夏は近隣の上田市や青木村でも土砂災害が発生しております。災害の被害の少ない我が坂城町でありますけれども、よく調査すれば被害状況がわかってくるのではないかと思います。これまで田畑が雨水の吸収はできていましたけれども、宅地化や道路の舗装等で都市化が進み、一気に雨水が流れやすくなっています。上部からの水路が下流になるに従い、合流し、一気に水量が増加することで下流の住宅地に被害をもたらす、このような状況が心配されております。例えば四ツ屋団地の上部にあります側溝から団地へ急降下する水路があります。下ではそれを受け止めるために壁がつくられているわけでありましてけれども、8月31日のゲリラ豪雨の際、ここに住んでいるある方は「あと数分雨が続けば、側溝が溢れて道路が冠水するのではないかと心配されておられました。

そこでお尋ねするわけですが、内水被害を防ぐために水路マップを作成し、消防団や各公民館にもわかるように水路マップを配布し、そのための作成はできないか、答弁を求めます。

ロ. 8月31日ゲリラ豪雨について

まず入田川について質問いたします。

会社の敷地を挟んで流れている入田川が氾濫いたしました。この箇所は町の洪水・土砂災害ハザードマップで入田川水防危険箇所として記載されているところでもあります。

私はこの情報を聞き、会社を訪問し、担当者にお話を伺ってきました。8月31日当日は16時20分から40分のわずか20分ほどで降水量が32mm、あっという間に水位が上がったということでありまして。1カ所は会社上部の上流部の入田川の水位と堤防上部との差は約15cmほどになっていました。もう数分降り続けば溢れるのではないかと、このように思われます。同時に、すぐ下にある工場東側のぶどう畑の区間は氾濫し、これにより溢れた水が堤防道路を下って会社の敷地に流入いたしました。氾濫した水が工場内に浸入した場合、設備そのものの被害、そしてまた、これら加工不能による取引先への迷惑も非常に甚大であるということに心配されておられるわけでありまして。訪れたときには工場内を案内していただいて土嚢が200袋用意されておりました。

これはそのときの写真であります、ビニールシートに包まれて袋は役場の方で提供しましたが、この土を入れて用意されたのは会社の方であるそうでありまして。そして、今後のために土嚢を積む印として会社の敷地に白線を引いて対応を機敏に行うように、新たに今回の被害でこういう対応もされているということでありまして。工場内に浸水すれば操業停止して水防対策にあたらなければいけない、そういう緊急事態になるということで、今後の入田川

の改修と畑からの出水を防ぐ対策について、どう対応されるのか、答弁を求めます。

次に、前田川用水の件ですが、長年懸案でありました立町を流れる前田川の用水の越水対策でバイパス路ができました。流域の皆さんは、これで安心と思った矢先、また同じように氾濫をしたわけであります。バイパス路ができたので、この程度で済んだというふうにも思えますが、しかし、あと少しの時間、または雨量が多ければ被害も広がったのではないかと心配するところであります。バイパス路が十分機能できる設計になっていたのかどうか、なぜ溢れたのか、その原因は何か。また入田川に落としているわけでありますが、そこでの排水能力は十分なのかどうか気になるところであります。どんな見解なのか、お尋ねいたします。

ハ．災害見舞金について

9月議会で円尾議員の災害見舞金の質問がありまして、そのとき町長は「できれば本年度の中でいろいろと決めていきたい」と、このように答えられておられます。どんな視点で見直すのが大事ではないかというふうに思います。

国は阪神淡路大震災では個人の住宅改修には支援をしませんでした。住宅ローンをかかえたまま住めなくなった家を取り壊し、再度新築するのに再びローンを組まざるを得なくなるなど二重の負担がのしかかりました。その後には被害者の運動の中で被災者生活再建支援法がつくられました。その後、中越地震や能登半島沖地震など、そのほかの地震などの被災者の要望で、2007年の第2次改定で、ついに住宅本体の再建に国は支援が認められるというふうにしました。つまり個人の財産に税金投入はできないとこれまでしてきた考えが、それを乗り越えて実施することになったわけであります。

災害見舞金について生活基盤の大もとである住宅再建を視野に入れたものに見直していただきたいというふうに思うわけですが、どんなご見解か、お尋ねいたします。

次に、洪水土砂災害について、この10年間は見舞金は出せないと、出していないとのご答弁もありました。特に直近の災害について確認のできる写真や町職員の情報等でわかるものについては、今のこの見舞金制度の範囲内でも被災された皆さんに見舞金は出せないのかどうか、ぜひ出していただく方向で検討していただきたいというふうに思うわけですが、答弁を求めます。以上で1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 大森議員のご質問にお答えしてまいります。

災害に強いまちづくり、その中で特に8月31日のゲリラ豪雨についてでございます。

近年、地球温暖化の影響と考えられる局地的なゲリラ豪雨が全国各地で発生し、観測史上にもない降雨量により浸水被害等が生じている状況でもございます。

坂城町は周囲を1km級の山々から小盆地を形成する地勢と晴天率が高く、年間降雨量も800mm内外と比較的少なく、風雨を受けにくい比較的災害に強い町でもございます。それ

も坂城が誇るべき特色のひとつかなとも考えております。

さて、今年の夏はことのほか厳しく、激しい暑さにより大気が不安定となり、積乱雲が発生しやすく、局地的な降雨となったところですが、8月31日のゲリラ豪雨については、役場の雨量計によると30分間で20mmを超える、これまでにない短時間での降雨量となったわけでございます。その豪雨によりまして各地で水路が溢れ、水が敷地に流入する事態が発生し、水防用の土嚢を届ける等の対応も図ったところでもあります。

ご指摘の入田川につきましても、急激な出水により水かさが増し、一部で越水による敷地内への浸入があった状態を踏まえまして、当面の対策として浸水防止の土嚢積みを実施したところでもあります。

今後、床断面が特に不足している区間についてコンクリートの嵩上げ工等を実施したらと検討しているところでもございます。

今期これまでの入田川の改修工事やまちづくり交付金による前田バイパス水路の新設など一連の浸水対策を施したところでもありますが、想定を超える短時間での集中豪雨によりまして越水、浸水等の事態を招いてしまったわけでございます。

入田川の流末となる千曲川への樋管の改修は千曲川の堤防部から国道18号線の下を暗渠で結び、しかも埴科用水の取水路と交差する複雑な条件があります。まず関係機関と方法的に可能であるか協議が必要となってくるところでもございます。

都市化の進展に伴い、土地の保水機能が低下し、雨水が集まりやすい状況に加え、温暖化傾向による局地的豪雨の影響も危惧されるところでもございます。短期間に集中豪雨をもたらすゲリラ豪雨に対しては、浸水被害の想定される箇所の把握に努めるとともに、气象台等から発表される気象情報を活用する中で敏速な水防活動により浸水被害の防止を図っていくということが大切であろうと考えておるところでございます。以上でございます。

建設課長（荒川君） 私からは、イの内水被害対策についてお答え申し上げます。

近年、短時間で多くの降水量を記録する集中豪雨の発生や水田の減少や宅地の増加等により水路への流出時間が短くなってきており、降雨時には水路から溢れた水が路面を流れる事象が発生しております。道路の路面排水が宅地に浸水しやすい箇所について、宅地沿いに側溝がある場合にはコンクリートの蓋をグレーチングという編み目の蓋に交換をしたり、側溝がなくても別の宅地に流入してしまう恐れがない箇所についてはアスファルトの縁をもり上げるアスカブと申しますが、そういった工法により雨水の浸水防止に努めております。

また昨年8月に全戸配布をいたしました洪水・土砂災害ハザードマップでは、重要水防箇所として用水路や河川で流下能力が不足し、豪雨時に越水の可能性がある箇所や護岸の老朽化等により決壊の可能性がある箇所を表示しております。重要水防箇所の表示にあたっては、沢や用水路、河川の現地調査を実施し、地点ごとに流下断面を測定し、能力の調査も行って

いるところであります。

ご質問の水路につきましては、道路側溝も含め、膨大な延長になることから直ちに全町の水路マップの作成は困難な状況ではございますが、今年の夏の集中豪雨時に水路の越水を心配され、ご相談いただいた地区につきまして、後日、地元区長さんにご依頼を申し上げながら水路の流下方向等の調査もあわせていただきました。

今後におきましても、町単補助事業の要望や現地調査の折など機会をとらえながら各区長さん方から情報をお教えいただきながら住宅への浸水予防箇所を把握し、常習的に越水の恐れがある箇所の雨水対策や水路改修に努めてまいりたいと考えております。

福祉健康課長（中村さん） 災害見舞金についてお答えいたします。

現在の災害見舞金支給要綱は、昭和57年4月からの施行であります。最近ではゲリラ豪雨と称される突発的に起こる局地的な大雨など災害の状況も変わってきております。また9月の議会にもご質問があったわけでございます。このような状況を踏まえまして、庁内関係課の職員により坂城町災害見舞金支給要綱見直し検討会を組織し、先月、検討会を開催いたしました。

検討会におきまして、過去の支給状況、また上田市、千曲市、東御市などの近隣の支給状況を参考に、損害面積にあわせた支給要件、支給額、支給の基準等を明確にしながらい見直しを検討しております。

水害に関しましては、特に床下浸水の場合、被害の状況判断が大変難しい部分がございます。検討会においても一番その点について議論されております。床下浸水の被害の状況について、どのようにしたらよいか、今後十分検討し、支給基準を定めてまいりたいと考えております。

見舞金の支給につきましては、要綱の見直しをした上で支給してまいりたいと考えております。以上でございます。

4番（大森君） 入田川と前田用水についてでありますけれども、前田用水は、入田川へ落として千曲川という水路になっているわけでありまして、いずれにしても入田川の水の越水対策をきちっと行わなければ前田川の水もきちっと処理できないという方向になってくると思います。鉄道や国道の下を抜けていくということでもありますので、すぐ簡単に手をつけるというふうにはいかないかもしれませんが、これは国や県等ともきちっと交渉して、いち早く対応していくということは必要ではないかというふうに思います。

特に入田川の工場付近の改修についてでありますけれども、コンクリートでの嵩上げしたりということの方法であるわけですが、これも来期の雨期までにはきちっと対応すべきであるというふうに考えるわけですが、その対応についていかがか、答弁を求めます。

建設課長（荒川君） ご質問の入田川の越水箇所につきましては、今年の9月、取水工事の後ご

要望をいただき、ちょうど折しも台風が近づいている2日前ぐらいの状況でございました。直ちに土嚢積みを行って急場の対策をとったところでございます。

その後、現地の調査をいたしまして、河川の掘り下げというのはなかなか厳しい状況にはあるわけなんです。当面、越水のしやすい箇所の高上げ工ということで、今、事業の計画を策定をしているところでございます。ご指摘のとおり、できることであれば水のない時期に施工ができるようにということで今後、検討を進めてまいりたい、そのように考えております。

4番（大森君） それでは、それについて早急な工事への取り組みをぜひ行っていただきたいというふうに思います。

内水対策の件ですけれども、例えば四ツ屋団地の水路であります。これは最後はどこへどういうふうの流れ落ちているのでしょうか。これについて私も最初、担当課でいろいろとお聞きしましたが、入田川へ落ちているというようなお話もあったのですが、実際は、その後調べられて、どういうふうになっているのか。そのことは確認できたのかどうか、ご答弁願いたいと思います。

建設課長（荒川君） 四ツ屋団地の流末についてでございますけれども、団地内の道路を通り、線路沿いに北の方にいきまして、途中から線路を横断、そして日赤の敷地の中を暗渠で最終的には、土の中のお話でございますけれども、埴科用水に抜けている、そのような流末になっているということで、後日確認をいたしてございます。

4番（大森君） 今の四ツ屋団地の水路の件についても、最初の説明でははっきりしなかったわけであり。これがほかのところはすべてわかっているのかどうか、そういう点では水路の総点検をして、最終的にはどこにこの水は落とされているのかということを確認にはっきりさせておくということではなければ対応ができないのではないかというふうに考えます。

そういう意味では、例えば、この水路についてはどこから流れて、どこで一緒になってきているか、ほぼ側溝は同じ深さと幅です。下へ来るほど水量は増えてくるわけです。そういう点で、やはりそこところはきちっとマップをつくっていくということ。膨大な距離ということになるわけですけれども、とりあえずはそれぞれの区の区長さん、あるいは住民の皆さんから、どこが大雨が降ったときに側溝から溢れるのかということだけでも赤丸でチェックしていただいて、そこところは把握しておくことは緊急にやるべきことではないかというふうに思うわけですが、そのことについて水路のマップ化への第一歩としてそれはできるかどうか、その方向はぜひやっていただきたいと思うのですが、その決意をお聞かせ願いたいと思います。

建設課長（荒川君） 先ほどのご答弁でも申し上げましたが、昨年の8月に配布をいたしました町の洪水・土砂災害のハザードマップ、その中で一定規模以上の水路、河川等については調

査はしてございますが、道路側溝等の関係についての把握までは現状まだし切れていない状況でございます。今年の夏のように本当に短時間で局地的な雨が降って水路が越水するというような事象も今年もございました。従前にも危ない箇所、事前にチェックを行ったり土嚢を配布をしたりという対応をとっておりますけれども、今後も地域の状況都度、区長さん方にお教をいただきながら危険箇所の把握対策に努めてまいりたい、そのように考えます。

4番（大森君） そのように対応をぜひ行っていただきたいというふうに思います。

災害見舞金についてでありますけれども、上田市や千曲市等近隣のところのものも参考にしながらということで、細かく検討されているということであるわけですが、被害がわからないということであるわけですが、これまでいろいろな被害あるいは職員の皆さんが指導したりした点で、そういう写真なんかというのはきちっと撮られて保存されているのかどうか。そういう点で被害状況についてははっきりするわけでありまして、その点はいかがなんでしょうかね。どなたにお答えいただければ。その点について明確にさせていただきたいというふうに思います。

議長（春日君） 大森君。

4番（大森君） 時間がありませんので。

いずれにしても、災害見舞金を出すにあたって写真をきちっと撮る、そして職員から事情をきちっと聞いておく、こういうものはやられているかどうかです、今まで。例えば、この間の8月31日のゲリラ豪雨のときに、そういう災害があったというところについては職員は行っているわけですから、そこで写真を撮られたのか、そして地元の人、被害を受けた人の聴取をきちっととっているかどうか。まずこのところを明確にさせていただきたいと思います。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

福祉健康課の方では、このごろの8月31日のゲリラ豪雨の災害につきましては、事情聴取、事情をお聞きしたり写真を撮ったりということはしておりません。前田川の状況につきましては消防担当の方に確認をいたしました、それぞれの担当のところでお聞きはしておりますけれども、福祉健康課の方では実際にやっておりません。以上でございます。

4番（大森君） それでは全く危機管理がなっていないということじゃないですかね。どこにどういう災害、水害があったのか、これが写真できちんと保存されて、毎回チェックされていかなければ対応は全くできないじゃないですか。これはやはり危機管理として今後きちっとそれはやっていくべきだというふうに思いますが、町長、いかがでしょうか。町長の見解を求めます。

町長（中沢君） 危機管理にまず対応するという、起きた場合、どのように行動するか。そしてまた、被害に対してどのように調査し、対応するか、諸々の対応があるわけございま

す。いろいろ災害につきましては、一貫性のものでございますので、町としてそれぞれの部署はございますけれども、具体的な対応を求めてまいりたいと思います。以上でございます。

4番（大森君） 町長のご決意で早急にその対応をとっていただいて、担当者もやはりきちっと明確にしていくということで保存を行っていくというふうにして災害対策をきちっとやっていっていただきたいというふうに思います。

先ほど見舞金の件で8月31日の豪雨でも被害を受けているわけですね。例えば新聞では1件というふうには、床下ですか、1件だという報道がありましたけれども、円尾議員の質問の中では2件というふうに出ていましたけれども、調査されたんでしょうか。調査をきちっとして、その中でどういう災害、どういう被害があったのかということをやはりぜひやるべきではないかと。やったか、やらないかだけで結構ですので、答弁願いたいと思います。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

災害見舞金につきましては、建物に被害があったという状況で見舞金を支給をいたすわけでございます。その状況につきまして長い年月で何回か床下浸水とか起きた場合、柱とか腐食してということもございまして、実際に床下浸水になった場合、一時の大雨でなった場合、水が引けた場合等、それによって建物に被害があったという判断が大変難しく、その状況で今まで支給されていないような状況でございます。実際にそんな状況でご理解いただきたいと思いますが。

4番（大森君） 理解するもしないも、やらないということで、結局調査もしていないわけだから何もできないわけでありまして。そういう情報が全然つかもうとしていないという、このところはやはり問題だと思います。町長の先ほどのご決意を信頼いたしまして、そのことをきちっとやっていっていただきたい。

被害の状況、わからないと言いますが、床下でも何でも水が流れれば、ごみとか何か柱とか、あるいはコンクリだとかブロックだとか全部付着して筋ができますよ。だから終わった後行っても、どこまで水がきたかとわかりますよ。だから、そういう調査をきちっとやって保存していくということをぜひお願いしたいというふうに思います。

先ほど見舞金について近隣のところも参考にしながらということですので、生活再建をできる基準で見舞金の見直しをぜひやっていっていただきたいということを要望して次の質問にいきます。

2. 町内経済の活性化のために

イ. 町内経済の現況は

財務省長野財務事務所では10日にまとめた10月から12月の県内の法人企業の景気状況は調査されました。7月から9月の期と比べまして自社の景況が上昇と答えた企業は割合から、下降と答えた企業の割合を引いた景況判断指数は全産業でマイナス12.7%という

判断であります。また前期から16.9ポイントの低下でもあります。特に製造業は32.8ポイント低下のマイナスで、マイナス13.4と大幅に落ち込んでおります。1年半ぶりのマイナスとなっているわけですが、これはエコカー補助金の終了などによる国内需要の減少ではないかというふうに分析しております。また来年の1月から3月の見通しについても全産業でマイナス12.0ポイントという状況で、まだまだ先行き不安の状況があると思います。

町内の経済状況では、昨日の一般質問の中でも相当議論されておりましたので、全体的には申しませんが、一部の企業では残業や土曜出勤というものがあまして、回復傾向というような企業も見られるわけですが、一方では大変な状況だというふうに中小企業の経営者の方は言っているらしいです。また、ある金型の経営者は「昨年、運転資金を借入れをした。経営が改善してもいないのに返済が始まってきた。また借入れをしないとやっていけない。従業員には自宅待機もお願いしている」と元気をなくしておられます。借りたくても借りられない中小の零細企業の皆さんです。制度資金の利用状況や雇用の面でどんな状況になっているのか、お尋ねいたします。

ロ. 住宅リフォーム助成制度の創設を

施主である町民が町内に本店のある業者に依頼してリフォームを行った場合、一定の金額を施主に助成するという住宅リフォーム助成制度であります。私は平成16年3月の議会で初めてこれを取り上げた一般質問を行いました。以来、何回か提案してまいりました。今では秋田県を初め全国で175自治体を実施しております。また山形県では来年度実施で現在、準備をしております。今議会では千曲民主商工会と長埴建設労働組合の2団体から陳情書も出されております。雇用の7割を支える中小企業や業者の危機は、地域の雇用や地域経済そのものの危機に直結する重大な問題であります。民需が低迷している今だからこそ、自治体が発注する官公需を地域の中小業者の仕事おこしに活用し、自治体自らが地域に仕事をつくり出す、このことが強く求められております。

自治体が地域で集めたお金を地域で使うことで、まず仕事、需要をつくり出します。そして2番目には、その仕事が地域の中小企業や業者に回り、3番目には地域に雇用と所得が生まれてきます。4番目には、その所得が地域で消費され、地域を潤します。5番目には、自治体の財政も潤い、さらに地域への仕事を生み出せる、こういう地域経済循環の輪ができるわけであります。

ひとつの例で、宮古市では今年4月から助成を開始しました。総工事費20万円以上の工事に一律10万円を補助します。当初予算は5千万円でしたが、申請が11月15日現在、2,397件に達し、3億5千万円の増額をいたしました。宮古市では、その結果、24億円の経済波及効果を見込んでおります。

私は、ただ建設業をどうこうというだけでなく、地域の経済対策として、特に緊急経済対策として住宅リフォーム助成制度の創設を再度求めるものであります。答弁を求めます。

ハ. 小規模事業者登録制の導入を

町発注工事の入札に参加できない小規模事業者を登録し、随意契約の工事や修繕を行う制度を導入いたしまして、希望者に順次発注していくというやり方であります。これは町内の小規模事業者を町が支援する、このことにより地域経済の活性化に貢献するのではないかと、こう考えるものであります。そういう点で21年度の随意契約の件数、金額、これらについて、どのようになっているのか、答弁を求めます。以上で1回目の質問を終わります。

産業振興課長（宮崎君） 私からは町内経済の活性化のためのうち、町内経済の現況についてご答弁させていただきます。

県内の経済状況については、ただいま議員さんの方からお話が出ましたので省略させていただきますが、いずれにしても国の内閣府の月例経済報告でも日銀松本支店の中でも景気そのものが足踏み状態と。あと雇用等について厳しさが残るといような国、県の状況でございます。

町内の状況ということでございますけれども、これにつきましては二極化しているという部分の中で、11月16日に開催された地域経済振興懇話会、大手企業さんとの懇談会においては、これについては経営者の皆さん、リーマン・ショックの後遺症からは脱しつつあるけれども、ここにきての、いわゆる為替、為替戦争という言い方をされている皆さんもいらっしゃいましたが、円高の影響を口にされる経営者が多数おられたということでございます。

地域の製造業においても受注につきましては、もはや国内にとどまらず海外企業との価格競争を行わなければならないということで、競争相手は海外のローカル企業というような、講演内容でもそんな話がありましたが、だんだん残念ながら現実味を帯びてきている感だということで、町内企業においても、すべてではないんですけれども、社長さんのお話を聞くと、50%以下の単価を示されたというところもありまして、厳しい競争に置かれているということでございます。町内企業の中にも国内大手企業との連携を強化する動きが進みまして、親会社が中国、東南アジアなどといった海外から低コストの部品を輸入して町内企業が組み立てを行う傾向が見受けられ、町内の中小小規模企業に仕事が循環しにくくなっているのではないかとということで懸念しております。

こういった中で最近の制度資金の状況でございますが、直近のデータがまとまっておりますが、今年度の4月から9月の上半期の融資状況を申し上げますと、首都圏の融資全体では55件、5億3,262万円の融資を行いました。これは前年同期比で37件、6,461万円の減額でございます。また県と町の合計の運転資金と設備資金の利用状況で申し上げま

すと、運転資金は41件、4億1,984万円、前年同期比では44件、6,906万円の減額でございます。設備資金につきましては14件、これは1億1,278万円で、前年同期と比べますと、7件、4,448万円の増額ということで、設備資金が多くなってきたと。融資全体でいたしますと、前年上半期と比較して利用は低調でございますが、設備資金の需要は件数で昨年同期の倍、融資額も6割以上伸びておりまして、本年上半期は町内企業においても設備投資が動いてまいりました。ただ、これは上半期の話でございますが、円高等が顕著になってきた今後は懸念されるところでもございます。

次に、雇用の状況でございますが、県商工労働部が実施いたしました中小企業経営実態調査において、先ほどもお話のありました県内501事業所ということで、労働力不足という事業所は33.5%、前年同期より8.8%増えているということでございます。篠ノ井の公共職業安定所による有効求人倍率を見ますと、21年度前半に底がございまして、徐々にではありますが、回復してきておりまして、直近の篠ノ井管内の有効求人倍率は0.65%と全国平均の0.56%や県平均の0.63%を上回る状況とはなっております。

このような状況の中で労働力が不足気味と判断する事業所も出てきておりますが、政府の各種優遇措置の、先ほども議員さんも言われましたけれども、この終了、あるいは縮小、また円高の影響による業況の先行きの不透明感から、なかなか従業員の採用に踏み切れないという状況になっておりまして、各事業所の個別の要因というよりは外部からの影響による先行きの不安感や業況の悪化を予測する企業が数多く見受けられております。以上でございます。

建設課長（荒川君） 私からは、ロの住宅リフォーム助成制度の創設についてお答え申し上げます。

この制度につきましては、町民の皆さんの安心・安全や住生活の改善と地域経済活性化のため、その制度の創設について陳情要請をいただいているところでございます。この制度によって潜在的な需要の掘り起こしや消費の喚起を促し、また住宅のリフォームが他の多くの業種に及ぶこと、関連産業への波及効果等々、また住宅産業の担い手の雇用確保や育成など、いろいろな面からこの事業に期待がされ、制度の創設が要望されているところでもございます。

長引く景気の不況により先行きが見えない情勢の中で住宅を壊して新しくつくるというよりも改修により活用するという考え方もあわせて地域経済の活性化という施策からも有効というふうに報じられておるところでございますが、本年8月現在で32都道府県169の自治体で実施をされているという報道もございますが、まだまだ先駆的な状況ではなかろうかなというふうに考えております。

町の住宅改修に関する助成制度については、寝たきり老人等の福祉の増進と日常生活の利

便を図ることを目的とした住宅等の整備に係る事業、勤労者の生活安定のため、住宅建築等資金の融資利子補給の制度、町民生活の基盤であります住民の安心・安全の観点から建築基準法が改正される昭和56年5月以前に建築された木造住宅、建築物の耐震診断や、その結果による耐震改修工事の補助を行う住宅建築物耐震改修等事業、町的生活環境の保全と環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システムの設置に要する経費に対して補助を行う事業、また公共下水道が供用開始された地域の接続率の向上を図るため、宅内排水設備工事の資金にかかる利子補給の制度、こういった事業がございまして、いずれも福祉、勤労者支援、安心・安全、環境などそれぞれの事業目的に沿って制度を定め、ご利用いただいているところでございます。

また県下の他の市町村についても、ほぼ同様な福祉や災害対策、エコ改修など事業の内容や対象を絞った助成制度が主流であり、当面は現状の仕組みの中で取り組んでまいりたいと考えております。

企画政策課長（片桐君） 小規模事業者登録制度の導入について、お答えを申し上げます。

まず平成21年度の工事請負にかかわる随意契約の件数でございますが、全体で89件であります。契約金額は約3,200万円、請け負った業者数につきましては、全体で34社、このうち町内業者が22社で、件数では65件、金額にして約2,080万円であります。町外業者が12社で24件、約1,160万円という状況であります。町内業者のうち件数では73%が受注がありました。金額では64%という状況でございます。

続きまして、小規模事業者の登録制度についてお答えを申し上げます。

先般、入札参加資格を有しない、いわゆる小規模な建設業者さんから町の小規模修繕や随意契約による工事について受注機会の拡大を図ってほしいということでご要望もいただいたところでございます。

ご案内のとおり、町の建設工事につきましては、事前に入札参加資格の審査申請をしていただき、登録をされた業者さんを基本に発注をしてきているところであります。公共工事につきましては、現下の財政状況を考えますと、町のみでなく、国、県においても大変厳しい状況であるというふうに思っております。少額の随意契約による工事も前年度に比べると受注件数、金額とも大幅に減少しておりますし、修繕費についても基本的には削減がされる中であります。町といたしましては、地域で頑張っている建設業の皆様方に、なるべく仕事をしていただきたいという考えで、小規模な修繕などについては地元業者を考慮した発注を各課に呼びかけてきているところであります。

しかしながら、厳しい状況が続く地元の小規模な業者さんへのさらなる受注機会の確保という観点から、今後、町業者等選定委員会におきまして小規模事業者登録制度の内容や発注の条件、実施時期等実施の方向で検討してまいりたいと考えております。

4番（大森君） 時間が大分押してきておりまして、町内経済の現況についてちょっともう少しと思ったのですが、時間がありませんので、これはまた次に移すといたしまして、特に住宅リフォーム助成制度、これについてももう少しお話ししたいというふうに思うわけですが、先ほど午前のときの質問でも、ほかの補助制度で住宅改修等が行われているということであるわけですが、今の答弁でも経済的波及効果は非常に大きいものだという事は認めていらっしゃるわけですね。だから経済対策には非常にいいということをおっしゃっているわけで、今の企画政策課長の答弁では、今のこういう非常に厳しい建設業の皆さんのことで登録制でもっと受注機会を広げてあげようということをやっているわけです。矛盾しているじゃないですか、これは。

そういう意味で、今の助成制度いろいろとあるわけですがけれども、じゃあ、寝たきり老人の世帯では何件、実際には行われたのですか。あるいは勤労者住宅設備資金が一体何件使われたのですか。ここをきちっと分析していただくということと、もうひとつは、経済対策ということで、この制度をなくせということではなくて、この制度に網をかけて、これを利用する方はこれを利用していただければいいですし、住宅リフォーム制度を利用するならしてもいいという選択がいくらでもできるじゃないですか。そういう点で、あまりにも安易な否定的な断り方というふうに思います。その辺をもう少し明確にご答弁願いたいと思います。時間もありませんので、課長がやりますとは言えないと思うのですが、課長、ちょっと答えてください。

建設課長（荒川君） 先ほど申しあげました他の地域での取り組みは、地域の経済波及効果が認められるということで実施をされている、そのことをご案内申し上げたわけでございまして、町といたしますと、やはり国、県の動向でございまして、行政が行う助成の制度として個人資産へ公費を投入することの是非、また目的性が特定ができないのではなかろうかと。それぞれの地域での経済波及効果や雇用の創出など個別の取り組みがあろうかと思いますが、坂城町といたしましては、全体的に技術を高めて雇用を創出するであつたり、賑わいを創出するという施策の中で優先順位をつけながら取り組んでいる、そんな状況にあろうかと思えます。

また加えて新たな制度の創設は財源問題からも慎重に対応しなければならない問題ではなかろうかなど、こんなようにも考えるところでございまして、当面は現状の仕組みの中で取り組んでまいりたい、そのようなご答弁を申し上げた次第でございまして。

4番（大森君） 企画政策課長が登録制度を実施する方向で進めていくということですので、評価したいというふうに思います。

住宅リフォーム制度でありますけれども、全部個人に補助しているんでしょう、利子補給から何から。寝たきり老人だって介護保険等のかかわりでやっているわけですがけれども、全

部これは個人に直接やっているわけですよ。理由はどうであれ。その点で一番は緊急経済対策としてどうするかというところですよ。これは町内の皆さんが仕事を発注することによって業者に潤いと、そしてほかの産業へも波及してくる、最終的には町民税や確定申告の中でプラスアルファで戻ってくるということははっきりしているじゃないですか。その点で、もっと検討をきちっとやっていただきたいということと、財源問題でもあるわけですが、先ほどの前回の答弁でヒブワクチンとか子宮頸がん等のお話があって、そちらの方へ補正予算が出るような感じを今、受けたのですが、これだって出ているわけですから、こういうこともよく考えてやっていっていただきたいというふうに思います。以上で一般質問を終わります。

議長（春日君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日15日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後3時36分）

1 2 月 1 5 日 本 会 議 再 開 (第 4 日 目)

1. 出席議員 13名
 - 1 番議員 田 中 邦 義 君 9 番議員 宮 島 祐 夫 君
 - 2 " 中 嶋 登 君 10 " 池 田 博 武 君
 - 4 " 大 森 茂 彦 君 11 " 円 尾 美 津 子 君
 - 5 " 山 城 賢 一 君 12 " 柳 沢 昌 雄 君
 - 6 " 入 日 時 子 君 13 " 柳 澤 澄 君
 - 7 " 安 島 ふ み 子 君 14 " 春 日 武 君
 - 8 " 林 春 江 君
2. 欠席議員 3 番議員 塚 田 忠 君
3. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者
 - 町 長 中 沢 一 君
 - 教 育 長 長 谷 川 臣 君
 - 会 計 管 理 者 中 村 忠 比 古 君
 - 総 務 課 長 宮 下 和 久 君
 - 企 画 政 策 課 長 片 桐 有 君
 - まちづくり推進室長 塚 田 陽 一 君
 - 住 民 環 境 課 長 塩 澤 健 一 君
 - 福 祉 健 康 課 長 中 村 清 子 君
 - 子 育 て 推 進 室 長 中 沢 恵 三 君
 - 産 業 振 興 課 長 宮 崎 義 也 君
 - 教 育 次 長 塚 田 好 一 君
 - 収 納 対 策 推 進 幹 事 長 春 日 英 次 君
 - 総 務 課 長 補 佐 青 木 知 之 君
 - 総 務 係 長 柳 澤 博 君
 - 総 務 課 長 補 佐 柳 澤 博 君
 - 財 政 係 長 柳 澤 博 君
 - 企 画 政 策 課 長 補 佐 山 崎 金 一 君
 - 企 画 調 整 係 長 山 崎 金 一 君
4. 職務のため出席した者
 - 議 会 事 務 局 長 吾 妻 忠 明 君
 - 議 会 書 記 金 丸 恵 子 君
5. 開 議 午前 1 0 時 0 0 分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 工業振興と国際交流についてほか 柳 沢 昌 雄 議員

(2) 子ども達の健やかな成長を願ってほか 円尾美津子 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に3番、塚田忠君から欠席の届出がなされており、これを許可してあります。

また、柳澤副町長、荒川建設課長から出張のため欠席する旨の届出があり、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（春日君） 最初に、12番 柳沢昌雄君の質問を許します。

12番（柳沢君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくご答弁のほどをお願いいたします。

1. 工業振興と国際交流について

イ. 意義と成果は

町は、去る9月25日の上海市復旦大学日本研究センター創立20周年記念式典に国際産業研究推進協議会、議会代表等により交流を深めてくるということで訪中をされました。しかし、折しも沖縄県尖閣諸島周辺で発生した中国漁船衝突事件直後の訪中であり、大変にご心労があったこととお察しいたします。

当町と復旦大学とは長く深い信頼関係を築き、保たれてきた経過があります。その中での訪中の意義は格別なものがあると思います。そのような関係での訪中計画であったわけですので、その交流成果はあったのか、その意義は果たされたのか、お伺いをいたします。

ロ. シフト企業の実情把握は

厳しい世界経済の不透明の中で町内企業者は生き残りをかけ、中国にシフト操業を展開されていることはご周知のことです。しかも当町の大手企業の国外操業であり、昨今の不穏な状況の当事国でのシフト操業であるので、誰しも憂慮し、楽観をしている状況はない

と考えられていますが、実情はどうでしょうか。企業の実態について、どのように分析把握されてこられたのか、お伺いをいたします。

ハ．住工混在は解消されているか

町は、町内企業の発展振興と住工混在の解消を目的として、昭和32年5月、工場誘致条例を制定し、工業立町の体制を整え、昭和36年6月、工場適地として通産省の指定を受け、以後、誘致条例の廃止、工業振興条例の制定をし、昭和59年、坂城都市計画特別用途地区、特別工業地区を決定し、平成元年、金井中之条工業団地金井工区を完成、同2年、中之条工区が完成し、平成6年、塚田工業団地竣工となり、工業振興と住工混在解消を図ってきました。それにより住居地内の住民は平穏状態を保たれてきたと認識していますが、いまだ住居地内付近での操業社はありますか、お伺いをいたします。

あるとすれば、その対応をどのようにお考えか、お伺いをいたします。

町長（中沢君） 柳沢昌雄議員さんの質問にお答えしていきます。

去る9月25日から28日にかけて、私は春日議長さんら議会、企業関係者ら、坂城国際産業研究推進協議会の皆さんともども竹内製作所社長を団長に復旦大学日本研究センター及び町内中国に進出している2企業の視察研修に参加いたしました。

当町と復旦大学日本研究センターは、2000年、平成12年ですが、11月に経済、科学技術、文化、教育、体育などの分野において友好交流議定書を締結し、これまでも積極的に交流を図ってきたところでございます。昨年10月には郭定平所長さんが坂城にお越しいただき、企業関係者を対象に中国の政治経済と外交、あるいは東南アジアとの合同研究ということが講演されました。歴代の日本研究センターの所長さんは、必ず坂城へ来ていろいろお話ししていただくということが慣例にもなっているわけでございます。

今回、復旦大学日本研究センターが創立されて20周年ということに伴い、坂城町も当初からいろいろおつき合いをしているというようなこともあって、自治体として全国で唯一招待状が届き、中国訪問の運びとなったわけでございますが、9月7日に、ご承知のように尖閣諸島沖における中国漁船と日本の巡視船の衝突事件があったということで、視察研修出発の2日前の深夜に同センターから停止命令によって式典延期というご連絡を受けたところでもございます。

今回、坂城町から上海地区へ進出している企業の操業状態も見ると、あるいは視察するテーマのそれがひとつでもございましたし、また世界の万博も開かれているということで、それでは、そういった記念行事そのものはなくなっても、視察研修は実行するという運びにしたところでもございます。

式典は延期になったわけでございますが、今回の中国訪問は参加した企業の皆さんとともに、これまでお世話になった復旦大学日本研究センターの初代所長である鄭勵志さん、二代

目の所長の陳建安さん、そしてまた現在の沈浩副研究員との特別な交流、懇談会を開き、自主的ないろいろな面での話し合いもしてきたわけでございます。また視察の3日目の27日には、現地との調整の結果、復旦大学日本研究センター、今度新しく20年を記念して新築されたわけでございますが、そこへも伺うことができると相なりまして、現所長である郭定平さんに直接お会いし、懇談したと。この際20周年を記念して日本人形もお贈りしたということで、和やかな懇談がなされたと、こんなことで、十分意義は果たされた、成果はあったと理解しているところでもございます。

先ほども申しましたように、今回、万博からいろいろ企業の状況等を学びとるということ、さらに上海地区に進出しております宮後工業、あるいは日精樹脂さんの現地企業の視察ということ等もあり、さらにまた長年お世話いただいている長野県のジェトロのスタッフとも交流があったわけですし、また現地をつぶさに研究することができたなど、こんな思いでございます。

今後につきましても、復旦大学日本研究センターのノウハウを得る中で、これまで培ってきた人的ネットワークをより大切に、それを財産として、さらに町内企業の中国、特に上海地区への支援という体制を、より努めてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

産業振興課長（宮崎君） 私からは口とハの項目について順次ご答弁させていただきます。

最初に、当町から進出している企業の実情把握ということでございますが、現在、当町から中国に進出して生産を行っている事業所は全部で3社ございます。今回の視察では、上海地区に進出している企業2社について視察研修をさせていただきました。

両社とも新しく近代的な工場の中で、平均年齢20代後半の若い社員たちのそういう皆さんが意欲的に働いていたというのが大変印象的でございます。

中国に進出した動機等については、重要市場である中国で生産し、原価低減を図りながら販売増と適正利益確保を両立していくんだということで、現地調達を順次増やす中で継続的な原価低減を図り、価格競争を維持していくと。それと中国税制に対応できる体制をつくるなどを目的として操業をしたということでございます。

特に中国税制につきましては、完成品、半製品、部品等の区分による関税、増値税制度の優遇措置や輸出入手続上のメリットを最大限に活用し、出荷から港の倉庫を経て輸出入することで中国国内への再輸出入、そんな仕組みを随所で工夫しているということでございます。

また製品品質の精度を高めるとともに省力化を進めるため世界一コンパクトで早い組み立てラインを整備し、工程の細分化による熟練を必要としない工程設計、目で見て理解できる電子化された作業手順書など至るところで工夫をされておりました。

人事管理面では、大勢の中国人社員を数名の日本人が指導しているという状況の中で、言

業や文化が違うので教育していくために大変な労力を要しているということでございまして、また仕事に慣れてくると、他の企業へ移籍したりヘッドハンティングされるなど、人だけでなく、会社の技術まで流出してしまうと、そういう懸念もあるということで、人事管理面のあり方や、やはり日本以外で操業する難しさもあるというお話もお聞きしています。

坂城町からは中国以外にもタイやインドネシアに進出し、工場を操業している企業もございまして。海外進出された企業の皆さんからは、おおむね現地工場の業績については堅調であるというふうにお聞きしておりますが、今後進出先での競争も厳しくなってくることも予想されております。

町といたしましては、国際産業研究推進協議会を中心にジェトロとの連携を密にしながら、今後も企業の海外展開を支援していきたいと考えているところでございます。

次に、ハの住工混在は解消されているかというご質問でございまして、この問題につきましては全国各地で問題となっております。地理的特性や背景により、その状況は地域ごとにさまざまでございますが、都市部における最近の傾向としては、工業地域内の工場跡地にマンションなど新興住宅が建設されることが多く、新たな住民と近隣工場との間でトラブルになるケースが多いというふうにお聞きしてございます。

当町における住工混在の背景は、これまでの工業集積による過程に深く関係するものでございまして、住居地域内の中で、居住地域内の中で近所の方々に働いていただき、さらには地域の皆さんに支えられて工場が操業されてきました。しかしながら、工業の発展により住工混在も進み、生産が高まるにつれ、騒音や振動などに起因する諸問題も発生するなど、その対応に企業の皆さん、地域の皆さんともに苦慮してきたところでございます。

一方、住環境の向上や、それぞれの分野による土地利用を図るという観点によりまして、昭和52年に都市計画による用途地域を指定し、工業系地域や住居系地域などを区分し、法的に建築物の用途を規制するということによりまして住工混在の解消と住環境の改善に努めてまいりました。

加えて議員さんも言われましたように、テクノさかき工業団地、坂城インター工業団地を造成する中で、新たな企業誘致とともに町内企業の住居系地域からの移転や事業拡大に伴う用地確保に対応してまいりました。

これまでの取り組みにおいて住工混在がなくなったというところまではまいりませんが、住居系地域における工場の新設や増設が規制され、まことに残念でございまして、ピークからすれば100社近くが廃業したということで、それだけでも3割の工場が減ってしまっているということでございます。大手企業さんは住居系地域以外に立地されておりますので、住工混在も改善されてきているものと考えております。

ただ、今後の対策を考えたときに、これまで同様に工業系地域や工業団地への工場移転、

誘導を図ってまいりましても、中小規模企業においては負担が多く、事業拡大ということ以外での工場移転は現実的には難しくなっているというふうに考えております。

町商工業振興補助金による工場適地への誘導や工場を工業団地などへ集積させるには、そういうこともひとつの方策であり、進めているわけですが、私の立場からすると、当町の現状、歴史等踏まえる中で工場を住宅地から郊外へ移転させるということだけではなく、今までのように住民と企業がうまく調和した形の中でお互いに理解し、共存できるような地域社会における行動や活動がそれぞれの地域の中で見出していければと、そういうふうにも思うところでもございます。以上でございます。

1 2 番（柳沢君） 平成12年坂城町日中友好訪問団による中国満城県上海復旦大学との経済、文化、産業交流促進締結を行った経過があります。そのように同大学との友好関係を築き、保たれてきたのも、町長の県職時代に国外勤務で得た世界観、特に中国観を洞察されていたものというふうに理解するわけでございます。

また以前、国際交流員であった陳俊英先生、当時、復旦大学日本研究センター所長の陳建安博士の多大な協力と長野大学の安井教授のご助力もあり、今日に至ったことは私も認識しておるわけでございます。町長が退任をというような考えである中では、今後この国との当町との関係をどのように保たれていくのか、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

町長（中沢君） 中国復旦大学を通じての坂城町との交流は20年近くに及ぶわけでございます。この間、初代の鄭勵志さんを初めいろいろな関係の皆さんにもお世話になったわけです。先ほども申し上げましたように、この間私が中国を訪問した際には、80歳過ぎの鄭勵志さん、あるいは先ほどお話がございました陳建安先生等喜んでご参加いただき、2時間にわたって交流したと。そういう先生には、また育てられた何人かの坂城思いの先生方もいるわけでございます。ここにすばらしい坂城を応援するネットワークができているなど、こんな思いがいたします。

あわせて今、中国に進出した宮後さん、あるいは竹内さん等々の企業もいろいろと復旦大学日本研究センターともども連絡をとりながら頑張っていると。日精さんでございますが、いろいろと頑張っているということでもあります。さらにまた、日本研究センターの計らいで嘉定区の実験小学校と坂城の小学校等の交流も進んでいると。

そういう中で、坂城なりにはいろいろ積み重ねているなど。そこにすばらしいネットワークもできているなど。それは人とのつながりでございますが、それを思う多くの人たちの人材が育成されておりますので、今後ともテクノセンター、あるいは商工会、あるいはいろいろな皆さんに担っていただければ、より効果が上がってくるんだらうと、こんなふうに思っております。心から期待しているところでございます。以上でございます。

1 2 番（柳沢君） シフト企業の実態についてお伺いいたしますけれども、中日関係の不穏な状

況の中で事態を考えた場合には、これからいろいろと進出されている企業に対して町もどういうふうになっているか、その状況を常に把握していかなければいけないというふうに思うわけでありませうけれども、それについて企業の連絡を密にするという意味もあるわけですが、どのように連携を取り合っていくのか、その辺についてお伺いをいたします。

産業振興課長（宮崎君） 中国進出企業3社ございますが、それらの皆さんとの連携ということでございますが、今回の視察研修でもそうございましたが、坂城国際産業研究推進協議会、この組織に皆さん加盟していただいております。そういう中で、これらの会社の皆さんとは常に連携をとって進めていける状態にあるということでございまして、私ども中国進出については特に復旦大学日本研究センターに大変お世話になっている部分もあります。これら大学を含める中で連携を密にして対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

1 2 番（柳沢君） 住工混在の解消について再質問させていただきます。

第4次長期総合計画では、工業立地対策の推進について工業団地の整備の重要目的には「工業立地の促進と住工混在の解消を図るため、工業適地の選定を進め、工業団地などの整備を推進する」と明記されています。今度は第5次の素々案につきましては、企業立地の推進にということで一歩前進したなという感じの立地基盤の整備で「住工混在の解消を図るとともに、町内企業の事業拡大や工場移転への対応を図り、操業環境の整備に努めます」とあります。大変この考え方を進めていっていただきたいと思います。というのは、深夜の騒音に悩まされない快適な住環境とともに生活できることを望んでいるわけでありませうけれども、混在解消を机上の玉条でなく、実行性を伴うものにすべきだと思いますが、それについてどのようにお考えか、お聞きをしたいと思います。

産業振興課長（宮崎君） お答え申し上げます。

工業の立地ということの中で、住工混在、これについては、工場は本来は工業系の地域の中で操業するということが基本でございます。住環境のことを考えますと、都市計画の趣旨に沿って進めていくというようなことが原則でございますし、そうしていかなければならないという中で、先ほど申し上げましたが、私どもは住工混在の中で工業が発展してきた経緯もございます。トータル的に考えて、やはりそれぞれの用途を純化していくために、私どもは工業振興条例の中で補助金の誘導のための補助金の交付、さらには工業適地、まだあいてございますが、整備もしていることでもございますので、そこら辺については、今日、明日すぐというのなかなか経済状況の問題もございます。しかし、将来にわたっては純化の方向に向って進めていければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

1 2 番（柳沢君） 次に移ります。

2. TPP問題について

イ. TPP問題をどう判断されているか

今多くの難問題が山積する中で、我が国においても、地方自治体においても最も論議がされなければならない課題は環太平洋戦略的経済連携協定、TPP、トランス・パシフィック・パートナーシップをめぐり、論議されていることは周知のことです。

この問題は、我が国の盛衰にかかわる問題と言っても過言ではないと思います。なぜならば、完全な関税撤廃が求められる日本が交渉に参加して協定がまとまれば、競争力の強い工業製品などの輸出産業には有利に働くとされ、一方、反対に安い農作物が大量に輸入されれば国内農業が大きな打撃を受け、日本の農業が崩壊するとも言われているわけであり、それがゆえに農業団体、地方自治体の全国町村会においては参加への反対活動を展開されているわけであり、

当町は製造業を中心とした企業のまちであります。製造輸出を主たる企業が多い町であると同時に、農業のまちでもあります。いずれかの選択肢は厳しい判断とは思いますが、自律のまちの将来を考えた場合、この論議についてどのようにお考えか、ご所見をお伺いいたします。

産業振興課長（宮崎君） TPP問題についてご答弁申し上げます。

ご質問のとおり昨今、工業製品、農産物を問わず関税の完全撤廃を原則とするTPP環太平洋戦略的経済連携協定への交渉参加について、政府を初め産業界、農業界においても賛否が繰り返されているところでございます。

TPP参加による影響について関係省庁からも試算されているところですが、農林水産省の試算では、主要農産物19品目についての関税撤廃を行い、何らかの対策を講じない場合は、国の農業生産は4.1兆円の減、食料自給率は40%から14%まで低下、農業及び関連産業への影響としては、GDPは7.9兆円の減などが試算されております。

一方、経済産業省の試算では、日本がTPP、EU、中国とのEPA、経済連携協定ですが、いずれも締結せずに韓国が米国、中国、EUとのFTA、自由貿易協定を締結した場合、基幹産業である自動車、電気、電子、機械産業の3業種については、当地域での市場シェアを失うという影響が想定されておまして、GDPで1.53%、10.5兆円の減と試算がされているところでもございます。

また内閣府のマクロ経済効果分析では、TPPに参加することにより実質GDPは0.48%から0.6%増と試算されております。

国の試算に基づいて県農政部がまとめた県内の影響ですが、その影響が大きい米、畜産関係を中心に県内農業生産額は約700億円減少するという試算がされておまして、JA初め県農業会議、県農業委員会協議会など農業関係団体は大会・集会を開催する中でTPPの交渉参加に反対し、食料や農業、農村政策の確立を求める決議を採択しているところでもあ

ります。

このようにT P P参加による影響は産業界、農業界、また各分野によりメリット・デメリットがあるわけございまして、産業振興課という双方を担当する課長としては大変苦慮するところでもございますけれども、大局的なところから判断すると、T P P参加の如何により当町の工業、農業関係はもとより関連業種、ひいては町の行財政にも大きな影響があると予想されるところでございます。

先ほど申し上げましたが、T P P交渉参加につきましては、政府内においても賛否両論で、先般も農業改革推進本部を設置したところでありますが、参加の判断も来年6月とも10月とも言われておりまして、まだ具体的な道筋が見えない状況でございます。

県においては、関係団体などからの要請を受けて国に対して慎重な対応を求めるとともに、商工業、農林水産業、建設業、観光業などさまざまな分野の関係者や有識者で構成する信州経済戦略会議を設置し、中長期的な観点から幅広い議論を行う中で取り組んでいきたいという知事の方針も出されたところでございます。

いずれにいたしましても、T P P問題はグローバル的な国策ではございますが、ものづくりのまち坂城といたしましても、大きな問題でございます。仮に国政が参加した場合、あるいはこれに参加しなかった場合、具体的にどういう政策が出てくるか、それからでないか評価はなかなか難しいだろうと考えてございます。日本を取り巻く国際経済情勢や国内産業の現状、見通しを踏まえ、また町の影響も勘案する中で国の動向を注視していくということでございます。今、大きな形の中で、それぞれの業界で賛否両論言われていますけれども、具体的に片方になった場合、どういうふうに関は対応してくれるのか、いくのか、そういう論議はまだ見えてきませんので、現在の中では本当に国の動向を注視せざるを得ないというのが実態でございます。以上であります。

12番（柳沢君） このような国レベルの大きな課題を取り上げたということは、国民が無関心でいられないことであります。当町は企業のまちにより自律を保たれてきているわけであり

ます。

ここで平成21年の坂城町の統計表の状況によれば、工業製造出荷額は1,917億7,519万円、これは平成19年12月31日の状況でございます。商業の年間商品の販売額は116億3,846万円であります。また農業総額にすれば14億7千万円、りんご5億円、ぶどう4億3千万円、米1億9千万円、花等は、ばらが9千万円、トルコギキョウが5千万円と、こういうわけなんですけれども、県内の就農者で今、現実において減ってきているというようなことなので10万266人、10年の2月の調査、県内農地30a以上耕作するが、年間の農作物の50万円以上ある農家、法人を含め、農業就農の人口は10万266人となり、5年前の調査から3万286人減少しているということで、離農が進んで

いることは明白であります。

当町の耕作放棄地は132.2haであり、農業従事者の高齢化と後継者がいなくなってきたこと、荒廃地解消とか休耕地の再利用の喚起と、かけ声だけの響きはよいが、対策がとられていない。農業団体のTPP反対と地方町村の反対運動をどうとらえていますか。その辺についてお答えをいただきたいと思います。

町長（中沢君） 過日、長野県の町村会の役員、町村議長会の役員と民主党の国会議員で懇談会を持った次第でございます。その第一は、TPPに対する対応、これを何とか措置してほしいという町村全体の流れの中で、そういう要請もしたところでもございます。関係の国会議員の皆さんも、そういった立場の人が要請するので、いろいろのニュアンスはございましたけれども、その中で農政のベテランの方が「私は国会議員であるけれども、この際は本当にTPPのことについては何よりも大事にしていかなければならない」と、こういうご発言もされたわけでございます。

坂城町も、お話のように工業はもとより農業等がともにあることによって産業振興が図られている町でもあることも事実でございますし、その対応をとということになりますと、なかなか問題があるなど。またJAちくまからもいろいろと要請を受けております。言うなれば、こういった世界の趨勢にどういうふうに対応するかということの中で、政府が、ある日突然TPPに参加するよということの流れ、これはいかがなものかと。そうでなくて、農業の皆さんとも話したり、工業、産業の皆さんとも事前に十分いろいろ話し合いをした中でそれを進めていくということが国政のイロハではないかと、こんなふうに思う次第でございます。

坂城町としては、工業はもとより農業も守れるんだと、そういった観点で政府が処理されることを心から期待しているところでございます。以上でございます。

12番（柳沢君） 次に移ります。

3. 定住自立圏構想推進について

イ. 構想の進捗の実情は

定住自立圏構想は、ご承知のとおり、今後我が国の総人口の減少と少子高齢化が進行されると見込まれています。特に地方圏においては大幅な人口減少と急速な少子高齢化となると予測されております。そのような状況を踏まえ、地方圏において安心して暮らせる地域を各地につくり、地方圏から三大都市への人口の流出を食い止めるとともに、三大都市圏から住民の生活設計に応じた居住の選択肢を提供し、地方へ人の流れを創出するというところで、総務省は平成21年4月、定住自立圏構想推進要綱が施行されました。

以後それを受け、中心市と周辺市町村が協定により役割分担する定住自立圏構想実現推進に向けて進められているのでありますが、当町は上田市を中心とした構想圏域の中で取り組まれていかれるということではありますが、経過と進捗状況についてお伺いをいたします。

ロ. 町民に理解を得る説明を

定住自立圏構想協定の締結にあたっては、地域圏における合意形成の経過を重視し、特に住民に対しては各種の方法により十分な説明をし、理解を得る中で、定住自立圏形成協定の趣旨及び具体的内容を周知していただくことこそが、この構想が円滑に推進実現に歩を進めていくと思いますが、どのような対応をお考えか、お伺いたします。

企画政策課長（片桐君） お答え申し上げます。

まず最初に、構想の進捗の実情についてお答えを申し上げます。

議員さん、ご案内のように、少子高齢化社会の進展ということで地方を取り巻く環境は厳しさを増してきております。市町村には地域の实情に応じた自主的・自立的な地域づくりが求められているところでもございます。国におきましては、中心市と周辺市町村の連携、役割分担により地方に必要な生活機能を確保し、圏域全体の活性化及び人口の定住促進をすることを目的とした定住自立圏構想推進要綱が平成21年4月1日に施行されました。

定住自立圏形成に向けた手順は、まず中心市が中心的な役割を担う意思を明らかにする中心市宣言をするということでございます。次に中心市と周辺市町村が、それぞれの議会の議決を経て1対1の協定を締結をいたします。その上で定住自立圏の将来像や具体的な事業内容、役割分担等を記載した共生ビジョンの作成をし、それに基づいて連携して取り組みを進めていくこととなります。

現在、上田市が中心市となり、当町、東御市、長和町、青木村、立科町の5市町村が周辺市町村となる定住自立圏構想の検討が行われております。当町を含めたこれら6市町村は、従来から住民が行き来し、相互に恩恵を受けながら地域を形成してきました。市町村域を超えた連携がますます重要となる中、定住自立圏構想は個別の連携による新たな地域の活性化策であります。共同事務を行う広域連合とともに圏域の発展に必要な施策だろとうとらえておるところであります。

上田市では来年2月を目途に中心市宣言を行いたいという意向であります。その後、参加する6市町村において、それぞれ議会の議決をいただき、連携内容を定めた協定を締結したいと考えております。

協定の具体的な内容等につきましては、今後、関係市町村長の協議を行うなど、当町を含む6市町村において、さらに検討を行い、相互の調整を図った上で案を作成してまいる予定であります。

町では、これまでも産業、医療、交通等の面におきまして上田市を初め上田地域の市町村と連携をして施策を実施してきております。現時点では、これら産業、医療、交通など、これまで連携を図ってきた分野を中心に検討を進めてまいる考えであります。

次に、町民に理解を得る説明をについてお答えいたします。

先ほどもご答弁申し上げましたが、当面の予定といたしますと、上田市では定住自立圏の形成において最初のステップとなる中心市宣言の公表に向け、5つの市町村と取り組み項目等についての調整を行い、2月を目途に宣言を行うという予定であります。その後、当町を初め参加する6つの市町村においてそれぞれの議会の議決を経て連携内容を定めた定住自立圏協定を締結したいと考えております。

しかしながら、関係する6市町村による本格的な協議はこれからでありますので、作業工程や協定案にもり込む内容の細部は今後の協議によります。中心市となる上田市と周辺市町村が1対1の協定を締結するわけではありますが、定住自立圏の圏域全体の魅力ある地域づくりを目指すものでございますので、上田市以外の他の市町村とも十分連携調整を図る必要もあるわけでございます。

上田地域との定住自立圏の形成に向けて、町民の皆さんに、どのような工程で、いかに理解をいただくかというご質問であります。上田市を初めとする他の市町村と十分協議を行った上で時期を逃すことのないよう、町民の皆さんに公表をし、ご理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

1 2 番（柳沢君） 説明をいただきましたので、再質問をいたしたいと思っております。

上田市を中心とした構想枠内の市町村、上田市、東御市、長和町、立科町等は全協で今まで説明されていたということですが、青木村は初日一般質問で話されたということでもあります。当町は、まだ始まったばかりなので会議を持つに至らないということなのか、そのような判断で今まで全協等にお話をされなかったのかどうか、その辺についてお伺いをいたします。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

上田市では11月末に全協でお話ししたと、それを受けまして私どもの方も全協でという考えでございましたので、若干上田市の動きもございまして、全協にお話をしてまいりたいという考えを持っておりますので、1月ぐらいには議会の全員協議会の中で、これまでの経過を踏まえた中でご説明をしていきたいというふうに考えております。

1 2 番（柳沢君） これは非常に大事なことであるわけなんです。これからの少子化に対応していく大事な構想というふうに私は認識しておるわけなんですけれども、こういうことは早目に全議員に周知するようなことを図られていくことを望むわけでございます。

それから国の支援についてですけれども、構成市町村が議会の議決を経て医療や交通、産業振興などの分野で協定を結ぶと国の特別交付税の算定が優遇されるということのようなんですけれども、そのような措置について、どのようにお考えをされてきているのか、ご説明をお願いしたいと思います。内容でございます。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

国の方の財政措置でございますが、包括的な国の財政支援といたしまして、共生ビジョンに基づき、実施される事業に対して、人口、面積等を勘案して中心市は約4千万円、周辺市町村は約1千万円を上限とした特別交付税措置が講じられるということでございますので、具体的な共生ビジョンの事業を進める中の財源として考えております。

1 2 番（柳沢君） 国の支援としては、私もそのようにいろいろと調査をさせていただいたわけなんですけれども、そのような状況のようであります。

そこで当町は長野市が広域連合の中に入っているわけなんですけれども、長野市からそのような枠内にとりするような要請、お話があった場合には、どのようなぐあいにお考えか、その点についてお伺いいたします。

企画政策課長（片桐君） 現時点では上田市との協定ということで考えておりますので、長野市ということは現在、考えておりませんが、仮に長野市から要請があった場合には、その内容を十分検討しなければいけないということでもあります。

ただ、定住自立圏構想につきましては、上田市の圏域、長野市の圏域両方と協定を結ぶことも可能でありますので、内容によっては、そういう可能性もあるかもしれませんが、現在は上田市ということで進めております。

1 2 番（柳沢君） これは私もそのような想定論に対してのお答えは明確でないことは承知をしておるわけなんですけれども、いずれにしても上田市中心の定住圏については推進を円滑に進められることを望んでいるわけでございます。

次に移ります。

4. 広域ごみ焼却場について

イ. 広域ごみ焼却場建設の実情の説明を

長野広域連合における広域ごみ焼却施設建設計画では、千曲市に建設をするということで進められて、当初遅くも平成21年を目途に考えていたようですが、それが延び、26年ごろにはと言われてきた経過がありますが、いまだに遅々として進展していない実情で、真剣に努力されているのかとさえ疑念を抱かずにはられません。

昨日、この問題について同僚議員からの質問がされましたが、葛尾施設にかかわる当町として、また地元区民の思いを考えれば、安閑としてられません。住民は、ごみ減量化に一生懸命に協力していただいております。しかし、葛尾組合焼却施設も耐用に限度があります。毎年多額の費用を費やし、補修しています。早期移転建設を願う周辺住民に的確な根拠をもとに情報説明をすべきであると考えますが、地元住民に説得ある対応をどのようにされているのか、ご所見をお伺いいたします。

議長（春日君） 住民環境課長、簡明にお答えください。

住民環境課長（塩澤君） 広域ごみ焼却場についてお答えをいたします。

現在、長野広域連合では、ごみ焼却施設の整備計画を含むごみ処理広域化基本計画の見直しを行っております。この計画については、今年度中には理事会等を経まして決定される見込みでございます。

3施設ございますけれども、建設候補地については、それぞれ決定をしておりますが、当町に建設候補地がないわけですが、老朽化している葛尾組合の焼却場の状況等も踏まえる中で町として率直な意見を申し上げ、新しいごみ焼却施設の早期建設を目指しているということでございます。

これまでの建設候補地の選定経過、あるいは現在の進捗状況を見る中で、昨日の一般質問の中でも町長からお答えを申し上げましたけれども、今後の環境アセスメントに係る現況調査、それに伴う評価書の作成、工事期間、こういったものを勘案した場合に、必ずしも計画どおり進展しているかということ、若干の遅れは事実としてあるわけでございます。

関係住民に情報と説明をとということでございますが、最終的な見直し計画がまとまり、決定した段階で広域の事務局とも相談する中で地元説明会を計画していきたいというふうに考えております。

12番（柳沢君） 常に変動する世情に対応できる英知と先見性が求められています。当町の確たる将来像を見据え、誤りのない町政と町民に貢献的精神で施策の遂行を願い、私の一般質問といたします。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時02分～再開 午前11時13分）

議長（春日君） 再開いたします。

11番 円尾美津子さんの質問を許します。

11番（円尾さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、質問をしたいと思います。

その前に一言お断りしておきたいんですけども、年甲斐もなく、声変わりの病気にかかりまして、なかなか聞きづらいところもあるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思えます。

それでは質問に入ります。

1. 子どもたちの健やかな成長を願って

イ. 児童・生徒の現状は

突然襲ったアメリカ初の世界同時不況に追い打ちをかけるような円高、先日閉会した国会は、労働者派遣法や障害者自立支援法の改正など国民生活に直接影響する多くの法案を先送りしました。混沌とした政治状況など社会的な閉塞感に将来を展望できない状況が続いています。

ここ10年は個人所得が減少し続けています。そんな中で子どもの貧困がマスメディアで取り上げられる状況が大変気がかりです。昨年の9月に厚生労働省は初めて子どもの貧困率が14.2%であることを明らかにしました。数字の大きさにも驚きますが、子どもの貧困が存在するという事実を国が認めたことは初めてのことであり、少子化が進む中で将来が大変心配になります。国は存在を認めただけで、それらに対する対応策にはなかなか手をつけられていません。子どもの虐待のニュースが後を絶たないことに心が凍る思いです。

子どもの虐待の根っこには貧困があることを多くの研究者が指摘しています。貧困に対して個人の努力が足りないせいだと自己責任に見られがちですが、個人の努力だけではどうすることもできない社会状況があります。個人の責任ではなく、社会問題として解決していかなければならない問題だと認識する必要があります。貧困は社会的に再生産されていることを知る必要があると思います。

厚生労働省が発表した貧困率は、貧困ライン以下の人の割合を出したもので、相対的貧困と言われます。大体4人家族で年間所得が250万円というのが今回の調査の貧困ラインです。大人1人子ども1人の2人世帯では195万円です。この貧困ライン以下の所得で暮らす子どもたちが14.2%を占めるわけです。子ども7人に1人、30人の学級なら総体的に貧困な子どもが4~5人いるという計算になります。保護者の収入減、働き方の不安定さや母子世帯の増加傾向など経済的な厳しさが伺えます。

坂城町における児童生徒の現状はどうでしょうか。表面化しづらい問題だと思いますが、教育委員会として子どもたちの状況をどのようにとらえているのでしょうか。まずお聞きします。

また、学校へ納めるお金からも事情が酌み取れると思います。収納状況はどうでしょうか。給食費に関しては、職員の努力に負うところが多いのですが、決算時に滞納がなかったのですが、今年度は払いづらい状況、遅れがちな状況があると聞いています。収納状況をお尋ねいたします。

食育基本法が導入されて朝食をとらずに登校する児童生徒が問題になり、改善に向けて努力がなされました。基本法は2012年、つまり来年には朝御飯を食べずに登校する児童生徒を0%にすることを目指すとされてきました。現状はどこまで改善されてきたのでしょうか。

言うまでもなく、食生活の確保は体力づくりの基本でありますし、精神力や知力にも大きく影響することは誰も否定できません。食事をしてこないことに貧困との関連はないでしょうか、お尋ねいたします。

ロ. 食を通じた健康づくりのネットワークについて

保健センターが中心になって食育・給食センターの栄養士さん、学校の養護教諭を初め食に関係ある立場の人たちが連携して、食育基本法、健康増進法に基づいた食を通じた健康づ

くりのネットワーク、名前はともかくとして、を立ち上げたと聞きます。これまでそれぞれの立場で子どもたちを中心とした健康や食育の推進などの仕事が進められてきましたが、ある意味ではばらばらに対応されてきただろうと思います。連携することで全体的に見ることができる子どもたちの心身ともに健やかな成長の保障になっていくのではないかと大いに期待するところです。

実は4年前、食育について一般質問したときに、当時の担当課長は「食生活や健康について全町的に把握している保健師、幼少期を把握している保育園関係者、児童生徒の個々の生活習慣を把握している学校の養護教諭、食習慣や食生活をケアできる栄養士などが総合的に問題点を検討し、坂城町全体の子どもたちの食生活や健康を考えていくことが必要です」と答弁しています。それらがたたき台となってネットワークが実現したのだろうと思い、大変うれしく思います。事業内容と取り組みについてお聞きいたします。

ハ. 食育・学校給食センターの役割について

食育を標榜した給食センターは、全国でも珍しい存在であります。名前をつけるにあたっては、建設時の補助金などが大きく左右したと思いますが、給食センターとしてだけでなく、ほかでは考えられない事業展開も期待してよいのではないかと思います。

食育基本法では、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らせるようにすることが大切で、そのためには食が重要であり、食育が生きる上での基本である。知育、徳育、体育の基礎になるものと位置づけられ、健全な食生活を実践できる人間を育てることを目的にしています。特に子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となるものであると位置づけられています。地産地消や自給率の向上も食育のひとつであります。もっと広く食育の取り組みが展開されることを期待したいと思いますが、現状と今後の展望についてお尋ねいたします。

町長（中沢君） 円尾美津子議員さんの質問にお答えいたします。

お話のように、質問全般が子どもに係る話ということで、主として教育長、担当課長に答弁させますが、私の方からは町の一般的施策等についてお話ししたいと思います。

ご指摘のように、世界的な不況が少なからず私たちの経済活動あるいは家庭生活を脅かしていると、これも事実でございます。町民が等しく文化的な生活をする、教育が受けられるということは、すべてのものの基本でもあるわけでございます。母子・父子家庭の経済負担を軽減するために児童扶養手当や母子・父子資金などを積極的に活用して家庭生活に支援をしていくということもしているところでもございます。

低所得者世帯、生活困窮世帯につきましては、準要保護の就学援助等を支給し、児童生徒が学校生活を本当に平等に享受できるという施策展開もしているところでもございます。子

ども手当、高等学校の授業料無料化、経済支援の一助となり、義務家庭の経済の安定にもつながっているなど考えております。

学校における子どもたちの健康と保健予防につきましてでございますが、スポーツ活動の推進、健康診断、精神衛生、各種予防接種等を行っており、子どもたちの健康増進にも努めております。

この4月からは、お話のように食育・学校給食センターもオープンし、生活の基本となる健全な食生活、食文化、それと地産地消の推進という立場から児童生徒に安全な学校給食を提供するという大きな課題ともしているわけでございます。さらに保健センターを中心に食育を通じた健康づくりのネットワーク、そういうものの中で食育・学校給食センター、学校、保育園、あるいは産業振興課等々がいろいろと連携し、全体の健康づくりに努めているところでもございます。

また先月の26日に成立した子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特別交付金を受けての子宮頸がんワクチンの接種、ヒブワクチンの接種、それと小児の肺炎球菌ワクチンの接種等につきましても、議会の最終日、17日に追加提案し、早急に対応したいと考えておるところでもございます。

いずれにいたしましても、ご指摘のように社会経済状況が不安な状況にございますが、未来の子どもたちにまず生きる力をつけて、そして自然と地域とのふれあいの中で人間形成を図って、さらにまた家庭での教育力を進めるということなど、子どもの成長にあわせた教育学習活動を推進することが何よりも大切だと実感しているところでございます。そのようにいろいろ進めてまいりたいと考えています。以上でございます。

教育長（長谷川君） 円尾議員さんからの児童生徒の現状はというご質問についてお答えをさせていただきます。

まず最初に、学校納付金、給食費等の納入状況はどうかということですが、まず学校納付金について申し上げますと、現在、小・中学校とも修学旅行の積み立てでありますとか、あるいは校外学習への旅費でありますとか、その他教材等の購入費等で学校納付金を徴収しております。

現在の状況ですが、小学校につきましては、現在すべて完納されているというふうに報告をいただきました。中学校におきましては、4家庭が未納ということですが、そのうちの3家庭につきましては、既に就学援助費の申請が出されておきまして、今後、就学援助費を支給する方向で対応できる見通しが立っておりますが、1家庭につきましては、就学援助費の申請を勧めたんですけども、現在のところ、まだ申請が出されていない状況であります。

また給食費の方の納入状況ですが、12月3日現在での報告ですけれども、1世帯

が未納であると。児童生徒の数でいいますと、2人ではありますが、1カ月分未納になっているということでもあります。

これらの未納の家庭につきましては、現在、学校と給食センターとで連携をとりながら未納解消に努めております。

昨年度との比較をしてみますと、給食費の納入状況につきましては、未納が若干多いかなと思いますし、未納の場合に家庭の方から就学援助で対応していただけないかという申し出がある家庭がやや増えているかなというふうに思います。現在のところ申し出があった家庭については、すべて支給する方向で対応ができております。

いずれにしても、去年よりは若干未納家庭が増えておりまして、経済状況の厳しさということも原因のひとつであるということができるよう感じておる状況です。以上です。

次に、朝食の件であります。朝食を食べないで登校している児童は、その後改善されたかということですが、十分ご存じかと思えますけれども、朝食をとらないで登校してくる子どもの心身面での影響というのは非常に大きゅうございまして、特に朝の食事が欠けている場合には、午前中の活動力が非常に落ちるといふこと、これは脳も筋肉もそうではありますが、そういうことは今までも科学的にも証明されてきているわけでありまして。そのため少し前から、数年前から朝食の大切さは機会があるたびに学校から保護者にご理解をいただくよう働きかけてまいりました。昨年度の町のPTAの研究集会も食事の大切さということで、これをテーマに取り上げていただきまして、食事を大切にしていなかったために体を壊された方の体験の発表であるとか、あるいは町の栄養士さん、給食センターの栄養士さんによる食育の実施等をしていただいたわけでありまして。

長野県の、これは学校保健会の栄養部会の統計でありますけれども、中学2年生の状況について朝食をとってくるかの状況について、あるいはそのほか健康状態も含めてですが、3年に1度アンケート調査をしておりまして、その結果のまとめが実態調査報告書という形で出されております。

それによりますと、坂城中学校での2年生の場合ですが、朝食を必ず食べているという子どもの数は、平成16年度が68%、19年度が84%、22年度は89%というふうに、どんどん朝食をしっかりと食べるような状況が生まれつつあります。21年の学習状況調査の中でも中学3年生は85%の朝食をきちんととってきているというデータがありまして、これは県の平均とほぼ同じでありますし、全国平均よりはやや上かなというふうには出しております。

このように改善されてきたということは、望ましい生活習慣ができ上がっているということが一番の理由かなと思います。家庭の皆さん方が朝食の大切さというようなこと、あるいは食事の大切さということについて理解をいただき、児童生徒の健康方面に気を配っていた

だけるようになった、実践していただけるようになったという努力の結果であると思い、感謝をしているものであります。

朝食をとらない児童生徒の原因を推し量ってみますと、貧困との関連はちょっと見受けられないかなというふうにも思います。ただ、就労状況は厳しくなっておりましたので、それによって家族の皆さん方の労働時間が不安定になることによって朝飯がきちんと出ないというような状況も考えられますし、また生活習慣が確立していないということに理由があるかなというふうなケースも見受けられております。

学校でそういうことに気がついた場合には、まず保護者に学校に来ていただきまして生活習慣の改善をお願いしたり、さらにそれによって改善が進まないような場合には、福祉健康課と相談しながらケース会議を開いて、保健センターからの支援等いただくような形をとりながら、家庭生活の立て直しといたしますか、それを図っていただいているところであります。以上です。

福祉健康課長（中村さん） 食を通じた健康づくりのネットワークについてお答えいたします。

食育は健全な食生活を実践することができる人間を育てるために、あらゆる世代の方にとって必要なものであります。特に体づくりの基礎となる子どもたちについては、食の重要性を認識することが必要であり、家庭、学校、保育園、地域などがともに取り組むことが求められております。

町といたしましても、生涯にわたる健康づくりにおける食の重要性を認識し、総合的な推進に向け、取り組みを進めているところでございます。現在、保健センター、食育・学校給食センター、小・中学校、保育園、子育て支援センター、教育文化課、産業振興課の食育推進の担当者が連携して食に関する情報交換、実態把握及び現状分析を進めているところでございます。

ご質問にあります食を通じた子どもたちへの健康づくりのネットワークでございますが、具体的な連携といたしまして、保健センターで実施しています乳児家庭訪問、4カ月児から3歳児の乳幼児健診時に実施しています栄養士による栄養相談、栄養指導の実態が保育園、子育て支援センター、学校などの食育推進事業のもとにもなっております。

この実態を参考にして、保育園では離乳食の実施や栄養相談、給食やおやつの実施、献立などを作成しており、個別の栄養指導にも健康実態を役立てて実施しているところでございます。子育て支援センターにおきましても、保健センターと健診の実態を双方向でやりとりする中、1歳までの子育て講座や未就学園児の給食試食会、離乳食教室、子育て自主サークルの料理教室などを開催しております。

小・中学校の児童生徒に対しましては、保健センターと保育園、学校が連携し、食生活の予防と早期にかかわりを持つために、0歳から15歳までの身体計測状況を一元化して実態

を把握する中で子どもの肥満ややせの予防の推進に努めているところでございます。また保健センターにおいて学校と連携をとる中で、小学生向きに親と子の楽しい料理教室や夏休みには小学生食育健康教室を開催しているところでございます。

このほかにも保健センター、食育・学校給食センター、保育園、学校、教育文化課、産業振興課において食の大切さや食品の選択力を身につけていただくための各種教室や講座、体験なども開催しているところでございます。

保育園におきましては、郷土料理や地元伝統食を給食に取り入れたり、調理体験、畑づくりと収穫といった農業体験、ねずみ大根の収穫など産業振興課と連携をとる中で取り組んでおります。

今後におきましても、関係各課が情報交換をする中で結びつきをさらに強くして取り組んでまいりたいと考えております。現在、町では平成14年度に策定いたしました坂城町健康づくり計画を見直しする中で、平成33年度を目標年度とした計画の策定作業に取り組んでおりますが、この計画の中に食育推進計画も含めまして関係課等と連携をとりながら策定にあたってまいりたいと考えております。以上でございます。

教育次長（塚田君） 食育・学校給食センターの役割について、現状と展望はについてお答えをいたします。

現在、食育・学校給食センターでは、地域の方々のご理解ご協力をいただきながら地元の食材をできるだけ多くとり入れた献立作成に努めているところでございます。協力団体も6団体から現在は15団体となり、納品される食材の種類も年々増加をしているということでございます。今後も地域の方々の協力を得ながら「地域食材の活用は郷土愛につながる」という言葉を合い言葉に地域産の食材の活用をさらに推進していきたいというふうに考えております。

現在行っている食育推進の現状でございますが、先般新しくなりました、児童生徒及び保護者の方々を中心に大勢の方が見学に訪れてきております。見学においては、児童生徒につきましては調理風景の説明、給食センターの1日の調理の流れ、残飯が堆肥となって、またその堆肥から野菜が収穫され、またその野菜が給食センターに戻ってくるといったリサイクルというようなことを含めての食物の大切さの説明を行っております。また保護者の方につきましても、同様な内容に加え、子どもたちの成長段階にあわせた食に関する講座、それから特徴としましては、坂城幼稚園の保護者、坂城高校のフードデザインを選択している3年生、町の婦人会等の方々にも調理内容、施設等の説明、栄養士による食育講座を実施し、行っているところでございます。

さらに給食センターの栄養士の活動ですが、町内の小・中学校4校全クラスをすべての給食の時間に訪問し、各学年に応じて食べ物に興味を持つこと、持ってもらおうお話、それから、いろいろな食べ物を満遍なく食べる健康的な食事のとり方、小学校高学年から中学生に向け

ましては、カルシウムの重要性を認識をしていただく活動、特に中学生には朝食の有効性のほか食品表示の見方、成長期のカルシウムの必要性、これらを3年間で習得する食育講座を行っております。また学校全体といたしましても「子どもたちの健やかな成長を願って」ということを題としまして、食育講話を全学校の教職員、保護者を対象に説明会を実施しています。

このようにセンター及び学校での食育活動を通じまして、子どもたち、それから保護者、町民の方々に食の重要さ、大切さを伝えながら食に関心を持っていただく中で健康づくりにつながる食育推進活動を現在、推進している状況にあります。

今後の活動としましては、現在行っていますセンターの見学、試食会、食育の推進活動が一過性にならないようにということの中で、幼稚園、小・中学校、高校、保護者等とさらに連携を深めながら、継続性のある食育推進活動を推進していきたいというふうに考えております。そして坂城町の未来を担う子どもたち、その保護者の方々が将来、自分自身の食のあり方、食を選択する力などの自己管理能力を身につけて、自らの健康は自ら守ること、さらに食育の基本が家庭の食卓にあること、そういった重要性を認識されるような活動をしていくことが大切であるというふうに思います。

さまざまな食育活動が規則正しい食事、栄養面でのバランス、安全・安心で楽しい食事、食の望ましい姿の健全な食生活、これに通じればということでもあります。家庭での教育、朝食問題、健康の自己管理など多くの問題が、このような活動を通じて解決されていくと思うところであります。以上です。

11番（円尾さん） それぞれ答弁をいただきました。町長からは、今、町がやっている子どもたちへの施策、援助をしていく施策について、るるお話をいただきました。教育長からは御飯を食べてこない子たちが、朝食をとらない子どもたちが随分減ってきたんだというお話がありましたけれども、あくまで中学2年生が基本になっていますので、じゃあ、小学校はどうなんだろうなというところが非常に心配なわけですね。そういう意味で、今大変子どもの貧困というようなことが言われて、厚生労働省からこういう数字を示されたということに対して、今後子どもたちの様子をどうやってつかんでいったらいいのかというようなことを考えられるかと思うんですけれども、それらに対して教育長はどういうお考えをお持ちでしょうか。まずお尋ねしたいと思います。

教育長（長谷川君） 小学校での実態についてということでご質問をいただいているわけですが、数字を持ち合わせませんでしたので、小学校については触れませんでした。そういう家庭状況の変化につきましては、今、月に1度、校長会、教頭会を持っておりまして、主に校長会の方で子どもたちの実態がどうであるか、不登校の問題、いじめの問題、健康的な問題、家庭的に急におかしくなってきたとか、そういう状況をいつも報告をいただいでつかんでお

ります。

その中で小学校でも朝食を食べない子どもが今年2例話題になりまして、やはり先ほどちょっと申し上げましたが、一番の原因としますと、家庭生活の不規則になってしまったということかと思えます。一例の場合には、お母さんが入院をしたというようなことで、そういう状況が生まれましたが、退院されてからはきちんとした食事ができるようになって、子どもも元気に学校にちゃんと来れるようになったという。ですから朝飯を食べない月が3カ月、もっと5カ月ぐらい続いたですか、そういう例もありますけれども、そういう状況は常につかむように努力をしております。

主に対応としますと、用務の先生がこの子たちの対応を進めてくださっていますが、朝ちょっと遅い場合には家庭訪問をして様子を見るとか、朝食を食べたかどうかを確認して、ない場合にはちょっとその学校で準備できるものを食べさせるとか、そんなような方法もとっているようであります。

いずれにしても食事がきちんととれていないということは子どもにとっては非常に深刻な問題でありますし、将来的にも響くことですので、十分そういう実態をつかむと同時に適切な対応ができるように、それからもうひとつは、学校だけではどうしてもできないことがありますので、多くの方々のご援助をいただきながら進めていくことが必要だというふうを考え、努力しているところであります。

11番（円尾さん） なかなか大変な状況も見えてくるわけですがけれども、それらに対してしっかりと対応をぜひやっていただきたい。取りこぼしがないようにということを常にお願ひしたいと思います。

もうひとつは、やはり学校納入金の話なんですけれども、これは今のところちょっと遅れ気味でというお話がありましたけれども、県の教育委員会が公表している納入金の一覧表というのがございまして、坂城町の場合は給食費を除いて中学校は1年間に9万7,537円、小学校は2万9,591円を負担しているという一覧表が出ています。義務教育でもあっても、かなりの保護者負担があるわけですね。これを見ますと、市町村によっては、ばらつきがあります。その辺でやはり公費でもっと負担していてもいいのではないかと思うんですけれども、その辺の内容の見直しをぜひしていただきたいと思うんですけれども、それについてどうお考えなのか、お尋ねしたいのと、費用の点ですから、もうひとつついでに就学援助金のお話が出まして、今、就学援助するように、そちらの方向をとっていくんだというお話がありましたけれども、実際には学校納入金とか、こういうことに対して減免措置が全くないわけですね。だから、そういう意味では就学援助というのを大いに利用していく、この制度だと思うんです。

坂城町は比較的、就学援助の率をちょっと調べてみましたところ、県の平均よりもかなり

少ないんですよね。21年度を比較してみますと、県の平均が9%です。長野市の平均などは11%ですね。そういうことを見るときに、まだまだもっと対応していく必要があるんだろうなということがわかるわけですけども、この就学援助を決めていくときに生活保護費の1.1倍から1.3倍というような基準が示されています。坂城はどのような基準でなされているのか、その辺をお尋ねします。

教育長（長谷川君） 学校納付金の今、金額等についてお示しをいただきましたけれども、これにつきまして、どういうところで幾らということ、すみませんが、細かいことはつかんでおりません。

ただ、これは去年から学校へもお願いをしてまいりました。リーマン・ショック以来、坂城の情勢というのは非常に厳しくなっていると。多くの親が坂城町で就労している中で収入が相当減ってきている状況があるから、学校の納付金をいただく中で、それを有効に使うこと、それから、どうやれば減らすことができるかということは考えてほしいということを昨年、校長会でお願いをしました。

そういう面で言いますと、家の方々の負担がどうであるかというようなことについては常に状況を見ながら学校納付金についても考えていく必要があるかと思えますし、実際には町でその中の一部を負担できるかということはやっと難しいことでもあります。状況もちょっと十分につかんでいませんので、今後見てみたいとは思いますが、そういう努力はしていきたいなというふうに思います。

それから準要保護の基準はどうかということでもありますけれども、細かい数字について、ちょっとどういう基準でということを手元に資料がなくて申し訳ありませんけれども、一応ほぼ学校で使っている学用品、それから修学旅行等に行く費用、それから宿泊を伴う活動の費用とか、さらには入学にあたって準備する費用等は出されているわけでありまして。私の記憶では、今年104件の審査をいたしまして、ひとつだけ家の収入がここまであれば、ちょっとご遠慮いただかなければいけないのではないかという例がありましたが、あとは皆さんそれぞれ理由等が町で決めました基準の中に入りましたので、支給をする方向で進めてまいりました。

そういう面で率が低い、でも9%ぐらいは支給されているような気がするんですけども、ちょっと数字が、すみません、あれですが、特に要望があったものを一生懸命こちらで審査して落としているというような印象は全く持っていない状況であります。

11番（円尾さん） 審査の基準というのが、なかなか大事になってくるわけですけども、その前にやはり就学援助制度があるんだということを、どのように伝えていくかということなんですよね。

まず、こういうものが伝えていきますよというチラシをいただきましたが、これは全く要綱

を要約しただけのものなんですけれども、長野市の就学援助という形のは、こういうのが出されていて、もっと大きいのが出されているわけなんですけれども、「保護者の皆さんへ」というような形で世帯数3人の場合は209万円程度、4人の場合は248万円程度、5人の場合は294万円程度と、そこまで示しているんですよ。だから実際に保護者の皆さんがそれを受け取ったときに「あ、これは私のところでも適用になるんだ」という感覚を持てるかどうかということが大事なことなんですよ。しかも、こういう制度を有効に使っていくということが大変重要だと思います。

坂城は、やはり9年度は、資料はいただきましたので、全体で7.9%です。だから、そういう意味では県の平均を下回っているということがありますので、その辺基準もはっきりさせてくださいということなんですよね。そういう中で対応していただきたいと思います。

ネットワークについては、取り組みが始まって、これからいろいろなところでの食育、健康増進法や食育基本法で始まっていくと思いますので、これはひとつはやはりちゃんとした健康増進計画に位置づけて、職員がかわられても、異動ということが結構あるものですから、県の職員ももちろんそうですし、異動があっても、こういう計画でやっていくんだよというのをちゃんと位置づけていただきたい。そのことを要望しておきます。

給食センターについては、それぞれ頑張っておいでになりますし、まだ始まったばかりです。ただ、食育を冠につけたのに恥じないような事業をぜひ進めていただきたいことを要望しておきます。

それでは2番目の質問に入ります。

2. ゴミ減量への取り組み

イ. 減量化への取り組みと効果は

4月に、ごみの処理手数料が有料化され、ごみ袋が20円が上乗せされました。町長の招集あいさつでは、5%が減になった。けれども、ほかの市町村は10%以上の削減になっているとの話がありました。段ボール箱による生ごみの堆肥化が始まっていますが、まだ始まったばかりです。どの程度まで進み、効果があったのでしょうか、お聞きします。

ロ. 今後の方策は

生ごみの減量だけではなくて、ごみ全体を対象に減らしていく必要があると思いますが、今後どのような対応を考えておいきでしょうか。

「混ぜればごみ、分ければ資源」を合い言葉に瓶や缶の分別から始まり、容器包装リサイクル法による分別収集は町民の協力によってかなり定着してきたと思います。リサイクルに対しても意識する人が多くなりました。しかし、広報でごみの減量を伝えていくだけでは、ごみは減らないんですよ。そのことをどうすれば減っていくのかということをもっと考

えていただきたい。

そして私は、特に思うんですけれども、草や庭の剪定枝をごみステーションに出している人が多く、私もその一人ですけれども、畑などを持たない家庭では、そうせざるを得ないんです。専門に剪定に入った人に聞いたんですけれども、やはり処理は葛尾へ持っていくんだというお話でした。「何とかならないかね。草までステーションに出すのは忍びない。ごみの量がどんと増えるよね」こんな会話が聞かれています。町民が利用しやすい処理方法を検討していただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

住民環境課長（塩澤君） ごみ減量への取り組みについて、最初に減量化への取り組みと効果はについてお答えをいたします。

町では、これまで長野広域連合のごみ処理基本計画に基づき、可燃ごみの減量化に取り組んでまいりました。

減量目標の設定といたしましては、平成15年度のごみ排出量を基準としまして、平成26年度までに家庭系可燃ごみについては11%の削減、事業系については20%の削減を目標といたしてきたところです。住民各位のご協力等にもより、家庭系可燃ごみについては平成21年度の実績が3,186tに減少をいたし、平成15年度排出量3,576tからの削減目標394tに対しまして、あと4tの削減で目標が達成できるという状況になっております。平成21年度末の削減率ということで見ますと、15年度に対してマイナス10.9%ということになっております。

しかしながら、限られた資源を有効に活用するとともに今後、長野広域連合において建設される新しいごみ処理施設建設の負担割合、これが人口割10%に対し、ごみ排出量割が90%となっていることなどもありまして、さらなるごみ減量化への取り組みを推進する必要があるというふうに考えております。

減量化のひとつの施策としまして、本年4月からごみ処理手数料の有料化を開始をいたしました。家庭から排出されるごみについて、排出量に応じてごみ処理費用の一部を負担いただくということで、ごみの排出抑制、資源物の分別の徹底、リサイクルの促進などを目的に導入をいたしましたものでございます。町民の皆さんのご努力もありまして、4月から11月までの可燃ごみの排出実績については家庭系可燃ごみ1,808tということで、前年度対比でマイナス約5%という削減となっております。

ごみの減量化の有効な方策としまして、生ごみについてでございますけれども、生ごみ処理機等の購入に対する補助金を今年度より4万円に増額をいたしました。昨年1年間の申請件数が17件の実績に対しまして今年度においては11月末で既に47件の申請をいただいております。

また6月に、ごみ減量化推進員といたしまして、段ボールコンポストによる生ごみの堆肥

化を実践しております9名の皆さんを委嘱をし、各区長さんや環境衛生委員さん等と協力をする中で、各区において、ごみ減量の必要性や生ごみの堆肥化についての出前講座を開催をいたしております。12月現在で10区2団体の説明をさせていただいておりますけれども、今後においても引き続き各区へ出向いての講習会の開催を実施していきたいという計画でございます。

効果といたしましては、葛尾組合で実施しております可燃ごみの成分分析結果では、厨芥類、いわゆる生ごみでございますけれども、ごみ有料化前の調査で23.9%でありましたが、直近の3回の調査平均では18.5%ということで、5.4ポイント下がっております。全量調査ではなく、抽出調査でありますので不確定な要素もあるわけですが、可燃ごみ全体の排出量が5%減少しておるということでありますので、生ごみの排出量自体も減少してきているものというふうに思われます。

段ボールコンポストの問題点、今後の課題ということではありますが、自然発酵させるため冬場は温度が上がりにくい、あるいは毎日かき混ぜるといった手間の問題がひとつございます。また非農家につきましては、ぬかの確保とでき上がった堆肥の処理方法等が挙げられます。研究課題も幾つかあるわけですが、個々の課題を解決した後の導入となりますと、後手後手の対応となってまいりますので、既に実施をしております町民の皆さん、あるいは推進員の皆さんと検討を重ねる中で、坂城方式ということで研究していかなければというふうに考えているところでございます。

次に、今後の方策についてであります。生ごみだけでなく、あわせてごみ全体を減らしていく方法についても検討していく必要がございます。資源物のうちプラスチック製容器包装につきましては、処理を行うリサイクル協会等と協議をいたし、町民の皆さんが出しやすくすることで、より多くの資源として回収できますように、この11月からはプラスチックごみの値札等をできるだけ剥がしていただければ回収するという、そういった取り扱いにもさせていただいております。

また布、紙類でございますが、葛尾組合の分析によりますと、有料化前52.3%に対し、最近の調査平均では58.7%ということで、若干増加傾向にございます。特にこういった点からも紙類のさらなる分別が必要かと考えているところであります。

紙製容器包装に関しましては、町民1人当たりの資源としての回収量が葛尾組合管内平均の77%、ペットボトルに関しては同50%ということで少ない状況にあるというデータも出ております。

また成分分析では1.2%ということで比較的少ない庭木の枝とか草の、いわゆる剪定枝の類でございますけれども、他市町村の動向、あるいは町民の皆さんの声をお聞きする中で処理等について検討していきたいというふうに考えております。当面は生ごみの資源化、堆

肥化と紙類、プラスチック類の分別にポイントを絞って減量化を推進してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、地球温暖化防止対策、CO₂削減の観点からも限られた資源をただ灰にするということではなく、有効に活用し、町民の皆さんが利用しやすく、あわせてごみの減量につながる処理方法、こういったことを引き続き研究、検討をしていきたいというふうに考えております。

11番（円尾さん） 答弁いただいたわけですが、今、ごみのあり方とか処理のあり方というのは大きくこれから変わってくるだろうなという気はしています。長野広域にあっても、今見直しが始まっています、しかし、まだ今の状況が続けていくとなっていますけれども、焼却していかない、あるいはごみを減らして再利用していく、ごみを少なくするというような方向に変わってくるし、経済状況がこういう状況でありますし、人口も減ってくるという中で、ごみのあり方というのが変わってくるだろうなというふうに私は思います。たまたま長野広域の議員をされていて、そんなことが論戦のまだ中心にはなっていませんけれども、やはりそういうことも提起していく必要があるだろうなと、今痛切に考えているところで

先ほど、ごみは21年度は随分減りましたよというお話がありました。22年度の搬入状況を見せていただきますと、千曲市は10.何%減っていて、坂城町は5.何%という形なんですけれども、その中で特に気がついたのは、葛尾へ搬入する中で事業系ごみ、坂城の事業系ごみというのが減っていないんですよ。だから、その中でそういう事業系の方に対する節約、今、紙がうんと多いんだよというお話がありました。そういうことを考えたときにも事業系の方に協力を求めていくということが今後大きな課題になってくるかと思えますけれども、今、事業系の方にはどんな協力を求めておいでになるか、その辺についてお尋ねします。

住民環境課長（塩澤君） お答えをいたします。

事業系ごみの関係ということで、事業者等への協力というご質問でありますけれども、事業系ごみにつきましては、先ほど長野広域の目標ということで20%の削減ということをご答弁申し上げましたけれども、坂城の事業系ごみについては、一応数字としますと20%の減量という目標は平成21年度でクリアをしていますけれども、事業所が非常に多いという関係もございますので、そういったところで事業所から出る紙類のごみが多いということは事実でございます。一部の事業所においては、指定袋をお使いをいただいて、町の窓口で販売をして1枚100円の指定袋をお使いいただいているところも幾つかございます。そういった事業所については、窓口でお求めになる際に減量化ということで一般の町民の皆さんと同じように分別収集のお願い、あるいは減量化への取り組み、そういったこともお話をさせ

ている状況でございます。

11番（円尾さん） 事業系ごみの目標に対して目標はクリアしたからというお話がありましたけれども、私が言ったのはそうではなくて、葛尾へ搬入されている、今年度で全然減る様子がないんだよということをお尋ねしたかったんですよね。だから実際には事業系ごみを出していらっしゃる方に対しても、今こういうごみを減らしていく状況があるんだというようなことをPRしていくことがうんと大事だろうと思うんです。その辺が少し足りないのかなという気がしています。

それから先ほど生ごみの堆肥化については、できた堆肥の処理についてもやっていくんだという話は、これは私は何年も前からお願いしているわけですがけれども、実際に私も生ごみの減量ということについては7～8年取り組んできていますけれども、できた堆肥の処理に困っています。だから、そういう中身をやはり、こっちをやればこれでいいというのではなくて、同時並行していかないとなかなかごみは減らないと思うんです。そんなことをぜひやっていただきたいと思います。

少子高齢化が進む中で子どもたちが健やかに育ってほしいと子どもたちの貧困について今日は触れました。本来なら保育園の子どもの様子も取り組みたかったんですけれども、今回は時間の関係で児童生徒に絞りました。保育料の滞納の状況を見ますと、昨年より増加しています。……

議長（春日君） 終わりました。

11番（円尾さん） じゃあ、終わります。

議長（春日君） 以上で通告のありました10名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいまから明日16日までの2日間は委員会審査等のため休会にいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから明日16日までの2日間は委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は12月17日、午前10時より会議を開き、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後12時14分）

1 2 月 1 7 日 本 会 議 再 開 (第 5 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-------------|-------|-------------|
| 1 番議員 | 田 中 邦 義 君 | 8 番議員 | 林 春 江 君 |
| 2 " | 中 嶋 登 君 | 9 " | 宮 島 祐 夫 君 |
| 3 " | 塚 田 忠 君 | 10 " | 池 田 博 武 君 |
| 4 " | 大 森 茂 彦 君 | 11 " | 円 尾 美 津 子 君 |
| 5 " | 山 城 賢 一 君 | 12 " | 柳 沢 昌 雄 君 |
| 6 " | 入 日 時 子 君 | 13 " | 柳 澤 澄 君 |
| 7 " | 安 島 ふ み 子 君 | 14 " | 春 日 武 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-------------|
| 町 長 | 中 沢 一 君 |
| 副 町 長 | 柳 澤 哲 君 |
| 教 育 長 | 長谷川 臣 君 |
| 会 計 管 理 者 | 中 村 忠 比 古 君 |
| 総 務 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 片 桐 有 君 |
| まちづくり推進室長 | 塚 田 陽 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 塩 澤 健 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 中 村 清 子 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 中 沢 恵 三 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 建 設 課 長 | 荒 川 正 朋 君 |
| 教 育 次 長 | 塚 田 好 一 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 春 日 英 次 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 青 木 知 之 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 柳 澤 博 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 山 崎 金 一 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 吾 妻 忠 明 君 |
| 議 会 書 記 | 金 丸 恵 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 請願・陳情について
- 第 2 議案第 5 4 号 上田地域広域連合規約の変更について
- 第 3 議案第 5 5 号 上田地域広域連合上田勤労者福祉センター運営移管に伴う財産処分について
- 第 4 議案第 5 6 号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について
- 第 5 議案第 5 7 号 平成 2 2 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 6 議案第 5 8 号 平成 2 2 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 7 議案第 5 9 号 平成 2 2 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 8 議案第 6 0 号 平成 2 2 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 追加第 1 議案第 6 1 号 平成 2 2 年度坂城町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 追加第 2 発委第 7 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書について
- 追加第 3 発委第 8 号 環太平洋パートナーシップ（T P P）協定に関する意見書について
- 追加第 4 発委第 9 号 I L O 看護条約・夜業条約に基づき、医療・介護労働者の大幅増員と夜勤改善を求める意見書について
- 追加第 5 発委第 1 0 号 保育制度改革に関する意見書提出について
- 追加第 6 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第1「請願・陳情について」

議長（春日君） 各常任委員会に審査を付託いたしました請願及び陳情について、各委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第7号 『義務教育費国庫負担制度の堅持』を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「陳情第3号 ILO看護条約・夜業条約に基づき、医療・介護労働者の大幅増員と夜勤改善を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手多数により）採択」

「陳情第4号 保育制度改革に関することについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「陳情第5号 町内古文書等の保存施設の設置について」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「陳情第6号 住宅リフォーム助成制度の創設に関することについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「陳情第7号 住宅新築リフォーム助成制度の制定に関することについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

議長（春日君） 日程第2「議案第54号」以下日程に掲げた議案につきましては、すべて去る12月7日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第54号 上田地域広域連合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3「議案第55号 上田地域広域連合上田勤労者福祉センター運営移管に伴う財産処分について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第56号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第5「議案第57号 平成22年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

1 番（田中君） それでは3点ほど質問をします。

まず、ちょっと順番が前後するかもしれませんが、11ページでございます。11ページから12ページで道路橋梁費の関係、土木費の関係でございますけれども、目の3に03の職員手当の関係があるんですけれども、時間外手当が18万円増加しています。それから次のページ、12ページでも都市計画総務費で24万円、職員の時間外勤務手当、これはまずどういう理由なのか、ちょっと。なぜ、ここで補正で増加したかの理由説明をお願いします。

それから次に、同じ11ページ、12ページですけれども、道路改良工事で用地代が430万円計上されております。これはどこなのかということと、それから次の12ページでも同じ用地代2,413万円がありますけれども、これがどこなのかということの説明をちょっとお願いします。

それから歳入の関係でございますけれども、4ページでよろしいかと思うんですけれども、財産収入、不動産売払収入で2,152万2千円を計上されているんですけれども、これはどこなのか。そして、その価格の算定の基準は、根拠について、以上3点をお願いします。

総務課長（宮下君） 11ページにおけます道路新設改良の時間外勤務手当18万円につきましては、土木総務費の組み替えでございます。

それと街路事業におきまして、都市計画総務費の24万円につきましては、異動に伴ったときに移動させていなかったと、金額的にですね。ということで足りなくなるということで増にいたしましたものでございます。

建設課長（荒川君） 11ページ、歳出の用地費の関係でございますが、これは今、現在工事をしております南条小学校東側、A01の事業化におきまして、これから用地のお願いを進めてまいりたい、その案件が1件でございます。

それから12ページについての用地代でございますが、これは坂都1号線、それから県で進めております県事業、田町線、坂都2号線になりますが、それぞれの土地の代替用地の取得を町の土地開発公社から行うものでございます。先ほど歳入4ページにございました土地の売払収入、これは先ほどの歳出用地費で土地開発公社から用地を取得、代替地ご購入の方に土地売払収入で見ているものでございまして、単価につきましては、今の実勢価格を算定をいたして、その価格での売買というお話になってございます。

7 番（安島さん） 14ページですが、款10教育費、目4文化財保護費の中の説明の13004和算資料製作展示委託ということで58万1千円あります。これにつきましては、新聞でも大きく取り上げられましたし、町長のお話の中でも何度も出てきているんですけれども、これはふるさと歴史館の中で常設展示とされて、ずっとされるわけでしょうか。その辺わかる範囲でお願いします。

教育次長（塚田君） 和算資料の製作の展示の委託ということでございますが、新聞紙上、また町長の方から議会のあいさつの中にもありましたように、新町の市川さんの方から和算に関する貴重な資料を寄託いただきました。和算以外にもいろいろな資料があるんですが、今回、和算に関する20点ほどの寄託をいただき、また資料としてあるものをまた順次見せていただくようなお話になっております。今回ふるさと歴史館の2階のひとつの間に北日名の天幕社の和算の資料が展示してあります。そこの同じフロアの中に今回いただいた和算に関するものを、2月中には、この予算を活用いたしまして展示をし、町民の皆さんに見ていただくと。資料がいろいろありますので、当面その2階の1室は和算に関する資料を今後常設的に、中身の方もいろいろありますので、時期を変えて展示をさせていただくと、そんなような計画でおります。以上です。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第58号 平成22年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第59号 平成22年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

1番（田中君） 5ページをお願いします。

5ページの目の公共下水道事業費の関係でございますけれども、まず委託料の実施設計等委託4,200万円あるんですけれども、これはどこかということと、なぜ、この時期になるのかという、これで設計の仕上がりがいつになるのかの説明をお願いします。

それから、その下の工事請負費の関係、1,412万7千円を減額しているんですけれども、これはどういうことなのか、なぜなのか。入札差金なのか、ちょっと説明をお願いします。その2点お願いします。

建設課長（荒川君） まず13、15の関係でございますけれども、今年度の公共下水道事業につきまして、実は21年度の繰越予算の関係で、大分、事業の方、前倒しで進めております。そんな関係がございまして、設計のストックがほぼ使い切ってしまった、そのような状況の中で、今年度の事業費といたしますと工事費から設計の方を先行させていく、そんなような形で予算の組み替えを行ってございます。

委託の実施設計を進めていく箇所でございますが、村上では上平地域、そして南条地区それぞれ約40ha、合わせまして40haの実施設計を行っていく、そんな予定でございます。

失礼いたしました。これで発注をいたしまして、一応2月末までには実施設計を上げさせていただいて、まだ実は今年度の工事、未発注の予算がございます。そこから工事発注ということも進めてまいりたい、そのように考えております。

議長（春日君） ございますか。

これにて質疑を終結いたします。

1番（田中君） もうひとつ、管渠工事の1, 412万7千円の減額の理由というか、説明を求めていたんです。質問したんですけれども。

建設課長（荒川君） 本年度まだ工事費を減額しても22年度の予算では工事費がもってございます。先ほども申し上げましたが、21年度の繰越事業の関係で設計のストックがほぼ使い切ってしまった状況でございますので、工事費を減額をして委託に組み替えを行い、委託の作業を、実施設計を先行させていく、そんな形での予算の組み替えでございます。

1番（田中君） そこにいてもらってもいいですけども。ということは、工事請負費の減額はストックのあった21年度の中の予算で行うから当面要らなくなった、22年度はその分少なくなるという考えなんですか。入札差金やそれとは関係ないということでもいいかね。組み替えだということ。

建設課長（荒川君） この補正の中では工事費を減額をいたしますけれども、まだ予算といたしまして工事費、予算をもってございます。その執行が設計を進めないと工事発注ができない、そんな状況にまで工事が進んでいるということで、取り急ぎ実施設計4, 200万円を先行発注をいたしたい。工事をする場所の設計を仕上げて、でき上がった2月末、3月に入って今年度の工事を発注していきたい、そんな予定でございます。

1番（田中君） 今、声が出たとおり、ちょっと、なぜそういうことでストックがなくなって設計が品切れになったから、設計に重点するから工事費を減額するのか、その辺の説明がもっとわかりやすく説明をお願いします。

建設課長（荒川君） すみません、説明がちょっと滞っております。

予算といたしますと、まだ1億5千万円強が予算としての工事分の予算をもってございます。この補正を減額補正1, 400万円を減額しても約1億5千万円からのまだ工事をもっているということで、この工事を施工するためにも設計を先行させないと工事をする実施設計がまだ組めていない、そんな状況ということでございます。

そういう事態に陥ったのは、21年度の繰越予算で約4億円、経済対策の事業をもってございまして、今までもっていた実施設計のボリュームですね、工事発注できる箇所を21年度の繰越予算で先行して進めてきていると、そんな状況でございます。

議長（春日君） 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時23分～再開 午前10時24分)

議長（春日君） 再開いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第60号 平成22年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（春日君） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第61号 平成22年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」から追加日程第5「発委第10号 保育制度改革に関する意見書提出について」までの5件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読いたさせます。

（議会事務局長朗読）

議長（春日君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明及び趣旨説明を求めます。

町長（中沢君） 議案第61号「平成22年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」説明いたします。

本案は、国の経済対策を受けて事業を進めるもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,553万円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億8,581万7千円といたすものでございます。

歳入の主な内容でございますが、国庫支出金の安全・安心な学校づくり交付金7,580万円、地域活性化交付金2,391万7千円、保健支出の子宮頸がん等ワクチン接種促進事業補助630万円、地方交付税の再算定によるもの2,658万9千円、学校施設整備事業に係る地方債3,270万円をそれぞれ増額するものであります。また、これに関連いたしまして、財政調整基金の繰入金については、1,517万6千円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容ですが、南条小学校体育館の耐震改修事業で1億3千万円、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業が1,260万円、農業活性化緊急基盤整備事業803万円、入田川の河川改修事業300万円、図書館の図書購入100万円でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただくようお願い申し上げます。

2番（中嶋君） 私からは発委第7号以下3件の発委がございますが、一括して趣旨説明を行います。

最初に、発委第7号『義務教育費国庫負担制度の堅持』を求める意見書について。

意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度については、昭和60年度予算において、旅費、教材費が国庫負担から除外されて以来、平成元年度までの5年間に恩給費の除外、地方交付税不交付団体への退職手当の補助率の大幅削減、共済費追加費用の負担率の引き下げが行われた。さらに平成5年度、共済費追加費用については、1年前倒しして一般財源化され、平成15年度は共済費長期給付と公務災害補償基金負担金が、平成16年度は退職手当と児童手当が一般財源化された。そして平成17年度、18年度は約8,500億円が一般財源化されました。

しかも平成18年度から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、教育の地方格差を拡大するものになっております。

そこで平成23年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望をいたします。

記。1、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

2、国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、共済費、退職手当、児童手当などを復元すること。

次に、発委第9号「ILO看護条約・夜業条約に基づき、医療・介護労働者の大幅増員と夜勤改善を求める意見書について」。

意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制政策のもとでも医師、看護師などの懸命な努力で支えられてきました。

しかし、医療現場は長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなどで看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く、深刻な人手不足になっております。医療現場の実態は、かつてなく過酷になっており、全国各地で医師や看護師等の不足が深刻化しております。

看護師など夜勤交替制労働者の労働条件をILO看護条約・夜業条約に基づき、抜本的に改善し、人手を大幅に増やして安全・安心の医療・介護を実現することが大切になっております。

医療・社会保障予算を先進国並みに増やすとともに、国民が安心して暮らしていける制度が求められています。看護師等の大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について要望をいたします。

記。1、ILO看護職員条約に基づき、看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。

2、日本政府は、ILO看護職員条約（149号条約）及びILO夜業条約（171号条

約)を批准すること。

次に、発委第10号「保育制度改革に関する意見書提出について」。

意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

現在、国は地域主権と称して国が定める保育所最低基準を地方条例に委ね、地方自治体が保育所を増やさなくても乳幼児をつめ込むことによって待機児童解消を可能にする方針を明らかにしている。さらに幼保一体化と称して、直接契約・直接補助方式の導入など介護保険制度をモデルにした保育制度改革を行い、福祉としての保育制度を根本から変える検討を進めております。

この改革案は、児童福祉法第24条に基づく市町村の保育実施責任を大幅に後退させるものであり、規制緩和による保育の市場化を進めるためのものであります。このような改革が行われると、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生ずることになりかねません。あわせてそれぞれ成り立ちも運営形態も異なる幼稚園と保育園の制度を一体化することを、わずか3カ月の短期間の検討で結論を出すことは、社会に大きな混乱を引き起こしかねません。

この間、都市部では保育所の待機児童が急増し、過疎地では保育の場の確保が困難になっています。国の保育制度改革に反対し、下記の事項について要望をいたします。

記。1、国が定める最低基準を廃止・緩和するのではなく、国の責任において改善し、財源を保障すること。

2、国と地方自治体の責任を明記した現行保育制度を基本に保育予算を大幅に増額し、地方自治体による保育施策の拡充を保障すること。

以上よろしくご審議の上ご協賛賜りますようお願いを申し上げます、趣旨説明といたします。

7番(安島さん) 発委第8号「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定に関する意見書について」。

意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

政府は、11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、同月、横浜市で開催されたアジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議において環太平洋パートナーシップ(TPP)協定に関し、国内の環境整備を早急に進めるとともに関係国との協議を開始することを表明いたしました。

TPP協定は、関税撤廃の例外を認めない完全な自由貿易化を目指しており、物品貿易だけでなく、サービス貿易、政府調達、競争、知的財産や人の移動等を含む包括的な交渉が行われることとなります。

県内でも有数の工業集積地である坂城町にとりましては、成長著しいアジア・太平洋地域

と経済連携を推進することは世界市場を視野に入れた経済発展につながり、プラスと考えます。

しかし一方、食料・農業・農村をめぐる状況を見ますと、食料自給率の低迷、農業生産や農業所得の減少、農業人口の減少・高齢化・後継者不足と危機的状況の中、さらに甚大なマイナスの影響を与えかねません。

よって国においては次の事項について適切に対応するよう強く要請いたします。

記。1、全品目についての関税撤廃が原則であるTPP協定については、国会において十分に審議するなど国民的合意が得られるまで参加しないこと。

2、国際貿易交渉にあたっては、各分野において適切な国内対策を先行的に実施すること。

特に農業分野に関しては「多様な農業の共存」を理念とする我が国のこれまでの基本方針を堅持し、食の安全と安定的な供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことのないよう対応すること。

以上よろしくご審議の上ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（春日君） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

議案調査のため暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時44分～再開 午前10時55分）

議長（春日君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第61号 平成22年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

6番（入日さん） 6ページの歳出の方ですが、民生費の目4心身障害者福祉費で福祉施設自主製品販路拡大等補助金90万円がもってありますが、5ページ、すみません。その具体的、これからどんなふうに取り組むのかという内容をお願いします。

それから、その下の款4衛生費で予防費、子宮頸がん等予防接種、3種類のワクチン接種にやっと補助が出るんですが、22年度ということでは来年の3月までなんですが、今後の日程だとか、あるいは中学生の対象学年、そういうものについて、どの程度の対象範囲なのか、お願いいたします。

福祉健康課長（中村さん） 答えいたします。

まず心身障害者福祉一般経費の福祉施設自主製品販路拡大等補助金についてでございますが、これにつきましては、けやき横丁に障害者の就労継続支援の事業所が出店する予定でございます。その事業所において千曲・坂城地域の自立支援協議会に所属する福祉施設でつくりました自主製品の展示販売をするということでございまして、その展示販売をする整備に

対して補助をするというものでございます。

それから次に、子宮頸がん等予防接種なんですが、22年度につきましては、子宮頸がんにつきましては現在の高校1年生を対象に実施をしたいと考えております。ヒブワクチンにつきましては、2カ月児から4歳児まで、肺炎球菌については2カ月児から4歳児まで、それぞれ年齢にあった接種、22年度に接種をしていただく時期の方に接種をしていただくということで考えております。

細かいことにつきましては、20日に県の説明会がございます。それを受けまして1月にそれぞれ個人に通知を差し上げまして対象とする方に通知を差し上げまして2月、3月で実施をしていきたいと考えております。以上でございます。

9番（宮島君） 1点質問させていただきます。

6ページの款10教育費の関係の節の小学校耐震化工事の1億3千万円、この工事内容について最初にひとつお答えいただきたいと思っております。

教育次長（塚田君） 工事内容というご質問でございますが、今まで各小学校等進めていましたように、これにつきましては耐震補強工事というものと、それから大規模改修工事という2本立てでの工事を実施しております。耐震につきましては、耐震診断をやった中で耐震基準の低いものについて、その施設の補強、それから大規模改修におきましては、長年経過しております施設の老朽化の部分に対する補修という事業内容で進めてまいりたいというふうに考えております。

それで、この事業につきまます補正予算につきましては、南条小学校の体育館を予定しております。以上です。

9番（宮島君） 内容の大まかなことはわかりましたけれども、具体的に耐震はこういう部分でこうだと、いわゆる順番はこうなっていると、大規模改修については、私は体育館だから、そんなに派手な工事ではないというふうに理解をしているわけですが、具体的にちょっとお答えいただきたいと思っております。今の内容ではちょっとわかりませんので。

教育次長（塚田君） お答えをいたします。

建築家の専門ではございませんので、どこまで詳しくお話しできるかということがありますが、通常今まで小学校等の耐震につきましては、桁、要するに一番の支えにあります桁の補強、それから、つかい棒といいますか、支え、鉄骨の支え、それから基礎工事におきましては基礎の布基礎のやり替え、今の耐震については、やはり震度6というのが基準になっておりますので、その震度6に対して、その建物が維持できる補強工事ということで、それぞれの桁とか基礎とか、そういうものについて耐震の状況を見ております。それについての補強工事が主体になっております。

また大規模改修という中では、先ほども申しましたが、例えばトイレとか洗面所とか通常

家庭で言われる天井の雨漏りだとか、そういった耐震補強以外に係る修理、整備、きれいにしていくという、そういう工事が大規模改修というふうになっております。こういうご答弁でよろしいでしょうか。以上でございます。

9番（宮島君） 時間との関連もあるから、あまりくどい話は失礼になりますが、今ちょっと次長さんの答弁の中では、耐震は、いわゆるそういう桁とか震度6というような基準、大改修にはトイレが中心だという。それでは、実際の金額の1億3千万円の内容は、どこへどういうふうに使われているか、もう少し具体的に。

それとちょっと気になったのは、専門家じゃないからというような発言があったが、これは私も次長さんに期待をしているから、専門家以上の知識があつての入札が済んでいるというふうに理解しているんですが、その辺を含めてひとつお答えいただきたいと思います。以上です。

教育次長（塚田君） もう少し詳しいお答えということでございますが、実際には、この見積りに対する設計書ができております。構造補強工事、それから直接耐震に係る工事につきましては、補強工事、それから仮設費、それから現場管理費、そういうものを含めて約9,800万円。それから先ほどの大規模改修につきましては、例えばトイレの改修、それから廊下の一部改修、それから電灯設備、火災報知機、それから衛生施設、排水・給水施設、そういったものが大規模改修の中に入っております。

1億3千万円ということですので、これだけの中身の資料がありますので、これを詳しく説明するとひとつずつ内容的なものはありますけれども、先ほど申しましたように、基本的には地震に対する強度の補給と、それから今まで何年も使ってきた施設の老朽化になっている箇所の修理と、そういう2点について対応していくというふうにご理解いただければというふうに思います。以上です。

議長（春日君） 質問の回数は2回でありますので、効率よくご質問いたしてください。

4番（大森君） 6ページの款6農業水産費、農業費のところの説明で、用水路の工事と、それから測量設計と。これは場所について、どこなのかをお示してください。

産業振興課長（宮崎君） お答えいたします。

場所については、今考えているのは、入横尾の上原地区、南日名の扇田、上五明、下西花弁団地の南、上平島、計で468mの用水路工事を予定してございます。以上です。

4番（大森君） これらの改修だということですね。これは今まで水路としてあつたけれども、何らかの理由で流れたとか、うまったとか、何かそういうようなことでのことでしょうか。その辺について。

産業振興課長（宮崎君） お答えいたします。

この事業につきましては、緊急の経済対策ということで、事業の選定につきましては基本

的には水路改修ということでございます。

そういう中で、私どもとすると町単補助工事の中で各区から要望が上がってきた中で、何年も何年もかけてちょっとずつやる、そういう長期的なところで、しかもそれぞれの地区の中で要望順位を挙げて取り組んでおられるようなこの4カ所について選定させて、先行的に工事をするというようなことでの対応ということで、よろしくをお願いします。

1番（田中君） 6ページの先ほど出ました南条小学校の耐震化の関係でございますけれども、一応これから卒業式、入学式に向かうんですけれども、設計して、それから工事に入るということなんですけれども、そういう期間中、工期は大体いつまで予定しているか、期間中の使用はどうなっているか。特に大きな卒業式、入学式等も控えているわけです。

その中でもうひとつ、毎日あそこは、私ちょっと知らないんですけれども、外を通ると、いつも電気がついて、夜、ママさんバレーか何か毎日ぐらいにやっぴらっしゃるんですけれども、そういう人たちは工事中の使用はどうなるのか、その辺の説明をしていただきたいと思えます。

教育次長（塚田君） お答えをいたします。

工期につきましては、この事業、実は緊急経済対策に係る事業というようなことで23年度に実施を当面予定をしていたということですが、県の方からの通知によりまして、22年度中に前倒しのできるもの、要するに実施計画が済んでいて、その事業に着手していけるものについては取り入れてほしいということで今回補正をお願いしておるものであります。

22年度までについての経済対策の中では、補助率も耐震補強について3分の2というようなこと、それから大規模改修についても3分の1というようなことで補助率もいいという中で、23年度以降についてはちょっと不明な点がございますので、取り入れられるという状況ですので今回取り入れていくということです。ですから、期限につきましては、今回ここで取り入れて3月前に完成というわけにはいきません。それは県の方も承知しておりますので、今後、業者選定委員会、それから議会へもまた入札の結果等のご承諾をいただくような方法を取り、繰り越しを対応していくような状況になるんだろうというふうに考えております。

ですから、今期については坂城小学校が本年度対応したように、来年の夏休み、主には休み等子どもたちの授業に差し支えないような状況をとる中で夏休み終了までには完成をさせたいというふうに考えています。

それから体育館、今使われておりますが、こういう事業をやっていけるようになるよというようなことで、学校の方、それからPTAの方にもお話ししております。中学校、それから文化センターの方も夜の会合をしておりますので、その中で使っているところもございしますが、ほかとの計画の状況を取りながら、そちらの方を利用されるような方法で進めていき

たいというふうに思っております。以上です。

1 番（田中君） わかりました。

特に一般の人たちがあそこはほとんど1年中、毎日ぐらいに夜になると電気がついて何かやっているようなので、そういう人たちが文化センターや中学校の体育館を使いやすいように、同じような条件で使えるような配慮をひとつ考えておいて取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

1 0 番（池田君） ちょっと2点ほどお伺いいたします。

歳入で款13項2目9、この中で説明で007の地域活性化ということで190万円入っているわけですね。歳出を見ると、款3項1目4の19051へ90万円、それから款10項4目3、当初100万円ということで振り分けているわけですね。国庫補助をいただくには当然、申請をしないともらえないと思うんですが、これはどういう理由でこの2点の申請をされたのか。また、この活性化というのは、どういうところへ使われるのか。使われる用途がいろいろあると思うんですが、それもちょっとお聞かせをいただければありがたいなと思います。

それから款10項2、議論になっています小学校の耐震化であります。財源でお聞きしたいわけですが、国庫補助、それから地方債、基金の繰り入れ、一般財源と分かれております。一般財源の方は10万円しか出ておりません。繰入金金の140万円は備考を見ると、恐らく設計管理の140万円に充当したのかなという解釈をいたします。そこで起債が3,270万円、一般財源が10万円しか出していませんね。やはり後世に負担を減らすために起債の方はできるだけ私は少なくした方がいいのではないかとことを考えるわけですが、今回このように財源を組んだ説明をお願いしたいと思います。2点お願いします。

財政係長（柳澤君） ただいまご質問いただきました歳入の部分についてご説明を申し上げてまいります。

1点目の地域活性化の住民生活に光を注ぐ交付金という部分でございます。この部分につきましては、国の補正予算にかかわります地方財政対策というような状況になっております。この部分につきましては、現在、配分がまだ一次配分というような状況でしか来てまいらない状況で、二次配分はこれからというような状況になっております。そういう中でも残り3カ月で事業展開をするというようなところにあてられる事業につきましては、計上していかなければいけないというような状況でございます。今回の補正予算の計上というような状況とさせていただいたところになっております。

あてられる分野でございますけれども、いわゆる弱い立場の方々の自立支援や対策、あるいは知的な分野への対応というようなところでの充当が可能というような状況となっている

ところでございます。

それから学校の耐震化への財源充当という部分でございます。

ご指摘のとおり、極力起債の残高につきましては減少をさせてまいりたい、適切な財政運営をとというご意見でございます。そういう中でございまして、今回につきましては、国庫補助金が入ります。それから、そのほかの地方負担ということであてられますきめ細かな交付金を入れて極力、一般財源等々を持ち出さないというような部分で想定をしたところであります。

一方、この地方債、今回起こしてあります学校施設等の整備事業債でありますけれども、この部分につきましては、極力、新発債を抑えたいという状況ではあるんですけれども、地方債の種類なんです、補正予算債という部分でございまして、耐震補強分につきましても交付税算入率がおおむね60%、それから大規模改修分につきましても45%というようなところで、公債費方式による交付税算入が可能というような状況となっております。また残りの部分につきましても、単位費用で交付税算入が措置されるというような情報が届いているところであります。

そのような部分でございまして、交付税算入率が高い部分につきましては、起債の対応が適切なのではという判断をいたしまして、今回のところは国庫の補助金、きめ細かな交付金、起債、それから設計管理料の文教基金からの繰入金、そして残りの部分につきまして、起債のところで端数の処理が出てまいりますので、10万円の一般財源というような組み立てをさせていただいたところでございます。

10番（池田君） 再質問させていただきます。

まず福祉施設、これはあそこが空き部屋になってから民間の方も申し込みがあったというような話も聞きながら推移を見ていたわけですが、結果的に福祉施設に入居していただくということが決まったようであります。そこらの辺の経過をちょっとお聞きしたいと思うわけですね。福祉施設にどういった理由でお願いができたのか、そこらの辺をちょっとお聞きしたいと思います。

それから福祉施設が入居していただいて家賃の方はどういうふうになるのか。例えば減免の措置をされるのか、そこらの辺もあわせてお伺いをいたします。

それから図書を選定したということですが、図書はどのような図書を買うのか。図書館では毎年400万円ばかり一般会計から予算を組んで出しているわけですが、あえてここで100万円を図書に充当するという理由をお聞かせいただきたいと思っております。

それから小学校の耐震化事業であります、起債、交付税対象がいろいろ有利になるという今、説明があったわけでありまして、3,270万円を返済するにあたって後年度どのくらいの交付金の算定が見込まれるのか。それと利率はどのぐらいでお借りになれるのか、この

点をお伺いたします。

産業振興課長（宮崎君） 私からは、けやき横丁に関する経過というご質問についてご答弁させていただきます。

けやき横丁につきましては、商業インキュベーター施設というようなことの中で立ち上がってきているわけですが、設立当初の中でもいろいろ検討をして進めてきたと。入居についても、それぞれまちづくり坂城と商工会、そして私どもで審査会等を持って進めてきた、そういう施設でございます。

そういう中で、当時も福祉施設からの要望もある中で社会福祉協議会との連携でこれについておりにいただいたという経過もある中で、福祉施設、社協が撤退ということの中で結果的にはほかのところさんに入っていたいたんですけれども、そういう中で福祉施設というものについても地域の方からの要望もいただいていたというような状況でございます。

そういう中で、やはり賑わいを創出という観点からすると、それらの施設についてもいいのではないかなという判断を私ども理事者あるいは商工会、まちづくり坂城等とさせていただいて福祉施設にご利用いただくというようなことになっております。

それともう1点は家賃の関係でございますが、これにつきましては、現状の中では私どもとすると通常にいただいきたいと。それについては福祉施策の中で補助されるかどうかというのはちょっと、すみません、細かくはあれですが、対応ということで家賃そのものについては、私どもとすれば、いただいて入居をしていただくというふうに考えてございます。

教育次長（塚田君） 100万円の図書の購入ということでございますが、先ほど財政係長の方からも申し上げましたが、今回、国庫補助の10分の10ということで対応していきたいということであります。通常一般財源でほとんどの図書は購入しておるんですが、今回この事業が取り入れられるということで、一部来年度の事業の削減というようなことも考えあわせて100万円入れていきたいということです。

ですから、図書の購入の内容につきましては、通常、一般図書、児童図書、共同図書、参考図書といったたぐいのものを図書館の司書を中心に選定をして、例年3,400～3,500冊購入しております。ですので、通常400万円ぐらいあるんですが、そのうちの100万円分ぐらい、1千冊ぐらいをここで来年度考えている図書の中から選定をして購入をしていきたいと、そのように考えております。以上です。

財政係長（柳澤君） 後年度負担と、それから利率ということでございます。後年度負担につきましては、先ほどちょっと触れましたけれども、交付税算入におきます公債費方式、それから単位費用による措置ということで考えますれば、ほぼ全額につきまして交付税算入がなされるという考え方でございます。

それから利率につきましては、現在1.3%から1.5%を予定をしているところでござ

います。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「発委第7号 『義務教育費国庫負担制度の堅持』を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3「発委第8号 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に関する意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「発委第9号 ILO看護条約・夜業条約に基づき、医療・介護労働者の大幅増員と夜勤改善を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第5「発委第10号 保育制度改革に関する意見書提出について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第6「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（春日君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査調査とすることに決定いたしました。

議長（春日君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会のあいさつがあります。

町長（中沢君） 平成22年第4回坂城町議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

12月7日に開催いたしました本議会は、本日までの11日間にわたりご審議をいただきました。提案いたしました専決処分事項の報告、上田広域連合に係る規約の改正並びに財産処分、町の公の施設の指定管理者の指定、一般会計及び特別会計補正予算4件、そして本日の最終日に追加提案いたしました一般会計補正予算について原案どおりご決定をいただき、ありがとうございました。

12月15日、日銀が企業短期経済観測調査を発表いたしました。エコカー補助金の打ち切りや家電エコポイントの縮小、円相場の高止まりなど日本経済の緩やかな回復傾向に対して、一般的には景気の踊り場、あるいは景気回復の一服感と表現されております。踊り場から回復の階段へ、ぜひ上っていただくことを願っております。

年末を迎え、町内企業の皆さんにおきましては資金需要が高まってまいります。町及び商工会では国の緊急保証制度や県、町の制度資金、セーフティネットの認定業務などに対応するために12月29日、30日の2日間、午前9時から午後5時までに窓口を開設して利用者にお答えしてまいりたいと思っております。

この15日の新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会の中央要望活動につきましては、議会中であるということもあって副町長と建設課長、また議会では塚田高速交通対策委員長さんに参加していただきまして、千曲市長を初め上田市、長野市の関係者と民主党陳情要請対策本部、それと国土交通省に早期事業化について要望したところでもございます。道路はつながらないと道路とは言えない。省としても重要路線として考えているというような意向もございましたけれども、今後皆さんと一体となって、あらゆる場を通じ、早期の事業化に努めてまいりたいと思っております。

この22日には、民主党県連の倉田幹事長らに鼠橋から力石バイパスまでいろいろ視察していただき、そのような意向を民主党県連からも、また別のコースで要請してまいりたいと、こんなふうにも考えているところでもございます。

2月4日には経済の将来展望、経営戦略を俯瞰工学の専門家、松島克守東大名誉教授を講師にお迎えして恒例の新春経済講演会が開催されることにもなっております。

2月26日には、また町民一人一人がかけがえのない存在として尊重されるとともに、福祉に対する理解を深め、明るい住みよい人権尊重のまちづくりの実現を目指しまして、人権を尊重し、豊かな福祉の心を育む町民集会を開催いたします。

県下でもハイレベルの和算資料の寄託をいただいたので、この一部の展示や講演も企画しております。坂城町の新たな文化の核として和算もひとつの柱になればと期待しているところでもございます。

今年も何件かの火事があり、大切な財産が失われました。また国道では2件の死亡事故も発生いたしました。事件や事故が多発しやすい時期にもなっております。26日からは消防

団による歳末警戒が実施されます。

ノロウイルスやインフルエンザなどの文字が新聞を賑わす昨今でございます。まず安心・安全なまちづくりに、ますます皆さんのお力をかり、また皆さんにもご活躍されんことを心からお願い申し上げまして閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

議長（春日君） これにて平成22年第4回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時36分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書

義務教育費国庫負担制度については、昭和60年度予算において、旅費・教材費が国庫負担から除外されて以来、平成元年度までの5年間に恩給費の除外、地方交付税不交付団体への退職手当の補助率の大幅削減、共済費追加費用の負担率の引き下げが行われた。更に平成5年度、共済費追加費用については一年前倒しして一般財源化され、平成15年度は共済費長期給付と公務災害補償基金負担金が、平成16年度は退職手当と児童手当が一般財源化された。そして平成17年度・18年度は約8500億円が一般財源化された。

しかも、平成18年度から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、教育の地方格差を拡大するものになっている。

そこで、平成23年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。
- 2 国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、共済費、退職手当、児童手当などを復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月 日

衆議院議長 横路孝弘
参議院議長 西岡武夫
内閣総理大臣 菅直人
総務大臣 片山善博 殿

財 務 大 臣 野 田 佳 彦
文 部 科 学 大 臣 高 木 義 明

長野県埴科郡
坂城町議会議長 春 日 武

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定に関する意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第１０９条第７項及び坂城町議会会議規則第１４条第３項の規定により提出する。

(別紙)

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定に関する意見書

政府は、１１月９日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、同月横浜市で開催されたアジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）首脳会議において、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定に関し、国内の環境整備を早急に進めるとともに関係国との協議を開始することを表明した。

ＴＰＰ協定は、関税撤廃の例外を認めない完全な自由貿易化を目指しており、物品貿易だけでなくサービス貿易、政府調達、競争、知的財産や人の移動等を含む包括的な交渉が行われることとなる。

県内でも有数の工業集積地である坂城町にとっては、成長著しいアジア・太平洋地域と経済連携を推進することは、世界市場を視野に入れた経済発展につながりプラスと考える。

しかし、一方食料・農業・農村をめぐる状況をみると、食料自給率の低迷、農業生産や農業所得の減少、農業人口の減少・高齢化・後継者不足と危機的状況のなか、さらに甚大なマイナスの影響を与えかねない。

よって、国においては、次の事項について適切に対応するよう強く要請する。

記

- 1 全品目についての関税撤廃が原則であるＴＰＰ協定については、国会において十分に審議するなど、国民的合意が得られるまで参加しないこと。
- 2 国際貿易交渉に当たっては、各分野において適切な国内対策を先行的に実施すること。特に農業分野に関しては「多様な農業の共存」を理念とする我が国のこれまでの基本方針を堅持し、食の安全と安定的な供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことのないよう対応すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年１２月 日

衆議院議長 横路孝弘
参議院議長 西岡武夫
内閣総理大臣 菅直人

外務大臣 前原誠司 殿
農林水産大臣 鹿野道彦
経済産業大臣 大嶋章宏
国家戦略担当大臣 玄葉光一郎

長野県埴科郡

坂城町議会議長 春日 武

ILO看護条約・夜業条約に基づき、医療・介護労働者の
大幅増員と夜勤改善を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

ILO看護条約・夜業条約に基づき、医療・介護労働者の
大幅増員と夜勤改善を求める意見書

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制政策の下でも、医師、看護師などの懸命な努力で支えられてきた。

しかし、医療現場は、長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなどで、看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く深刻な人手不足になっている。医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、全国各地で医師や看護師等の不足が深刻化している。

看護師など夜勤交替制労働者の労働条件をILO看護条約・夜業条約に基づき抜本的に改善し、人手を大幅に増やして、安全・安心の医療・介護を実現することが大切になっている。

医療・社会保障予算を先進国並みに増やすとともに、国民が安心して暮らしていける制度が求められている。

看護師等の大幅増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について要望する。

記

- 1 ILO看護職員条約に基づき、看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。
- 2 日本政府は、ILO看護職員条約（149号条約）およびILO夜業条約（171号条約）を批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月 日

内閣総理大臣 菅 直 人
総務大臣 片 山 善 博
財務大臣 野 田 佳 彦 殿
文部科学大臣 高 木 義 明
厚生労働大臣 細 川 律 夫

長野県埴科郡

坂城町議会議長 春 日 武

保育制度改革に関する意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

保育制度改革に関する意見書

現在、国は地域主権と称して国が定める保育所最低基準を地方条例に委ね、地方自治体が保育所を増やさなくても、乳幼児を詰め込むことによって待機児童解消を可能にする方針を明らかにしている。さらに「幼保一体化」と称して、直接契約・直接補助方式の導入など介護保険制度をモデルにした保育制度改革を行い、福祉としての保育制度を根本から変える検討をすすめている。この改革案は、児童福祉法第24条にもとづく市町村の保育実施責任を大幅に後退させるものであり、規制緩和による保育の市場化をすすめるものである。このような改革が行われると、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることになりかねない。あわせてそれぞれ成り立ちも運営形態も異なる幼稚園と保育園の制度を一体化することを、わずか3ヶ月の短期間の検討で結論を出すことは、社会に大きな混乱を引き起こしかねない。

この間、都市部では保育所の待機児童が急増し、過疎地では保育の場の確保が困難になっている。国の保育制度改革に反対し、下記の事項について要望する。

記

- 1 国が定める最低基準を廃止・緩和するのではなく、国の責任において改善し、財源を保障すること。
- 2 国と地方自治体の責任を明記した現行保育制度を基本に保育予算を大幅に増額し、地方自治体による保育施策の拡充を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月 日

内閣総理大臣 菅 直 人
厚生労働大臣 細 川 律 夫 殿

長野県埴科郡
坂城町議会議長 春 日 武

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	<p>1. 町製造業の活性化対策の取り組みについて</p> <p>イ. 21年県工業統計（速報値）に対する町の所見は</p> <p>ロ. 製造品出荷額や粗付加価値等の分析調査の検討は</p> <p>ハ. 活性化対策の取り組みをすべきであるが</p> <p>2. 第5次長期総合計画の住民参画について</p> <p>イ. 地区懇談会の開催状況と住民の関心と反応は</p> <p>ロ. 住民参画のあり方は十分か</p>	<p>1 番 田中邦義</p>	<p>町 長</p> <p>産業振興課長</p> <p>企画政策課長</p>
2	<p>1. 小中学校教育の新たな方向について</p> <p>イ. 行政と教育委員会の連携による施策の推進について</p> <p>ロ. 新たな学力向上施策の方針は</p> <p>ハ. 小中学校の不登校・いじめの問題の対応について</p> <p>ニ. 教員免許更新制について</p> <p>2. 屋代高校附属中高一貫校開校について</p> <p>イ. 受験低年齢化と大学受験重視の懸念は</p>	<p>9 番 宮島祐夫</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p>
3	<p>1. 坂城高校について</p> <p>イ. 創立100周年を迎えて</p> <p>ロ. 『ものづくり講座』の新設について</p> <p>2. 産業観光について</p> <p>イ. ねずみ大根による振興策は</p> <p>ロ. おしぼりうどんで集客を</p> <p>3. 脳脊髄液減少症について</p> <p>イ. 周知と対応は</p>	<p>7 番 安島ふみ子</p>	<p>町 長</p> <p>産業振興課長</p> <p>福祉健康課長</p>
4	<p>1. 長期総合計画について</p> <p>イ. 第4次長期総合計画の評価は</p> <p>ロ. 第5次長期総合計画と具体的施策について</p> <p>2. 職員体制について</p>	<p>6 番 入日時子</p>	<p>町 長</p> <p>企画政策課長</p> <p>総務課長</p> <p>子育て推進室長</p>
5	<p>1. 町の前途への思いは</p> <p>イ. 今後の町政は</p> <p>ロ. 長期計画に光輝放つ柱を</p> <p>2. 町内に眠る古文書の保存を</p> <p>イ. 個人所有の古文書、保存心配ないか</p> <p>ロ. 保存場所の設置を考えないか</p>	<p>13番 柳澤 澄</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>企画政策課長</p>

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
6	1. 次期町政について 2. 第5次長期総合計画について イ. 新たな視点と特長は ロ. 地区懇談会を実施して ハ. 実施計画のパブリックコメントは 3. 建設業振興について イ. 住宅リフォーム助成について ロ. 公共建築物木材利用促進法について	5 番 山城 賢一	町 長 企画政策課長 建設課長
7	1. 葛尾組合焼却施設について イ. 千曲市への移設は ロ. 地元中之条区への対応は 2. 少子化対策の根幹について その3 イ. 子宮頸ガン、ヒブワクチンの集団接種を ロ. 小・中学生に性教育を 3. 町を元気に イ. ゆるキャラで町のPR ロ. 小・中学生にデザインを	2 番 中嶋 登	町 長 教 育 長 福祉健康課長 まちづくり推進室長
8	1. 災害に強い町づくり イ. 内水被害対策について ロ. 8月31日ゲリラ豪雨について ハ. 災害見舞金について 2. 町内経済の活性化のために イ. 町内経済の現況は ロ. 住宅リフォーム助成制度の創設を ハ. 小規模事業者登録制の導入を	4 番 大森 茂彦	町 長 建設課長 福祉健康課長 産業振興課長 企画政策課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
9	1. 工業振興と国際交流について イ. 意義と成果は ロ. シフト企業の実状把握は ハ. 住工混在は解消されているか 2. TPP問題について イ. TPP問題をどう判断されているか 3. 定住自立圏構想推進について イ. 構想の進捗の実状は ロ. 町民に理解を得る説明を 4. 広域ごみ焼却場について イ. 広域ごみ焼却場建設の実状の説明を	12番 柳沢昌雄	町 長 産業振興課長 企画政策課長 住民環境課長
10	1. 子ども達の健やかな成長を願って イ. 児童・生徒の現状は ロ. 食を通じた健康づくりのネットワークについて ハ. 食育・学校給食センターの役割について 2. ゴミ減量への取り組み イ. 減量化への取り組みと効果は ロ. 今後の方策は	11番 円尾美津子	町 長 教 育 長 福祉健康課長 教 育 次 長 住民環境課長